

第1日目（9月3日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。ただいまから平成25年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は26名であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から午後欠席の届け出が出ておりますので報告いたします。

[午前9時30分]

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によって議席番号13番・関 常幸君及び議席番号14番・井上智明君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期につきましては、去る8月23日の議会運営委員会において協議していただいた結果、お手元に配付をした会期日程表のとおり決定していただきました。つきましては本定例会の会期は、本日9月3日から9月19日までの17日間としたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日9月3日から9月19日までの17日間と決定いたしました。

○議 長 ここで総務部長から発言を求められておりますのでこれを許します。総務部長。

○総務部長 おはようございます。大変貴重なお時間をお借りして申しわけございませんが、本日議席のほうに所信表明資料、議案報告案件等の訂正につきまして正誤表及び差しかえ分を配付させていただいております。ご覧いただきたいと思っております。

先月23日に配付いたしました所信表明資料、議案報告案件等の記載事項の一部に誤りがございましたので、まことに恐縮の至りでございますが、ご訂正及び差しかえをお願いするものでございます。

正誤表に記載の1の所信表明資料から裏面にわたります6の第75号議案 国保特別会計補正予算（第1号）までは字句等の訂正でございまして、3の財産に関する調書及び5の公営企業会計決算審査意見書の訂正につきましては、表の中の訂正でございまして、このたび表ごと差しかえさせていただいているものでございます。

正誤表の裏面最後になりますが、二重丸で差しかえとあります第19号報告及びそれに伴う健全化判断比率及び資金不足比率に係る監査委員の審査意見書でございまして、将来負担比率の算定に用います退職手当見込額というのがございます。これにつきましては当市では新潟県市町村総合事務組合で共同処理をしております、この数値につきましても事務組合のほうで算定して報告を受けておるものでございます。それが先週になりまして、昨年定年退

職者が 50 名と大変多かったのですが、その方々を本来当然除算してこれからの退職手当を見込むわけですが、コンピューターのほうの入力か、誤作動でしょうか、それが除算されていない数字を報告してしまったということで、訂正報告を先般受けまして、このたび算定し直しまして丸正ということで差しかえをお願いするものでございます。

皆様の任期最後の定例会でございます。そういった議会の開始早々多くの訂正のお願いでまことに恐縮の限りでございますが、以後こうしたことがないように重々気をつけますので大変お手数でございますが、訂正、差しかえのほどよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議 長 日程第 3、諸般の報告、議員派遣結果報告及び監査結果報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第 4、市長所信表明及び行政報告を行います。市長。

○市 長 おはようございます。9 月定例議会でございます。今ほど総務部長から話がありましたように、議会の皆さん方、現任期の最後の議会ということであります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。それでは所信表明の総論から入らせていただきます。

平成 25 年 9 月定例会の開会に当たり、議員各位のご健勝をお慶び申し上げます。また、日ごろ市政にご尽力いただいていることに対しまして、深甚なる敬意を表しますとともに感謝申し上げます。

ここで、6 月定例会以降の経過等についてご報告申し上げます。

まず最初に、ここに記載はございませんが、きょうの新潟日報にも掲載されておりましたように、南魚沼市消防団が平成 23 年新潟・福島豪雨の災害の際に、救助あるいは避難こういふことに対して顕著な活動があった。それが評価をされたということでありまして、昨日首相官邸で、総務省枠であります消防庁のほうの関係であります。内閣総理大臣の表彰を受けて参りました。まことに私どもの市にとっても、そして消防団にとっても名誉なことでありますし、今後の活動の励みにもなるということであります。ご報告を申し上げておきます。新潟県では我が市 1 市であります。47 都道府県から 1 団体といいいますかそういう形であったように伺っておりまして、昨日あわせて祝賀会も開催させていただきました。大変ありがとうございました。

それでは第 1 に、保健・医療・福祉についてご報告申し上げます。

本年 4 月 1 日に予防接種法に基づく、定期の予防接種となりました子宮頸がん予防ワクチンにつきまして、厚生労働省の通達により、6 月から対象者への積極的な勧奨を控え、個人の希望による接種としております。また、風しん予防接種につきましては、県の風しん予防接種緊急対策事業の実施を受けまして、当市でも今年度の接種者に対し、費用の一部を助成することといたしました。全国的な流行によりワクチン不足が心配されたところではありますが、医療機関のご協力による定期接種の優先や感染の鎮静化傾向と相まって、今のところ混乱なく推移しております。引き続き、情報収集に努め、市民への案内を的確に行いながら予防接種事業の安全実施に努めてまいります。

高齢者福祉関係につきましては、前年度に引き続き、県の補助を受け「生活・介護支援サポーター養成事業」に取り組んでまいります。この事業は、市民を対象にサポーター養成研修を行うことにより、高齢者や障がい者への生活・介護支援サービスの担い手を養成するものであります。

介護保険関係につきましては、第5期計画における施設整備、ミニ特養1か所、小規模多機能居宅介護1か所が今年度内に完成する予定であります。

子育て支援関係につきましては、保育園で、エアコンの設置、プールの塗装修繕、トイレの改修等、暑さ対策や安全対策等を含めた施設整備が順調に進んでおります。

学童保育につきましては、今まで藪神地区からは浦佐認定こども園の学童保育に通っていましたが、7月25日から藪神小学校体育館内に「藪神クラブ」を新設し、通年で13人、長期休みで6人、合わせて19人の子どもたちが通っております。

また、上田地区では現在4人の児童が中之島クラブに通っておりますが、中之島クラブも受け入れの上限を超えている状況でありまして、アンケート調査の結果15人以上の利用希望があり、将来的には35人以上の利用も見込まれることから、来年度の設置に向けて検討を行うため、今定例会の補正予算に実施設計費を計上させていただきました。

子どもの医療費助成につきましては、「18歳以下の3人以上の子どもがいる世帯のみ中学卒業まで」を対象としておりましたが、9月1日から県単事業が拡充されたことを受け、「全ての子どもについて中学校卒業まで」に拡大いたしました。

国民健康保険事業につきましては、5月の議会全員協議会で説明のとおり保険税率を据え置いて運営しておりますが、関連する補正予算を今定例会に計上いたしましたので、よろしくごお願い申し上げます。

後期高齢者保健事業につきましては、75歳以上の方に対する肺炎球菌ワクチンの予防接種助成事業を実施しております。6月末までに、対象者9,485人に接種券を郵送し、7月1日から各医療機関で接種を行っております。

次に、教育・文化についてであります。

大原運動公園整備につきましては、野球場建設及び周辺工事ともに順調に進んでおり、進捗率は8月末日現在で59%となっております。また、多目的グラウンド改修工事につきましては、入札を8月8日に実施し、今定例会に契約案件を上程しております。

図書館整備につきましては、米倉医院及びやすかわ整形外科の移転先の内装などの工事を行い、9月末頃に移転の予定であります。並行して現在は、地盤強化のための土間下への強化剤の注入工事を行っており、その後、図書館本体の工事に入ります。進捗率は8月末現在で、38%となっております。

新図書館に関する条例改正及び体育施設の指定管理に関する条例改正につきましても今定例会に上程しております。

8月3日に開催いたしましたナイトウォークでは、ファミリーコース、チャレンジコースと合わせて755人の市民が参加し、牧之通りなど真夏の市内の夜景を満喫いたしました。

財団法人全日本スキー連盟A級公認の第25回塩沢ジャンプ大会が、8月25日に石打ジャンツェにおいて開催され、この冬のソチオリンピックを目指して、全国各地から総勢100人余りのトップレベルの選手が参加いたしました。男子では、岡部孝信選手とか当初エントリーしておったのですけれども都合で欠席になりました。舟木和喜選手らのベテランをはじめ、新潟県出身の清水亜久里選手が、ソチオリンピックから正式競技に採用される女子ジャンプでは、高梨沙羅選手、伊藤有希選手をはじめ、地元期待の茂野美咲選手などが参加いたしました。結果は皆さん方ご承知のとおりでございます。

また、8月29日、30日には、関東甲信越静地域の1都10県の公民館関係者950人余りにより「関東甲信越静公民館研究大会」を湯沢町と共同開催し、南魚沼の魅力と情報を発信いたしました。

県が設置を検討しております県立武道館につきましては、7月8日開催の第3回県立武道館基本構想検討会議において、県立武道館建設誘致に対する2回目のプレゼンテーションを、誘致要望を表明している他の4市とともに行いました。今後とも誘致実現に向け鋭意努力してまいります。

市立城内・大巻・五十沢中学校の統合方針につきましては、4月19日から7月8日の五十沢地区市政懇談会まで、17回の説明会を実施いたしました。説明会では統合に対する大きな反対意見は出ませんでした。不登校、いじめ等、運営面で心配される意見が多く出ました。今後設置を予定しております準備委員会等で検討を重ねてまいりたいと思っております。

新潟県同和教育研究集会が、8月9日に当市を会場に、県内から1,240人の参加を得て、県内各地で取り組まれております同和教育・人権教育の実践を持ち寄り、ともに学び合い、人権・同和教育の解決に向けての教育活動のあり方やその道筋を明らかにすることを目的に開催されました。

市立総合支援学校につきましては、高等部3年生の生徒が念願の介護職員初任者研修これは旧ホームヘルパー2級でありますけれども、この資格を取得することができました。また、子どもたちは寄贈いただきましたグランドピアノを使い、大好きな歌や踊りを楽しみ、コンサートも開催するなど充実した学校生活を送っております。なお、ことしの24時間テレビ「愛は地球を救う」に総合支援学校の生徒が出演し、校歌を合唱いたしました。

国際交流基金事業につきましては、6年目を迎えましたアメリカへの中学生海外派遣これを、8月21日から8日間、生徒20人と引率者2人の計22人で、オレゴン州ユージーン市にホームステイをし、日本と異なる生活習慣あるいは文化に触れてまいりました。この経験を生かし、今後の学業や人間形成につながることを期待しております。

また、独立行政法人国際交流基金主催の「北米地域との青少年交流事業」につきましては、7月11日から5日間、アメリカ合衆国の高校生23人と引率者3人の計26人が当市を訪れ、六日町高等学校の生徒との交流を中心とし、互いに文化交流と親交を深めました。

子ども・若者育成支援センターにつきましては、8月から子ども・若者支援地域協議会の円滑な運営を図るため、内閣府によります運営モデル事業として相談員等を対象に支援方

法・評価等について実務的な研修を実施しております。

次に、環境共生についてであります。

柵形山最終処分場埋め立てにつきましては、関係5行政区との間に合意ができましたので、8月7日に市役所本庁舎で調印式を行いました。内容といたしましては、平成25年9月1日から10年間、または現在使用中のナンバー2埋立地の埋め立てが完了するまでのいずれか早い時期まで、市が不燃ごみ処理施設残渣物の埋め立てに使用することについて、新たに地元の同意をいただいたものとなっております。

交通安全対策につきましては、各団体、企業の後援のもとに、歩行者と運転者という——これは歩行者の中に子ども・大人・高齢者、運転者の中には自転車・乗用車・大型車こういふことであります——という6つの視点によりまして市民の皆様からアンケート調査にご協力をいただき、ヒヤリとした、またはハットした体験をもとにマップ化しました「ヒヤリハットマップ」が完成し、先般各小中学校や行政区に配布するとともにウェブサイトでも公開いたしました。この啓発事業により交通事故の減少に寄与できることを期待するものであります。

有害鳥獣の出没対策につきましては、ツキノワグマによる県内での人身被害は今のところ報告されておられません。市内では4月以降、7月末現在で12件の出没報告がありました。昨年度に比べ大幅に減少しております。しかし、人命にかかわることですので情報をもとに、看板設置や近隣行政区に対するチラシ配布等により注意喚起を行ったところであります。出没が多くなる秋に向けて、目撃したときの対処方法等について市民への周知を図り、人的被害の未然防止に取り組んでまいります。一方、ニホンザルにつきましては、今年度に入り寄せられた出没報告だけでも、7月末現在で25件となっており、秋の農作物の収穫期間中の出没が頻繁になることが予想されます。この対策といたしまして、前年に引き続き緊急雇用対策によりまして2人雇用し、5月8日から12月末まで「サル被害防止パトロール」を実施しております。現在、目視による調査と一部の群れに装着しました発信機による追跡調査を継続して実施しております。さらに、地域住民の目撃情報も加えることによって群れの位置を特定し、関係機関、団体と連携して被害を最小限にとどめるよう、情報提供や追い払い等の対策を引き続き行ってまいります。

10月8日に市民会館におきまして、産・官・学連携によります第4回野生動物対策技術研究会全国大会を開催する予定となっております。会員の減少と高齢化に直面しております猟友会任せの捕獲体制だけではなく、効率的な個体群管理技術の確立に向けて、先進地の事例紹介や情報交換により、有害鳥獣に対する被害対策を講じていくため、必要な糸口を明らかにする目的で開催するものであります。当市でのクマ・サル等の対策にも役立てていきたいと考えております。

住宅用太陽光発電システム設置費補助金につきましては、6月補正で追加計上させていただきましたが、日照時間が全国平均を大幅に下回るという当市の気候条件にもかかわらず、市民の自然エネルギー利用への関心の高さ、あるいは国の施策等と相まってすぐに予算枠い

っぱいの申請をいただきました。来年度も本事業を継続し、自然エネルギー利用の啓発と普及に努めていきたいと考えております。

環境共生の中で追加がございまして、これは所信表明資料を作成した後に決定したことでございますので、ここで口頭で申し上げます。地球温暖化防止のため、南魚沼市の森林によります温室効果ガス、二酸化炭素の吸収量のうち 1,482 トンにつきましてクレジット化し販売できることが、8月29日新潟県のオフセット・クレジット認証審査委員会で認められたところであります。クレジットの名称は「南魚沼銘水の森」であります。今後クレジットの販売に向けて努力してまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に都市基盤についてであります。

市の公共土木工事の社会資本整備総合交付金事業につきましては、6億1,057万円国費は3億7,714万円の配分がありまして、7月末時点での除雪費を除いた発注率は、14.4%であります。なお、平成24年度の大型補正予算を加えての発注率は、37.6%であります。大型補正予算とともに経済対策からも、年度内に計画どおりに完了できるよう努めてまいります。

「平成23年7月新潟・福島豪雨」の公共土木施設の災害復旧につきましては、今年度が最終年度であり、継続中の18か所につきましては、10月末までに全ての工事の完了を見込んでおります。

国土交通省の直轄国道事業につきましては、国道253号の八箇峠道路事業、国道17号の六日町バイパス事業・浦佐バイパス事業をはじめとして、石打自転車歩行者道整備事業、六日町電線共同溝整備事業が進められております。湯沢砂防事務所による直轄砂防事業につきましては、水無川水系、これは大倉地内ですが、この砂防堰堤群事業、三国川水系、小川・土沢・蛭窪地内の土砂災害対策事業、高棚川水系、長崎地内ですが、この砂防堰堤群事業そして登川水系、清水地内の砂防堰堤群事業などが進められております。

県の道路事業につきましては、一般国道291号、これは清水地内ですが、雪崩対策事業及び東泉田地内「坂戸バイパス」の道路改築事業、一般県道欠ノ上五日町線、これは四十日地内です。道路改築事業が進められ、また、河川事業につきましては、十二沢川床上浸水対策特別緊急事業、城之入川広域基幹河川改修事業などが進められております。

今後、市民生活の安全・安心をもたらすために、新規事業の採択、継続事業の整備促進を、国・県に強く働きかけてまいります。

住宅リフォーム事業につきましては、申請受付件数880件、補助予定金額7,274万円、申請工事の総事業費は9億5,469万円でありまして、経済波及効果として、13.1倍と評価しております。なお、7月末時点におきまして、実績報告兼補助金請求件数は437件、支払済補助金額は3,507万円となっております。また、残予算分に対する追加募集につきましては、9月2日から9月13日までの予定で行っております。

次に、産業振興についてであります。

稲作の生育状況につきましては、春先が低温状況であったものの田植え後は、温暖な気候

に戻り順調な生育状況となっておりますが、その後は高温傾向が続き、出穂期は平年より4日程度早いと予想されるなど、ことしも高温障害が懸念される気象状況となり、関係機関が連携して稲作情報を頻繁に発信するなどの対策を講じてまいりました。7月中旬以降の気温は落ちつきましたが、前線の停滞あるいは偏西風の蛇行などの影響によりまして、全国各地に大きな豪雨被害をもたらすなど、市内への影響も心配されましたが被害は少なく、7月末の生育状況は草丈がやや長く、茎数は並みの状況で、平年並みの生育状況に近づいております。

ここもちょっと先般、農水省から発表されました部分がありますので訂正をさせていただきますが、「しかしその後」という部分は削除させていただきますして、8月30日に北陸農政局から発表されました8月15日現在の魚沼の作柄状況は、穂数がやや多く、1穂当たりのもみ数はやや少ないことから全もみ数は平年並みということで、作柄は平年並みということであります。

ここに来て気温も変化し、今後の風雨による状況、倒伏が心配されますが、平常時の品質が期待できるものと考えております。

ことしは、良質米の生産回復に農業関係者一同で取り組んでおります。今後も気象変動に即した稲作指導の徹底に努め、「安全・安心」で「高品質・良食味」の南魚沼産米の生産に向け、取り組みを進めてまいります。

生産調整につきましては、県配分、地域間調整とも前年を上回る数量が確保され、全数量で前年比102.5%の約2万4,038トン、4,641ヘクタールこれを確保できたところであります。これによりまして生産調整達成率は100.15%となる見込みであります。

八色西瓜につきましては、順調な生育状況が続き、小玉西瓜の出荷状況は平年並みとなりました。しかし、7月中旬以降の降雨によりまして病害が発生するなど、大玉西瓜は、前年の出荷量を大きく下回る状況となっております。なお、金額にして4億円は超えたというふうに向っております。

豪雨災害の復旧状況につきましては、建設事業者や地元の皆様の協力によりまして、甚大な被災地域であります塩沢西山地域を除いておおむね完了し、市内全域での復旧は7月末現在で約90%と見込んでおります。今後、降雪前までの完了を目指して取り組んでまいります。

観光振興につきましては、昨年度から、雪を生かした新たな試みとして開催しております「夏の天空雪まつり in 八海山」は、今年度「にいがた夏の雪旅」のコースとして設定され、全県下合同で首都圏、関西圏への告知宣伝・ツアー造成事業が実施され、来場者は2,000人となりました。

道の駅「南魚沼」のオープン1周年を迎えるにあたり、6月29、30日の2日間感謝祭を行い、約4,000人の皆様から来場いただきました。今後も、地域の皆様や多くのお客様から愛され、市の観光情報発信の拠点としての取り組みを進めてまいります。

食によるまちおこしにより、観光誘客につなげる取り組みにつきましては、「南魚沼きりざいDE愛隊」が、B-1グランプリを主催しております愛Bリーグの本部加盟となったこと

から、6月29日に新潟県では初めて愛Bリーグの関東・甲信越支部会議が当市で開催され、支部会の12団体が集まりまして、9月の関東甲信越ブロック勝浦大会と11月の豊川大会に向け各団体が団結して取り組むことを確認いたしました。なお、知名度が高まっていることから、県内外のイベント主催者より出展依頼が多数来ております。今後も県内外のイベントで「南魚沼きりざいDE愛隊」と連携しながらご当地グルメ「南魚沼きりざい丼」を通じて南魚沼市をPRしてまいります。

商工振興につきましては、市が国際大学と連携し、明治大学の協力のもと、市内の企業・事業所等の海外進出や販路開拓・市場調査をはじめとする、事業活動を支援するため「国際大学－南魚沼市地域新規事業支援プログラム」通称「ICLOVE」(アイクラブ)が発足いたしました。今後、市内事業所の皆様から将来にわたり、より多くのご利用をいただけるよう、さまざまな情報を発信してまいります。

次に行財政改革・市民参画であります。

市政懇談会につきましては、4月23日から7月8日までの約2か月半にわたりまして16会場で開催し、計622人の皆様からご参加いただきました。開催にあたりご協力いただきました行政区長様をはじめ、地域の役員の皆様にはこの場をお借りいたしまして、心より感謝を申し上げます。なお、いただきましたご意見の概要は、市報9月1日号に掲載いたしました。今年度は「みんなで考えよう人口減少」をメインテーマとしまして、我が国全体の重要課題について、一緒に考えていただく機会といたしました。この大きなテーマに具体的なご提案まではいただけませんでしたけれども、地域の実態をお示しして危機感を共有することはできたものと感じております。今後は若者のまちづくり会議をはじめとする市民の皆様による政策提案の会議「なんでもいいあう会」と庁内の検討プロジェクトチームをフル稼働させまして、相互の連携のもとでこのテーマに向き合い、課題を打破していく施策を具体化してまいります。

ことしで4回目を迎えました南魚沼グルメマラソンにつきましては、商工会青年部、地域づくり協議会、事業所など多くの地域の皆様の協力の中、6月9日に開催されました。当日は好天に恵まれまして、3,897人、申込数は4,449人でありましたが、このランナーが快走し、レース後には南魚沼産コシヒカリをはじめ、この地域のグルメを満喫していただきました。第1回から第3回まで連続して、ランニング専門誌ランナーズの全国ランニング大会100撰に選ばれ、回を追うごとに内容も充実して、参加者と応援の皆様がともに地域と一体となって楽しめる盛大な大会となってきました。

官民連携として昨年5月にプリンスホテルとの連携協定を締結いたしましたが、国際大学を系列化した明治大学とも産・学・官の連携事業を進めることとなりました。このほか、長岡技術科学大学などとの連携も調整が進められておりまして、グローバル化が進む時代に対応した体制づくりを、地域の特性を最大限に活用しながら進めてまいりたいと思っております。

消防庁舎整備事業につきましては、5月末に新潟県から県道跡地を購入し、本格的な建設

工事に着手いたしました。7月から杭工事、基礎コンクリート工事と順調に進んでおります。

次に、平成24年度決算及び財政執行状況についてであります。

一般会計の決算につきましては、繰越明許費等、翌年度への繰越額を含んだ形式収支は10億75万円となりましたけれども、繰越財源を除いた実質収支額は、8億6,541万円となりました。前年度からの実質収支額7億2,110万円と財政調整基金の減少額1億6,439万円を差し引いた実質単年度収支額は2,008万円の赤字となりましたが、前年度比では6,838万円の改善となっております。新潟・福島豪雨災害復旧2年目でありましたが、その復旧件数は予想を上回るものとなりまして、繰越明許費を含め復旧予算として47億8,226万円を計上し、平成23年度を約1億1,800万円上回る27億3,028万円の執行額となりました。また、除排雪経費では、災害救助法が適用となる3年続きの豪雪によりまして、ほぼ平成23年度並みの経費となり、2年連続で機械除雪費が10億円を超えたところであります。このような中にありまして税収入、特別交付税、財産収入等の増加あるいは国保会計への基準外繰出金の減額等によりまして、財政調整基金からの繰入金を当初予算額より6億8,000万円減らすことができたところであります。

病院事業会計の決算のうち大和病院事業分につきましては、収益的収支では、総収益37億4,218万円、総費用37億4,161万円で、差し引き57万円の純利益が生じております。ただし、この中に、資金不足解消分の一般会計補助金1億2,880万円が含まれておりまして、これを差し引きますと、1億2,823万円の純損失となるところであります。資本的収支では、5,368万円の不足が生じましたけれども、当年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

水道事業会計の決算につきましては、平成24年度末の給水人口は5万8,991人、給水件数は2万3,475件でありました。いずれも減少しております。水道普及率は97.4%、前年度比0.2%増となりました。給水収益は、16億7,112万円でありまして前年度比0.9%の増となりました。収益的収支では、収入22億1,440万円に対し、支出18億7,776万円となりまして3億3,664万円の純利益となりました。また建設改良工事では、配水管布設延長が8,359.8メートルこれを実施いたしまして、うち布設がえ2,935.6メートルを実施したほか、浄水場では主要施設であります滅菌装置を塩素ガスによるものから、より安全な次亜塩素酸ソーダによる滅菌設備に更新いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度決算に係る健全化判断比率、4指標であります。及び各事業会計における資金不足比率につきましては、今定例会で報告をいたしますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。実質公債費比率は、3か年平均で17.5%と前年度値から1.6ポイント減少いたしました。地方債制度において起債に許可が必要となる18%を下回り、将来負担比率とともに早期健全化基準以下となっております。

病院事業会計においては、一般会計からの補助金によりまして資金不足は解消されております。水道事業会計では、前年度に引き続き資金不足比率はありませんでした。

次に、平成25年度の地方交付税についてであります。普通交付税の算定が終わり、交付

額が対前年度比1億3,375万円、1.4%増の97億9,831万円で決定となりました。また、臨時財政対策債は13億6,117万円でありまして、前年度より4,417万円、3.4%の増となったところであります。

今定例会には、歳入歳出予算に6億5,663万円追加の一般会計補正予算（第2号）を提案させていただきますが、主な内容といたしましては、国の要請に基づく職員の給与削減など職員費を1,815万円減額いたしました。また、今まで見送らせてもらっておりましたが、上水道事業対策費の基準内繰出金といたしまして広域化対策補助金を8,733万円計上いたしました。そのほか、新図書館の開館に向け図書の実を因るため、図書の購入費等、図書館管理運営費として4,965万円を、平成23年新潟・福島豪雨災害復旧費につきまして、事業費精査によります追加分として、農業関係であります7,234万円を計上いたしました。

歳入では、前年度繰越金が8億6,541万円で確定したことによる既決予算額2億3,345万円との差額6億3,196万円を追加いたしました。また、普通交付税額が確定いたしましたので、3億9,831万円を増額計上したところであります。

収支差額につきましては、当初予算での資金不足分への充当を見込みました財政調整基金からの繰入金金を4億9,000万円減額するとともに、合併振興基金への繰戻分1億4,569万円を追加し、当初の計画額に戻しました。さらに、局地的な豪雨等によります不測の復旧費等に備えて、予備費に3,681万円を追加計上することといたしました。

毎年台風やゲリラ豪雨などによりまして洪水、土砂災害、落雷、竜巻などが多発しております。特に近年、異常気象によりまして大河川氾濫とあわせて、局地的集中豪雨などによる都市部の内水氾濫・中小河川氾濫の危険性が高くなっております。

平成23年度新潟・福島豪雨の教訓を踏まえた対策、市における初動対応の実を因り、これまで以上に災害に強い安全・安心なまちづくりに努めてまいる所存でありますので、引き続き議員各位のご支援ご指導をお願い申し上げまして、所信表明といたします。

なお、今議会に提案しております提出案件は34件、内訳といたしまして条例10件、予算8件、その他16件であります。これらにつきまして皆様方からよろしくご審議を賜り、またご決定賜ればありがたいと思うところであります。以上であります。

○議 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議 長 日程第5、報告第3号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・井上智明君の報告を求めます。14番・井上智明君。

○井上議会運営委員長 それでは閉会中の議会運営委員会についてご報告いたします。第1回目は調査期日が平成25年8月1日であります。委員8名全員の出席のもと、議長からも出席をしていただきました。調査事項につきましては、付議事件の審査の方法それから一般質問の時間制限、質問席の設置等でありました。調査の内容であります、付議事件の審査方法及び一般質問の変更点については8月13日に市長に申し入れをし、確認を受けたところであります。なお、確認を受けた件については議員諸氏に事務局を通じてご報告済ということであります。

第2回目につきましては、期日は8月23日であります。委員の出席状況は8名全員でありまして、正副議長からも出席をいただきました。調査事項は平成25年9月南魚沼市定例議会の運営についてでありまして、付議事件の概要、会期日程等、それぞれ皆さんから先の審議の中でご了解いただいたとおりでありました。調査の内容でありますけれども、執行部から総務部長、企画政策課長、総務課長、財政課長の出席を求めまして、9月定例会の会期及び議事日程の審議、運営についての調査を行いまして、順番がちょっと逆になりましたが、先ほど報告したとおりということに決しております。以上であります。

○議長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議長 長 総務文教委員長・関 昭夫君の報告を求めます。16番・関 昭夫君。

○関総務文教委員長 総務文教委員会の報告をさせていただきます。まことに申しわけありませんが、まず総務文教委員会の資料7ページの訂正をお願いしたいと思います。上から2行目であります。地域コミュニティの活動状況の中で2行目にモデル地区の3地区で「東」と入っておりますが、ここを「大崎」に訂正をお願いしたいと思います。それでは報告をさせていただきます。

閉会中の所管事務調査であります。期日は平成25年7月30日、委員の出席状況、全員出席、議長からも出席をいただいて調査を行いました。調査事項につきましては、1番、消防庁舎の現状について現地調査も行わせていただきました。大原運動公園の進捗状況について、こちらも現地調査を行いました。3番、図書館の進捗状況について、こちらも現地を調査させていただきました。4番、地域コミュニティの活動状況について、5番その他で市税の平成24年度徴収実績、並びに平成25年度の調定額について説明を受けました。

調査の内容としましては執行部から出席を求め、現地調査並びに事務調査を行ったところでありまして、まず1番目の消防庁舎の現状についてであります。消防長から資料に基づき現地で説明をいただきました。資料につきましては12ページから17ページになっております。湯沢消防署であります。平成3年12月竣工で20年以上経過ということになりました。現地も見た中で照明器具等かなり壊れている状況ということでありましたし、訓練塔が仮設工作物ということで、本来であれば1年間の設置ということになるわけですが、それがずっと建ててあるということで、訓練塔等の建てかえも課題となっているということでありました。また、駐車場の舗装等が傷んでいたり、あるいは消雪井戸等も1本ということで、冬期間の除雪に苦労しているというふうなお話がありました。

次に消防本部であります。現地で統合型の発信地検索システムというのを見てまいりました。資料にもありますが、119番通報を受けた時点で自動的に発信地の場所が表示されるシステムということで、指令までの時間が2分から3分ほど短縮できているというお話で

した。

次に大和分署であります。こちらは平成6年12月竣工ということであります。やはり湯沢と同じで訓練塔の課題がありました。訓練塔については1基ということで、もう10年以上経過しているということでありました。

Q&Aにつきましてはご覧をいただきたいと思ひます。

次に2番大原運動公園の進捗状況についてであります。現地で社会教育課長から資料に基づき説明がありました。資料は18から20ページにありますのでご覧をいただきたいと思ひます。1期工事のスケジュールとして、土木工事については降雪前までに終わるということでした。ただ、建築と電気の内部工事については来年3月までに竣工したいという予定でいるということであります。そのほか多目的グラウンドの関係で話がありまして、施設規模については従来話があったとおりであります。防球ネットについて全面に設置をしたいということに変更を考えているということでありました。質疑についてはご覧をいただきたいと思ひます。

3番の図書館の進捗状況についてであります。工事の進捗状況につきましては、ラ・ラを運営しながら並行で工事を進めているため、またお客さん等の迷惑にならないように、夜間作業もしながら進めているということでありました。越後杉関係の工事ではありますが、ルーバーの腐食は通常のサンデッキなどとは違ってそんなに進まないだろうと考えているということでした。10年ぐらい先から5年に1遍塗りかえをし、費用は100万円までいかないくらいで考えているというようなお話でありました。不同沈下の部分につきましては、177か所程度の部分に注入を予定しているという話がありました。

図書館運営のほうですが、人事体制について、開館時間それから休日等の話がありましたし、開館日で現在より119%、開館時間で145%ということになるという話がありました。選書の部分であります。開館までにあと3万冊程度の本を何とかして、12万から10万冊の開架図書で始めたいという話がありました。質疑についてはご覧をいただきたいと思ひます。

4番の地域コミュニティの活動状況についてであります。企画政策課長から資料に基づき説明がありました。資料は28から39ページであります。市内12地区に地域づくり協議会を設立し、地区センターを拠点として地域コミュニティの活性化・育成等を目指してきたということで、平成25年度の活性化事業の申し込み状況や平成24年度の事業実績、それから活性化事業、地域コミュニティの活動の事業評価等々が資料にまとめてあります。質疑につきましてはご覧をいただきたいと思ひますが、それぞれが独自でいろいろな部分でやっているということで、年1回だけになってはいますが、地域づくり協議会同士の連絡協議会を開催しているということで、情報交換を進めているという話がありました。その他につきましては資料をご覧いただきたいと思ひます。

次に管外調査の報告をさせていただきます。調査期日ではありますが、平成25年7月11日から12日の2日間であります。調査先と調査内容ではありますが、まず長野県飯田市であります。飯田市の「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」につ

いて調査をさせていただきました。次に長野県茅野市、子ども・若者支援施設について、以上2点の調査をさせていただきました。参加者は委員全員並びに議長にも同行いただきましたし、執行部からは総務課長、企画政策課長が同行していただきました。

まず、長野県飯田市であります。平成25年4月に全国初の「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を制定しましたので、その目的について調査を行ったわけではありますが、飯田市の水道環境部 地球温暖化対策課 地域エネルギー計画係長から資料に基づき説明をいただきました。資料は15ページから31ページとなっております。この条例の制定に至ったのは、地域主導による地域貢献型の再生可能エネルギー事業を保障していくことを目的としたものであります。

飯田市がやるべき役割として考えたことは、地域の課題解決の全てに補助金を投入し続けることは不可能であるということから、財政支援だけしか地方自治体ではできないのか、あるいは地域の再生可能エネルギー資源はお金になる、環境モデル都市の取り組みとして地域主導・貢献形再生可能エネルギー事業を位置づけることにより資金調達が容易になるということ、そのためには新たなルールづくりが必要となることから、今回の条例になったという説明でございました。また、固定価格買取制度等々の関係で、これらの事業が優位に進められるというお話がありました。

主な質疑であります。ご覧をいただきたいと思います。市が資本参加をすることを考えていないのかとか、民間事業者の参入についてとか、いろいろな質疑をさせていただきました。基本的には民間事業者の参入を妨げるものでもありませんし、市が直接的に資本参加をするというようなことは当面考えていないというお話でありました。

関連する事業としまして「飯田市おひさま進歩エネルギー株式会社」というものがございまして、その会社の地域開発市民出資グループ長より資料に基づき説明をいただきました。資料は32ページから50ページまでとなっております。この会社では当初はNPOから立ち上がった会社であります。その後、会社にしまして、「おひさまファンド」という全国から資金調達をし、市の施設を利用して太陽光発電の仕組みを成功させた事業者であります。また、現在仕組みを発展させまして、「おひさま0円システム」というのを構築してあるということでした。設置費用ゼロ円の太陽光パネルを個人の屋根に設置をするもので、月々の定額料金を9年間支払うことにより10年目以降は自分のものになる仕組みを、市と飯田信金との協働によりつくり上げた事業だということでした。主な質疑についてはご覧をいただきたいと思います。

次に長野県茅野市の子ども・若者支援施設についてであります。子ども館館長と子どもの居場所ディレクターから資料に基づき説明をいただきました。資料は51ページから57ページとなっております。この子ども・若者支援施設、「0123広場」と書いてありますが、「おいっちゃんっさん」という子ども広場だそうです。

それから「CHUKOらんどチノチノ」これは若者広場ということで駅前の施設で運営をされております。この施設の設置の経緯であります。平成14年に「茅野市こども・家庭応援

計画」、愛称「どんぐりプラン」と言うのだそうですが、策定をし、計画の中でいろいろな施策を検討していた中で、前市長のところにメールがありまして、非常に緊急性が高いと前市長が感じて、今の駅前の空洞化対策も迫られていたということから、空きスペースとなっていた商業施設の一部を利用して子ども館を建設することになったということでした。

子どものほうの広場であります。雨や雪の日でもおもいきり遊べる場、子ども同士、親同士の出会いの場、そんな声に応えられる屋内公園として平成14年1月に誕生したということでもあります。開館時間、その他等につきましては資料をご覧いただきたいと思います。

それから「CHUKOらんどチノチノ」であります。どんぐりプラン策定委員会で中高生の声を聞いたところ、居場所がない、たまり場がないという意見が多く出て、中高生が集える場所ということで、こども建設委員を募集し、中学生18名、高校生9名の計27名で会議を重ね、機能や配置について検討し、利用上の規則や運営についても話し合いが行なわれて、現在の形で平成14年4月にオープンをしたということでありました。中高生が自分たちで運営のルールづくりまでかかわったということで、トラブルもなく現在まで運営ができていくという説明でありました。

質疑等についてはご覧をいただきたいと思います。以上で、総務文教委員会の報告を終わらせていただきます。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 総務文教委員長にお伺いいたします。現地調査をしていただきました大原運動公園と図書館の進捗状況についてでありますけれども、まず大原運動公園のほうであります。建築の内部を除いた分までは何とか雪降り前に終わるという話でありますけれども、聞くところによると災害復旧だったりいろいろな工事が出ているせいで、地元業者優先でやったわけでありますけれども、下請、孫受け等について、市外業者を相当入れないとどうも工期が間に合わないというような話も聞いておりましたけれども、下請、孫受けについての現場事務所からの説明あったのかどうか、まず1点お伺いします。

図書館についてですけれども、本体のほう28%ぐらい、建築工事ですけれども終了ということではありますが、相当剥ぎ取って鉄骨をむき出しにしたと思うのですが、その状況を見て現場のほうから当初予定通りできるというような話であったのかどうかについて。

もう1点は図書本でありますけれども、15万冊の開架図書の予定であったけれども12万から10万冊の開架図書で始めたい。3万冊程度の本を何とかそろえたいということでもありますけれども、本をそろえるという、ジャンル別といいますか、こういう部分をこうやって集めていくのだとかというところの全体の増冊の計画といいますか、それについて説明があったのか、以上3点をお願いします。

○議 長 総務文教委員長。

○関総務文教委員長 まず1点目の大原運動公園の件であります。特段その部分についての説明はありませんでした。

2点目の図書館の関係であります。工事については順調に進んでいるので予定通りとい

うような話だったと思っております。

それから図書の件であります。選書という図書をどう選ぶ、ジャンルをどうするという
ことについても説明は特にありませんでした。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 図書館についてで非常にちょっと細かいことですが、今の図を見まして、
今まであったラ・ラ場所は「ふれあい広場」というのが大きくとられてありまして、利便
性が市民からよかったという声が聞こえています。設計図を見た限り、今現在もそうすけ
れどもふれあいコーナーというのが非常に小さくなっている。今までも比較的利用者の中で、
高齢者で暇な方とか常連的な方もおられたのです。これくらいのスペースだとその人たちで
占められて、待ち合わせとかに使いにくくなったという声もちょっと寄せられたのです。そ
ういう点で、設計図を見ますと交流スペースというのがありますが、ここもそういう形に使
われるかどうかというような確認とか、それについての何かの感想なんかがありましたらお
聞かせください。非常に細かいことで申しわけありません。

それからもう1点は、管外視察の飯田市に行ってきたということです。再生可能エネ
ルギーについて、私もこの水道課長さんから2度ほどお話を聞いたことがありまして、非常
にすばらしい事業をしている町だなと思っていました。そういうところへ行ってこられたと
いうことはよかったと思いますが、ここの中ではちょっと余り書いていないのですけれども、
当市でもこういうことをしたいなというようなことが、雑談の中とかそういうことがあった
かどうかちょっと、そぐわないかもしれませんがお聞かせください。

○議 長 総務文教委員長。

○関総務文教委員長 まず図書館の件であります。街づくり会社のほうの運営云々につ
いての説明は一切ありませんでしたので、ふれあいコーナーどうこうという話についてはち
よっとご報告できる分がございません。

それから飯田市の件であります。委員の意見の中をご覧いただければ、岩野議員の言わ
れていることの部分にも触れた意見がありましたので、当然、当市でも参考になるのではな
いかなということで考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 産業建設委員長・山田 勝君の報告を求めます。

○山田産業建設委員長 それでは産業建設委員会の調査の報告についてご報告申し上げま
す。最初に7月29日に行われました管内調査についてご報告申し上げます。

7月29日、委員の出席状況は8名全員であります。議長からも出席いただきました。調査
の事項であります。南魚沼市観光協会の事業について、2つ目、六日町街づくり株式会
社の経営状況について、3つ目、国際大学との産官学連携事業について、4つ目、その他であ
ります。

調査の内容ですが、執行部のほうから出席をいただきました。現地調査及び事務調査を行いました。なお、1番目の南魚沼市観光協会の事業についてにつきましては、南魚沼市観光協会荒川様より説明員として参考人出席を求めました。2つ目の六日町街づくり株式会社の経営状況につきましては、当該株式会社の田中事務局長より参考人出席を求め説明を求めました。それでは内容について報告いたします。

1番目、南魚沼市観光協会の事業について、現地調査も行っております。道の駅及び記念館のほう、現地調査を行っております。まず、平成24年度の活動について説明をいただきました。資料については18ページから平成24年度の活動を説明されております。一般社団法人化に向けて取り組んでいるということ、そしていろいろな観光事業を推進していく中で、子どもスキー天国推進事業、スキー人口増加のためには子どもたちからスキーの経験をしてもらうことが重要であるといったようなこと、インバウンド事業の取り組みについては、尖閣諸島の問題等もあって後半については活動内容に変更が生じたと。新たな組織体制の整備と事業の促進については、南魚沼市観光ガイドの育成及び事業の推進を平成22年からやっているといった説明をいただきました。

同じ資料の後半ですが平成25年度事業計画について、組織体制の整備、グリーンツーリズムの推進といった事業方向について説明をいただきました。説明いただいた後、質疑に入りまして、2ページの一番下、協会のほうではどこに一番力を入れているのかということにつきまして、3ページ目の一番上段ですが、スキーについてが全体のシェアの70%に近いということで、スキー観光が一番に考えているといったような質疑がありました。

ちょっと順序が逆になりますが、7ページ、一番下ですが、観光協会として、市への要望ということで質疑がありまして、観光が基幹産業として位置づけられているかということだと。商工観光課の職員がかわり過ぎてマンパワーにならないといったような要望が出されておりました。

申しわけありません3ページに戻りますが、3ページの2つ目のQのところ、観光コンシェルジュについての質疑が大変多くなされました。それなりの能力で力を発揮するためにはそれなりのお金がかかる。緊急雇用ではどうなるかわからないといった答弁、これは協会側の答弁であります。その後の質疑の回答の中で、指定管理の中で予算化を図っていくといったような質疑答弁もございました。

その他、全体にですが、産業建設委員会の中の質疑答弁につきましては、極力皆さんにお伝えするように掲載しておりますので、そのほかにつきましては質疑答弁をお読みいただければと思います。

2番目、六日町街づくり株式会社の経営状態について、8ページになりますが、平成24年度事業報告について、売上高それから財産及び損益の状況、貸借対照表の状況、損益計算書、そういった内容につきましては、本年は建物一部譲渡、市からの補助金、サンバードの経営の廃止、大西グループ・ファミスタの来店と、そういったことで非常に大きく変動のあった年であったということで説明をいただきました。

9ページの中段以降ですが、平成25年度事業計画につきましては、33ページ以降の資料を見ていただければよろしいかと思うのですが、経営の基本方針については特に変更はないということで、予算書についての説明もいただきました。そういったことで平成25年度はまだ消費税の関係など変動部分がありますが、平成26年度からは通常の営業になるのである程度利益がプラスとなり、シミュレーションと現在は大きな狂いは出ていないという説明をいただきました。

説明の後、質疑応答に入りまして1番目の質疑、高度化資金の返済はどうなっているかということで、平成30年までには2分の1はクリアすると、クリアしても5億円は残る、そういった状況であるということ。2つほど下がって、実勢価格で判断するとということですが、指標的には伸びている。ただ、指標がよくてもテナントの売上げが少なくなっているのので、何かアクシデントがあればどうなるかわからないといった、チェックが必要であるというような答弁もいただいております。そのほかの質疑につきましてはお読みいただければと思います。

3番目、国際大学との産官学連携事業につきまして、15ページになりますが、産業振興部長から資料に基づき説明をいただきました。国際大学から現役の学生あるいはOBの方々が世界、特に東南アジアを中心にして要職についていることから、南魚沼市と学校が連携をして市の活性化、発展につなげることはできないかという提案がなされたということでありませう。さらに国際大学と明治大学との協力ができ、このプログラムについて明治大学も視野に入れた中で、共同事業の立ち上げへと進んだということでもあります。15ページ一番下の2行目ですが、国際大学、協力関係にある明治大学という大きな財産を利用して、市内の企業、事業所の支援につながるように考えているという説明をいただきました。質疑についてはお読みいただければと思います。

17ページ、4 その他、建設課長から市道認定について、準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定についての説明をいただきました。

続きまして管外調査についてご報告申し上げます。期日が7月9日から10日の2日間であります。参加者は委員全員、議長からも参加いただきました。執行部から産業振興部長、建設部長に参加をしていただきました。調査先及び調査内容であります。会津若松市、大河ドラマを活用した観光振興について、福島県いわき市、災害復興計画と進行状況についてという2点であります。

福島県会津若松市につきまして報告を申し上げます。東日本大震災では古い庁舎であったにもかかわらず被害はほとんどなかったと。ただ、観光面・農業面で、原発の関係では相当な影響を受けた。風評被害による影響が残っているという説明をいただきました。観光客の入り込み状況ではありますが、先ほど言いましたように震災直後かなり閑散としていましたが、その後、日本全体に応援をしたいという雰囲気の流れまして、大分観光客が戻ってきた。さらに大河ドラマ「天地人」で数字がよかった年もあったのですが、今回の大河ドラマで大分戻ってきたところであると。ただ、教育旅行の受け入れについては、震災前に841校あった

のが半分も戻ってきていない。それについて学校側は、放射能関係は理解してくれているが、保護者の感覚として「なぜわざわざ会津に」というものがいまだに残っているということが説明されました。

2つ目、観光の施策であります。総合計画の中で基幹産業として位置づけている。「一度行ってみたい会津、来てよかった会津、もう一度行ってみたい会津」を基本理念としてやっている。

3つ目であります。八重の桜プロジェクト「ハンサムウーマン八重と会津博」ということで展開をしている。ただ、ドラマにぶら下がるだけではなく、よいところ、見てもらいたいところを発信している。特に教育については「什の掟」を現代版に直したものを活用し、観光だけではなく地元の小中学校に教育がなされ、それがさらに地元のまちづくりにつながっているという説明をいただきました。

そういったことで質疑応答がなされまして、5ページの2つ目のQですが、道路のわかりやすさや駐車場の数について、今までの事業をこれからどう生かしていくか。これは例年花見のときに非常に混雑しているところで、それに対する車両の誘導とかそういったことを今までやってきた、その今までの事業をこれからどう生かしていくかということでもあります。それに対しまして答えは、八重の桜プロジェクト協議会ということで多くの団体に参加していただいて協議会を立ち上げた。まちづくりにつながるようなキャンペーンを展開していこうという取り組みで今後につなげていくということで、途中説明いただいたのですが、渋滞もなくスムーズに誘導、それから駐車場の確保ができたというそういった説明をいただきました。その他、大河ドラマの後、効果についてとかそういった質疑が載っておりますのでお読みいただければと思います。

7ページ、福島県いわき市であります。災害復興計画と進行状況についてであります。壊滅的な被害を受けた豊間薄磯という地区、こちらは説明の後に現地調査を行ったのですが、非常に大きな被害を受けたという説明をいただき、さらに応急仮設住宅が市内に3,512戸あるわけですが、いわき市民対象は189戸であり、残りは他市からの避難者であると。8ページ上段ですが、7,602名もの市民が市外に避難し、逆にいわき市内に2万3,755名の方々がいわき市外から市内へと避難してきているということで、被害を受けた市でありながら市外からの避難を支えているという特異な状況にあるという説明をいただきました。

復興の計画であります。「復興ビジョン」、その後「復旧計画」「復興事業計画」こういったものを策定して進めているが、マンパワーの部分でこなしきれない部分がある。技術系職員の採用や他自治体からの派遣職員によって何とかしのいでいる。

3番目、復興に向けた取り組みであります。5つの柱に分けてそれぞれ細かく計画を立てて進めているという説明をいただきました。

その後、質疑応答をさせていただきました。10ページの2つ目であります。いわき米は風評被害があり、ほぼ売れない状況であろうと思うがという質疑に対しまして、全国に足を運んで安全性をアピールする取り組みをしている。それから11ページ目の最初のQでありま

すが、復興まちづくりをどうするかということで、市民と一体となつてつくり上げているということが答弁されております。

その次の質疑であります。避難してきている方々が大勢いるが、長期化するであろうし行政サービスについてどう扱いをしているのか。答弁であります。基本的に避難者の住民票は避難もとの自治体のまま、そうしますと当然住民税は課税できていない。最低限の住民サービスはしていかなければならない、そういったことを市が提供している。ただ、税負担をしていただけないので、国から特別交付税をもらってやっているという非常に大変な作業をしているという答弁をいただきました。最後に12ページ、委員の感想等が載っております。以上、産業建設委員会からの報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけちょっと参考までにお聞きしたいのですけれども、会津若松、前も大河ドラマのその地になったことがある地ですので、これは2回目だか3回目だかということになるでしょうし、今回の大河ドラマはここにも書いてありますように、要望活動ではなくて、震災復興の助けになればというような意味もあって、そういう大河ドラマがここに来たのだと思います。

そういう中でありましてけれども、復興のまちづくりということであればなおさら、大河ドラマが放映されたということが一過性にならない、これほどこの地も同じですけれども、一過性にならないような取り組み姿勢とか、そういう考え方がこういう復興のまちづくりということになればなおさらそうですけれども、そういうところの取り組み姿勢とか説明とかがあったのか、感じられる部分があったのか。今後、我が市のほうの取り組みにも参考になると思いますので、ちょっとお聞かせいただきたい。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 この取り組みについて説明いただきまして、例えば大河館について、脇にあります物販コーナーですが、今まであるものをそれに統一キャラクター、統一シールを貼るのみ、特別なことはせず、そしてあるもの、本物を提供するという姿勢、これを貫くということ。もう1点は「あいづっこ宣言」の中で「什の掟」、「ならぬものはならぬ」といったような教育面で基本的なまちづくりを進めながら、本物を目指していく、継続できるまちを目指していくというまちづくりを基本としてやっていくのだという姿勢が説明されました。以上です。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 街づくり会社についてちょっとお伺いしますが、10ページで説明がありました高度化資金の返済はどうなっているというあたりで、2分の1はクリアするが5億円は残るといふようなこういう回答をもらっているようであります。そうした中で12ページの下最後のQのところ、テナントがほとんど医者で市であるといふようなこういった質問をしている中で、現実的には市でなくて良食と医院ということになります。そういった中で本当にこの経営が、テナントとして街づくり会社が経営できるのかどうかというあたりが、

担当委員会の職務だと私は見ているのです。そういう点でどのような質疑がきちんとされたのかお聞きしたいなと思います。

市が絡むところは、共益費、共用部分の負担でありますので、街づくり会社がどうだということと一体と考えない審査の方法というのが必要ではないかと私は思いますが、ひとつそういった面での質疑等があったらお伺いしておきます。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 それにつきましては10ページの一番上段になりますか、財政シミュレーションがアドバイザーにより示されている。それに対してそのシミュレーションと現在大きな狂いは出ていないと。現状特に平成24年、平成25年は変動部分が多く、平成26年度からは通常の営業になるのではということでもありますので、財政的な将来的な方向についてはそれを頼るところと考えております。

もう1点、街づくり会社と市の図書館部分とは分けてこれから考えるべきというご質問だと思いますが、現状では7月29日調査時点では、屋上の車両置場も賃料を払っておりますので、一体として調査したところであります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 財政シミュレーションといいながら、私はこの報告書のQ&Aを見ていると、社長は給料なしでとか、こういう形で努力しているような形が見えていますけれども、それ自体がシミュレーションでは今度は責任を持ってやってもらう、新しい期ということになるかもわかりませんが、ちゃんと給料を払って責任をとってもらうというような、財政事業収益計画書の説明の中ではあったわけでありまして。そういった形できちんと自立できるような会社運営がなされていくのかというあたりを、私は調査をしていただきたいなという観点でお話したつもりです。

そういうことからしますと、私、一般質問でも取り上げる予定でありますけれども、やはり市の姿勢というものがそこできちんとしているかないかという、一体ということでこれから考えていくというばかりでなくて、市長の考え方というのは今までの中でずっと示されてきているわけでありまして、そういった中で区分所有もしてきたわけでありまして。ですから、今現在は街づくり会社がどういう経営状況になるかというところが一番の観点だと私は思いますので、翻してみますが足らなかったら市との絡みの共益費のところでは調整すればいいとかという、そういったふうには困るという立場で私は今、話をしたつもりですので、今後の調査を期待しておきます。以上です。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 一番最初の観光協会の事業についての審査をしたと思うのですが、この中でもスキー産業についてのシェアが70%近くあったという中で、この地域においてスキー産業というものが大多数を占めています。新たに開発をしていかなければいけない、いろいろ掘り起こしをしていかなければならない観光事業もあるのですが、やはり基盤となっているスキー産業に、議場でもほかの方も質問されていると思いますが、市として何

かここに余りいい予算が来ていないと思っているのです。いろいろこうやって調査をした中で、人員削減が行われたり、人員をもっと増やさなければいけないのではないかというようなことが書いてあります。予算を見ても紙代ですね、ポスターとかチラシ代と人件費にほとんどの予算が回っているような感じです。委員長として総括で、市と観光協会とか今後の観光について、これをやったことによってどう思ったかお聞かせください。

○議 長 産業建設委員長。

○山田産業建設委員長 大変恐れ入りますが、報告でありますので、委員会であった内容についてのみ報告させていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 委員長報告の途中ですが、ここで休憩といたします。休憩後の再開は11時20分といたします。

〔午前11時03分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午前11時20分〕

○議 長 社会厚生委員長・中沢一博君の報告を求めます。12番・中沢一博君。

○中沢社会厚生委員長 それでは社会厚生委員会の報告をさせていただきます。最初に管内調査のほうから報告させていただきます。

期日ではありますが、平成25年7月24日に開会いたしました。委員の出席は8名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおり2件、そしてその他1件の報告がありました。調査内容につきましては、執行部から主管の部長、課長、説明員より出席をいただきました。

最初に魚沼地域医療連携ネットワークについてでございます。この事業については新潟県策定の魚沼医療圏地域医療再生計画に基づく事業であります。魚沼地域医療連携ネットワークのシステムでありますけれども、これは皆さんもご承知のとおり約5億円の補助金をかけた中での事業であります。このシステムの目的は医療の安全を図ることでありまして、医療の安全とともに魚沼地域で医療に従ずる人が全国的にも少ないわけであります。その中でこのシステムの活用によって情報の共有で事務の手間等を少しでも減らしたいと、そして医療従事者の負担を軽減したいというふうに考えるところであります。

患者にとってみても、これまでの調薬の状況がわかれば、重複した処方が防げるわけでありまして、また不要な検査も受けずに済めば時間と費用もかからないわけであります。また、緊急車両の全部に端末を搭載する計画になっているそうでございます。そういう面では緊急搬送でのメリットも大きいのではないかとこのように考える次第でございます。

来年4月からの稼働を予定しておりまして、それに伴い診療所で必要なパソコンや病院で必要なサーバーなどを4月に間に合うように、申し込んだ医療機関については補助金で対応

している。そして、全て用意することで考えているそうでございます。パソコン1台で大体10万円、サーバー一式200万円程度を考えているそうでございます。そのほかのシステムについては、既存の今の医療情報システムと自動連携を行いたいとも考えておきまして、それにつきましては単体で依頼すると診療所で大体20万円から50万円程度の改修費、病院では接続システムの数にもよりますけれども、恐らく数千万円の単位で費用がかかるのではないかとこのように言われております。

インターネットの回線は診療所で用意してもらわなければならないけれども、今後のシステムの運用に係る費用については、医療機関からの負担金で賄うというふうに考えているそうでございます。

住民にとっての一番のメリットとなるのは、やはり緊急を要する場合の搬送の救命率向上につながるのではないかと期待するものであります。問題はやはり医療機関、また患者側がどこまで協力して参加するかで決まるわけでございます。その意味で事前の3か月から4か月間ぐらいは、集中的に住民の方から参加してもらうためにもキャンペーンを実施する考えであるそうでございます。多くの方々の登録を望むものでございます。また、詳細につきましては記載のとおりでありますし、この後特別委員会の報告もありますので、以上にさせていただきたいと思っております。

次に城内診療所についてであります。これは先の継続審査とともに今回も調査させていただきました。特に現場の建物等どういう状況になっているのかという、現地調査をした中で調査を行ったものであります。ご承知のとおり昭和53年に新築して今の場所に建てられ35年が経過しました。施設の老朽化が進んでいるわけございまして、資料にもあるとおり修繕または施設の改修等に約5,000万円をかけております。

今後エレベーター設備が2013年度中に部品製造が中止されていまして、主要な部品の供給も停止されるというふうに報告を受けております。そうしますと故障時の修理対応や維持運用管理等に問題が出てくるわけでありまして、そういうこともありますし、また診療所自体の今後の情報インフラについても整備状況が求められているのも事実でございます。そういう面で診療所の運営や経営の方向性と関連しておりますから、総合的な見地から判断する必要があるのではないかとこのように考える次第であります。これは平成25年度中に報告を出すという方向で検討しているわけでありまして、詳細につきましては、質疑等は資料をご覧くださいと思います。

次にその他の上町エコ住宅の実証実験の結果についてでございますけれども、これはあくまでも中間報告ということで説明がございました。9月議会でも最終報告が委員会に提出されるというふうに予定されておりますのでご報告申し上げます。

次に管外調査の報告に移らせていただきます。期日でありますけれども、平成25年7月4日、5日の2日間調査いたしました。委員の出席は8名全員であります。議長からも出席いただきました。調査事項は記載のとおりでありまして、山梨県の身延町の地域医療と病院経営について、もう1つが在宅医療支援体制についてであります。そして富士吉田市の介護支

援ボランティア事業について、もう1つはがん対策について調査をいたしました。執行部からも主管の課長2名出席いただきまして調査をした次第でございます。

それでは最初の身延町・早川町の組合で設立しております飯富病院に調査に行きまして、地域医療と病院の経営改善について報告させていただきます。この地域でも絶対的に医師不足でありまして、最初は大学に相手にされない病院であったそうでありまして、だから、大学からの派遣医師はいなかったそうでありまして、ですけれども、県が自治医大をつくってからその卒業生が来始めて、ここに住みつくようになったと報告をいただいております。

先の医療崩壊、医師の引き上げ等の問題では、そういう面ではほとんど影響を受けなかったとありました。なぜ、そのような小さな病院が今、黒字経営になっているのか。そういう面で私たち委員は胸をワクワクしながら訪れた次第であります。そこで報告を受けた中で名誉院長からの報告でございますけれども、30年前まではひどい状態であったそうでありまして、そのときに自治医大から私を含めて2人の医師がこの病院に来たということでありまして、高齢化率が35%から42%であると、実際には県下で高齢化率が1位と4位の町でつくった組合の病院だそうでございます。

この病院の特徴は、ほとんどの高齢者が自宅に住んでおられるわけでありまして、コミュニティ都市部とは全く違うような感じになっており、交通手段を持たないので、12か所への出張診療と送迎バスを行っているのとあります。そういう面では、名誉院長いわく、我々の場所は在宅医療が最も進んでいるところであると。県下でここだけは、希望すればいつでも在宅で死ぬことができるようになったと言っておられました。すごいことだと思います。

そうできるようになった環境をつくったことは、開業医が協力したことであるということでありまして。そして県の在宅医療モデル地区になったと報告がなされておりました。1人暮らしの高齢者が過半数を占めて、介護の現場の在宅をどうするかは、実に大変であったそうでありましてけれども、そのような報告でございました。その中でこの病院の医師たちは、ここに自分たちの病院だという誇りを持っておるのだということを何回もおっしゃっていただきました。在宅医療と医師のいない地域の出張診療を続けてきたことが、今日の宝となったというふうにおっしゃってございました。

当時は公立病院でやっていたところはほとんどなかったそうでありましてけれども、名誉院長は肺がんの早期発見をしようと肺がんの検診をこの病院で始めた。そのような専門的なことをやることによって、在宅医療やまたほかの外科医なども病院に生き残れるようになったというふうにおっしゃってございました。また肺がん検診を町と病院の契約に基づいて山梨県で初めて試みたそうでございます。そういう部分でございまして、本当にこの地域に住むさまざまな人を支えるためにある病院でありますので、首長と院長がよく連携して理解し、院長がどう思うかで病院の将来像で決まるというふうにおっしゃってございました。これは名誉院長の言葉でございます。そして、開業医と自治大の医師が連携して地域の人々の生活を支える形でなければやっていけないという報告でございます。

経営について意識を変えるきっかけになったのは、私たちの自治体もやってやりました平

成 20 年度の公立病院改革プランだそうであります。平成 21 年度からその成果が出てきた形になったとおっしゃっておいりました。経営改善の一番の要因となったのは何かということをおっしゃっていました。それは療養病床の利用率を上げるために、病院と老人保健施設や在宅ステーションといった介護保険事業を併設していることであると。そして病院単独でやっているところよりも、そういう面では大きな武器を持っていると、医療と介護が密接につながっていることを強調されておいりました。

それぞれのベッドの性格を生かして利用していくことによって、療養病床の利用率が上がっていった。そしてそれを含めて老健のほうも増えてきた。私たちが思っている医療、介護のそういう面で平成 21 年度から経営改善がよくなってきたということでもあります。もう 1 つ残り 1 %は、やはり経費の削減であるというふうにおっしゃっていました。それは特に検体検査委託料、薬品料の変動経費というこういうものが、かなり大きな部分を占めておりますけれども、そういう部分を削減する。5 年間の契約をしたり、また一般入札をしたりした中で、職員の業務効率化、経費削減も図ってきたというふうにおっしゃっていました。そして総務省の公営企業等の経営アドバイザー事業のほうも活用していたというふうにご報告があります。

長くなりまして済みません、2 番目のほうに移らせていただきます。2 番目、在宅医療支援についてでございますけれども、ここの地域ではどうか、どこの地域でもそうですけれども、高齢者の死亡場所は病院が一番多くてやはり 70%を超えております。在宅で亡くなる方はわずか 10%台にとどまっているのが現実であります。その中で、在宅で医療を望む方は多いわけでございますけれども、実際にはかなわないのが現実であると、やはり当地も報告されておいりました。

国の地域医療再生計画の中で、救急医療体制の確保と在宅医療の充実等に重点を置かれているわけですので、そここのところはどういうふうにしたかということ、ドクターネットの開設をきっかけとしてやってきたというふうにご報告がありました。医師 1 人、保健師 1 人、社会福祉士 1 人で行っているそうでございますけれども、そうした中でドクターネットは高齢化率が高いことや医師不足を解消するために、24 時間、365 日の体制で在宅医療を提供するシステムであるという、大変すごいことでもあります。そして複数の医師が連携した中で平成 24 年 12 月から運営しているそうでございます。

自宅での医療を希望する患者やその家族には、医師が患者 1 人に対して複数の医師が診るシステムをつくっているということです。連携医として主治医と副主治医がおりまして、主治医が不在のときは副主治医に見てもらっているそうです。また、協力医として整形外科や皮膚科などの専門診療科の医師にも訪問診療をしてもらっているそうでございます。それらとはまた別に支援医というのがあるそうでありまして、訪問診療はしないけれども、主治医からの医療相談に助言を行う医師を登録するシステムにもなっているそうでございます。この医師不足の現状で、副主治医制度を利用して医師の負担を軽減しようとする医師会との話し合いもしているということでもあります。あと詳細につきましては資料をご覧いただきたいと

思います。

次に山梨県富士吉田市の介護支援ボランティア事業について報告させていただきます。介護支援ボランティア事業では介護支援、ボランティア活動によって、ご承知のとおり高齢者の地域貢献への支援、そして社会参加活動を通じた高齢者自身による介護予防を進めるためでありまして、高齢者同士が支え合う地域づくりをすることが目的になっております。そうした中で富士吉田市の場合は、65歳以上の方を対象として介護支援施設等で行うボランティア活動に対して、評価ポイントをつけてそのポイントに応じた交付金をもらうようなシステムになっております。これは平成22年9月から実施しております。ボランティアへの登録受付や評価ポイントの交付金に関する申請などは、社会福祉協議会に委託しているそうです。

そして、地域支援事業交付金、介護予防事業これを財源にしているそうでございます。そうした中で市内の介護施設と、19施設あるそうでありますけれども、その中でやっているそうであります。評価のポイントは1時間のボランティア活動で、手帳にスタンプを押されて1日に2ポイントが上限になっているそうでございます。これを始めてから、評価ポイントにかえて交付金を申請する方も年々増えてきているわけでありまして、そういう面で地域での貢献、生きがいを感じる健康増進、介護予防になっているというそういう成果が上げられている報告がございました。

一方で登録者の割合が低いということ。私にはポイント交換はしなくていい、交付金はいらないというそういう方もまだまだいるということでありまして、ボランティア活動の実態が把握されていないという課題もあるというふうに聞いてございます。私も委員からも、この都市においてもやはり介護事業が増える中で、もう一步医療費の負担軽減と考える中では、こういうことも考える必要があるのではないかという声も上げられている報告を受けている次第であります。質疑、詳細については資料をご覧いただきたいと思えます。

次にがん対策についてでございます。山梨県でも死亡原因の第1位になっているのがんでございます。その中で富士吉田市はどこでもそうですけれども、早期発見、早期治療に結びつけるために各種がん検診を30歳以上の市民を対象に行っております。がん検診受診率向上に向けて検診の勧奨も徹底して行っておるといふふうにおっしゃってました。市の広報誌やホームページ、また回覧板、ローカルテレビ、1年に2度の個別通知での周知を行っているそうであります。このほかにも地域の集会や市開催の各種教室などでのPRなども年間を通じて、あらゆる機会に周知徹底を図っているということでもあります。

そして2つ目に、受診しやすい体制をどうつくるかということをおっしゃっておられました。特定健診とがん検診の同日実施、また土日、平日の早朝検診の導入も行っているそうであります。また乳がん集団検診と大腸がん検診の同日実施も可能にしたそうでございます。そういう面でがん検診と特定健診をセットにして負担額を割り引いた「がんパック検診」というものも平成25年度から導入したと報告がございました。肝臓がんの早期発見のためにも検診を開始したという報告もありました。

それとあと女性のために、一番多い乳がんの集団検診についてでありますけれども、気兼

ねなく検診を受けるためにも女性だけの受診日も設けているそうであります。これは30歳以上の女性を対象にした集団検診を実施しているそうでございます。病院と連携した中でがん対策のあり方、がんに対する市民講座などを共有しながら、より地域と一体となったがん対策に取り組んでいる報告がございました。

私たちが伺った課というのは健康長寿課という課でございました。この課でもわかるとおり、本当に市の力強さとか思いというものを感じて帰ってきた次第でございます。あと質疑と内容詳細については資料をご覧いただきたいと思っております。以上、社会厚生委員会の閉会中の調査事項を報告させていただきました。以上であります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 社会厚生委員長にお伺いいたします。いただいた資料20ページですけれども、飯富病院の医師、看護師確保の取り組み状況ということで、87床のベッド数に対する常勤医の数でありますけれども、平成21年度6名であったと。大体6名から7名ぐらいで推移ということですが、経営的にはかなりいい方向であるというような報告であります。医師の勤務状態といいますか、一般的には常勤医が少ないと、要するに36時間連続勤務といいますかこういうものが医師に対して非常に過重な負担であるという部分でありますけれども、こういう部分について病院側のほうで説明等があったかなかったかということをお聞かせ願いたい。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 細かい等のあれはございませんでしたけれども、名誉院長から、私たちの医師は全部自分たちの地域から歩いていける場所に住宅を構えております。ですから、連絡が来ればいつでも飛んで行ける態勢になっていると。私たちの地域は、自分はここの地域の一員だというそういう位置づけでやっているから、全くそういう面で大変とかそういうものは聞いていない。女性の医師も来られたと、本当に晴れ晴れしく報告をされていたというのを感覚として思った次第であります。大変だというような感覚は、私は受けておりません。逆に誇りに思っているというような感覚で、私は見てきた1人でございます。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 大変すばらしい取り組みと私も聞いたわけでございますけれども、こういう綿密な取り組みをしておられると、例えば国保への負担金のはね返しといいますか、一般会計のほうからの繰り出しなども含めてそういうような面もあるのか、その辺はいかがでしょうか。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 逆に繰入金と一般的にいわれている法定外の繰り入れという部分もありますけれども、負担は逆に、私が驚いたのは毎年議会で用意してもらっている予算を返上しているそうであります。そのくらい年間として4,000万円から5,000万円ぐらいであるという形をいただいている中で、毎年逆に返納しているような状況であるという、考えられないような報告でございました。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 4ページの上段にもそう書いてあるわけでありますが、国保の負担の実態というのはどの辺のレベルにあるのかなど。本当にすばらしい取り組みであるだけに、その辺の市民の負担が気になるところでありますが、その負担ということについては調査のほうはいかがだったでしょうか。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 そういう詳細のところまでは私どもはちょっといきませんでしたし、県のどこら辺のレベルであるかというのは聞きませんでした。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ネットワークについてちょっと私が勉強不足で、どういう審議がなされているのかお聞きしたいのです。カルテの開示そっくりではないと思うのですけれども、経営や技術あるいは医院のノウハウというのがそれぞれあると思うのです。全ての医院が参画して、それは市民のためとか患者のためにはメリットの部分だと思うのですけれども、経営をされているわけですから、それらの個々のノウハウが投棄ひとつにしても非常に独自の手法を持っている方になってみると参加はできにくいというような感じになるかと思うのです。そういった技術的な部分とか個々の医院の問題というのは、どのように説明を受けたのかひとつお聞きしたいと思います。

もう1点が城内診療所の件ですが、ハード的な部分の理由はわかります。報告は前回にわたって今回も聞いておりますが、利用者の立場に立っての調査というのが実際事務局サイドといいますか、診療所サイドで調査されているのかどうか、その点をひとつどういった調査があったのかお聞きしたいのです。

なぜならば、私ども4年に一遍こういったアンケート調査をしているのですけれども、その中で城内診療所の一連の動きについて問題の1つとして聞いたわけでありまして。やはり大多数の方々から現状でいてほしいというような回答が来ております。そうした中で少し老朽化したからとかあるいは配管がだめだとか、エレベーターの部品がもう製造していないとかという問題で、一気に外来専門の診療所にしてしまうとかという、そういったふうに私は一連の報告で聞き取れているのです。その点、今ほどの管外調査の報告にもありましたように福祉施設の併設で赤字解消がなったとかというような、そういった調査もされているわけがありますので、一連の調査の中でどういった意見、あるいは議論が委員会であるのか、ひとつお聞きしたいと思います。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 最初のネットワークの件でございます。これに関しましては各開業医等に関しましては個々の年齢等、いろいろな条件があるわけでございます。その中で今、担当者が一生懸命説明をしている段階であります、そういうことでございます。

そして次の城内診療所の部分でございますけれども、これは私たち議会の観点でまずは知るといえることが大事だという形で、私たちは実際今、診療所がどのような状況になっている

のだろうかということハードの面からさせていただきました。これからそういう面で地域の部分に関しては、私たちが云々というより、まだ全く方向性もしていませんし、地域とのこれもまだしていないわけでございますので、私たちが云々というのはまだ早いのではないかと。やはり地域あつての医療であります。皆さん、地域の方はやはり必要を感じているわけですから、余り先走って私たちがするものではないのではないかと私は感じております。私は感じておりますという言い方は大変失礼でしたけれども、そういう中でそういう討議はなかったというふうに聞いておりますので、報告いたします。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ネットワークについてですが、個々のそういったノウハウというのがあると思いますので、そういう点でやはりどういった配慮ができるのかというあたりを安心させることが参加の1つの条件かなと思いましたのでお聞きしました。

もう1つが城内病院については、議会の観点で調査をしているとこういうことです。けれども、反論するようで申しわけないのですけれども、そういう情報開示があったときには、議員が市民の代表だという感覚であったとしたならば、それはやはりそれぞれがそれぞれの立場で、実際これが執行部が言うような形になったときにどうであろうかということ。これは開示を受けた立場としてみれば、議会の立場で調査をしているだけだというのは、市民の立場で調査をし、どういった改善が求められるかというあたり、あるいはどういった投資ができるのかというあたりを模索していただきたいなと今の答弁を聞いて感じましたので、一言添えて質問を終わります。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 当たり前でございます。私たちが市民の代表でありまして、市民の意見をないがしろにして議会というのは、私はあり得ないと思っています。そういう面で私は今ここで私たちが云々というときではないと感じます。というふうに多分議員の皆さんも、委員の皆さんも感じていられると思います。つけ加えさせていただきます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長・松原良道君の報告を求めます。26番・松原良道君。

○松原地域医療対策調査特別委員長 大変長い委員長報告でありましたので、時間を少しでも省略したいと思います。ご理解のほどよろしく願いいたします。それでは地域医療対策調査特別委員会、閉会中の調査についての報告を申し上げます。

調査の内容については、魚沼基幹病院の現地調査、新市立病院について、魚沼地域医療連携ネットワークについての3点について調査を行いました。調査の期日は平成25年7月26日、委員は全員出席、執行部の出席は記載のとおりであります。次に2ページに入ります。魚沼基幹病院の現地で新潟県土木部都市局営繕課職員より、資料に基づきまして説明を受け

ました。主な質疑といたしましては、今年度中にどこまでの予定かという質問でありました。答弁として12月いっぱいまで7階までの躯体を建ち上げる予定であるという答弁がありました。

次に新市立病院について資料に基づき説明がありました。主な質疑につきましては4ページをご覧ください。新市立病院については全体を網羅した中でやるわけで、その中で大和に30床の病床を残すというのはどのような位置づけかという質問であります。答弁として、基幹病院は前提として紹介状がないと外来をやらないとなると、地域の皆さんが非常に不便になる。そこで何とかそれをカバーしなければならないという思いで、大和病院を残すという答弁でありました。

次に6ページ、六日町地域にできる病院の市民とのかかわり方、市民が支援をしっかりとしていくというふうな体制づくりもあわせてやっていくと思うが、どうかという質問に対しまして、答弁は病院経営も市政も同じであるが市民の皆さんから一緒になってやろうという、あるいは支えるという、お互いに協力してやるという形がとれなければ、新しい病院ができて市民の皆さんとのかかわりをそういった観点で捉えていただかないと、経営そのものあるいは医療体制そのものの崩壊ということになる。そうならないように、まさに大和病院の理念もそこにあったわけで、それをきちんと生かしながらやっていかなければならないと思っている、当然先生方もそういう考えであるという答弁がありました。

次に魚沼地域医療連携ネットワークについて、資料に基づきまして説明がありました。主な質疑といたしましては9ページをご覧ください。

このシステムに医療機関がどのくらい参加するのか状況を聞かせていただきたいという質問。答弁は、現在のところ明確に無理という厚生連系の病院が十日町にある。ほかの医療機関についてはおおむね前向きに検討していただいている。診療所は、「入りたい」が3分の1、「考え中」というのが3分の1、「入らない」が3分の1である。この地域は開業医の先生方の高齢化がほかの地域に比べて進んでおり、中にはレセプトコンピューターやインターネットなどが整備されていない診療所が結構ある。そういう状況においてはシステムで患者さんの情報を共有していただきたいということは難しいと思っている。医局については薬剤師会の支部長さんと話をしている限りでは、医療安全は私たち医療従事者の義務なので、積極的に参加をさせていただきたいと言っていると。できるだけ多くの方から入っていただくことで効果が高まる機能になっている。最初に入っていただくと初期投資を補助金で賄うことができるので、その辺を含めて診療所の先生方をお願いをしていきたいというような答弁がありました。

その他として入院患者の動向についての資料に基づき説明がありました。以上で報告を終わります。

○議長 長 地域医療対策調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。

22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 最近出回っているリーフレットの中で、大和病院の建設位置の見出しがあ

りまして、そこには6月議会では市長は移転新築という答弁をしたと書かれています。6ページの報告を見ますれば、答弁としては現在の場所あるいは大和庁舎の脇といろいろなところをまだ検討中であって、位置については今年度中に決めるという回答になっていますが、それについての確認はどうなっていますか。

○議 長 地域医療対策調査特別委員長。

○松原地域医療対策調査特別委員長 今、議員が後段で言ったとおりだと思っています。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、地域医療対策調査特別委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で所掌事務に関する調査の報告を終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略し、また議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算並びに人事案件に限って行い、その他の案件については市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに請願及び陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算及び決算並びに人事案件に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し担当部長等による説明といたします。

○議 長 ここで昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時10分といたします。

〔午前12時01分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後1時07分〕

○議 長 日程第6、平成25年請願第4号 消費税増税を中止する意見書の提出を求める請願、日程第7、平成25年陳情第1号 「学費と教育条件の公私間格差是正にむけ、私立高等学校への私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択に関する陳情、以上2件を一括議題といたします。請願第4号及び陳情第1号の2件を総務文教委員会に付託しますので審査をお願いいたします。

○議 長 日程第8、第18号報告 専決処分した事件の報告について（大原運動公園野球場建築工事請負契約の変更について）を議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第18号報告についてご説明申し上げます。本件は平成26年6月の定例議会におきまして、第73号議案として提案いたしましてご同意を賜りました、工事番号スポ公園改第2号 大原運動公園野球場建築工事請負契約に係る、第2回目の変更契約でご

ございます。増減額が100分の5以内かつ1,000万円以下でございますので、市長の専決事項の指定、第3項の規定に基づきまして、先月8月6日に専決処分をさせていただいたところでございます。自治法180条第2項の規定に基づきまして、ご報告申し上げるものでございます。

3ページをご覧いただきたいと思います。専決処分書でございます。記載のように変更前の請負金額7億2,647万5,050円でございますが、今回の変更で340万6,200円を増額いたしまして、変更後の契約金額を7億2,988万1,250円とするものでございます。

変更の増加率にいたしますと、100分の0.47、0.47%の増額でございます。契約の相手方は新潟セルテック・笛田特定共同企業体でございます。なお、代表者及び構成員は記載のとおりでございます。

5ページから7ページまでが変更契約の写しでございます。ご覧いただきたいと存じます。

8ページには工事の変更概要が記載されておまして、次の9、10これはA3の用紙になりますが、変更箇所の詳細図面でございます。8ページと図面を合わせてご覧いただきたいと存じますが、8ページの2、変更内容3に変更理由が記載されております。変更内容の①といたしまして、ホームベース側といいますかバックネット裏のメインスタンドの後方になります管理棟部分の変更でございます。2項目の変更でございます。

1項目目はトレーニング室に、ホテルの会議室とかセレモニーホールといったところで見受けられます、可動式の間仕切りを設置するものでございます。

このトレーニング室は、トレーニング機器等は設置しないものとしておりますので、3の変更理由に記載のとおり要望もあるところでございますが、BCリーグなど試合時に監督、コーチの控室またはミーティングルームなど多目的に使用するには、分割できることがより合理的な使用ができると判断いたしまして、遮音性がある、必要に応じて設置できる可動式の間仕切りを設置することを追加するものでございます。

9ページにはその図面がございます。管理棟1階の平面詳細図でございますが、間仕切りの位置と先ほど申し上げましたように利用例でございますが、「監督室1、2」と赤字で表示してございます。

2項目目は先の6月定例会で申し上げたところでございますが、スポーツ振興くじ、通称「toto」でございますが、助成金交付の決定がありましたので、入り口をメインとすることになると思いますが、助成金の交付施設であることを表示する看板類、表示板類を設置することを追加するものでございます。

変更内容の②メインスタンドの変更でございます。図面の10ページをご覧いただきたいと思います。この断面の詳細図にありますように、メインスタンドの椅子席はご覧のとおり階段状になっております。その立ち上がり部分、赤丸等で記載してございますが、ここにつきましてはコンクリート地肌色の仕上げでございますけれども、プレーへの影響等を考慮いたしまして着色塗装仕上げにさせていただくものでございます。まだどの色にするかということとは未定でございますが、以上の変更を今回専決処分させていただいたものでございます。

以上をご報告申し上げます。

○議 長 質疑を行います。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 10ページの立ち上がり部分の塗装について、「プレーへの影響等を考慮し」というのが、厳密にはどういう意味合いか。普通スタンド等を設計する段階では多分そういうのはもう織り込み済みということであると思います。フェンスの色とかあるいはバックネットの色とか塀の色とか、そういうのは当然織り込み済みだと私は考えますけれども、どうい問題があるのかひとつお聞きします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 ただいまの件でございますけれども、メインスタンドの椅子につきましては、座る部分が青と緑とオレンジの3色、場所によってあるんですけれども、その立ち上がりの部分がコンクリの地肌でございます。私も野球をよくは知りませんが、実際グラウンドで、椅子の座るところの色と地肌のところの色が、プレーのときに見づらいそうです。ということで、先ほど総務部長のほうから色はまだ決まっていないという話でしたが、プレキャストでメインスタンドをつり込んだ中で、実際その色を見た中で、立ち上がりの部分でございますが、どの色が一番プレーしやすいか。要は後ろがチカチカするとかどうかそういう部分で見にくいということで、できるだけプレーをしやすい形に変更させていただきたいというお願いでございます。以上でございます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はさっきから織り込み済みだろうという話をしているんです。ですから、設計の段階でそれはあるべきことであって、ここでやるものではない。それからいろいろな施設を見ているわけですし、あるわけです。それでじゃあそこに全部着色してある施設を、私も県内に連れて行っていただけて見せてもらった経過があるんですけれども、この説明ではわかりません。色も何色にするかわからないけれども、色を塗らせてくれということは、説明が付きませんでしょ。着色、プレキャストでコンクリートで、とりあえず最初はつやつやですよ。そしてその中で耐久性もあると捉えて、直ぶちで要するにそれを持ってきてセットをするわけですね。そして劣化とかそういう問題になりますと、着色すればそれは剥げるんです。剥げることをなぜやらなければならない工法を取ったかということなんです。そうでなかったら最初から着色なんていうのはあるわけだと思います。ちょっと私はこれには不思議だなと思って、この時点にきてなぜ色をつけるのかなというのがわからないんです。もう1回ひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 他の球場を見ても、コンクリートの地肌のままのところもありますし、色をつけてあるところもあります。当然、当初は地肌のままでいいだろうという思いで設計を組んだわけですが、やはり現場に入っているいろいろやってみますと、このセンター側からピッチャーが投げるボールがやっぱりその色の中に混同してしまうという部分が出るということがわかりましたので今、色を塗らせていただきたい。バックスクリーンと同じです、

ボールがよく見えるように。

センター側から、ピッチャーの裏から見ていますと、スタンドの椅子のところの白い色に混同してしまって、ボールがいわゆる守備をしている方面の方たちから見えづらいという部分がやはりある。100%それをしなければだめだということではありませんけれども、よりプレーをしやすいように今、着色をします。

色は当然ですけれども今決めていないというのは、きちんとこれができあがった中で見て、どの色が一番同化しづらくてボールがよく見えるか、これを確認した上で色を塗らせていただく。費用は塗装でありますから、平米数さえわかれば別に何の問題もない。それから、最初からこれをプレキャストの中に色を組み込むということはできません。色付きのコンクリートなんていうのはなかなかできませんので、そういうことでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私も若干野球をしたことがありますので、それがためにフェンスがあったり、ピッチャーから投げる角度、それによってフェンスの高さとかそういうものを多分考慮されているものだと私は思います。そして、プロ野球を見たってあれだけの広告塔がいろいろあった中でやっているわけでありまして。まだ色もわからないということは、新しいボールならいいけれども、ぬれたときのボールの色と全然違うんです。言えばきりがありませんよ。

よく、ああ言えばこういうという話でありますけれども、そんなことがなぜここで出てくるのかというのは、やっぱりそれほど精密な野球場をつくらうとしたのか。今までのじゃあ野球場はどうだったというあたりでこの塗装については、私に言わせれば設計責任ですね。プレキャストの地肌ではだめだったからこうさせていたいただきたいんだ、ということであるとすれば、プレキャストコンクリートを使った段階、それをではチェックがなぜできなかったかということになるんです。厳しいことを言って申しわけありませんが、塗らなくてもいいのだったら、塗らなくていいじゃないですか。私は思いますがどうでしょう。

○議 長 市長。

○市 長 今触れましたように、それを塗らないから競技ができないということではありませんが、より仕上げとしてプレーがしやすいようにということでもあります。ですからほかに何の意見もございませんし、それから設計当初と言いますけれども、今触れましたようにどこの球場でもこれが統一しているわけではありませんので、当然これで設計は当時はいいいと。しかし、現場できちんと確認をしてみる中では、やはりそのほうがよりプレーがしやすいということでもあります。スタンドが裏側へあるからそれで見えるからということではありません。間違いなくセンター側から見ますと、相当上部まで見えるわけですから、看板やそういうのは別ですけれども。ですから一般にプロ野球をやる球場での看板等は、相当工夫して全部つけてありまして、やはりより選手の視野にボールが入るときのじゃまにならないような工夫を全部してありますので、そういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で専決処分した事件の報告について（大原運動公園野球場建築工事請負契約の変更について）の報告を終わります。

○議 長 日程第9、第19号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第19号報告 健全化判断比率についてご説明申し上げます。けさほど大変恐縮ながら差しかえさせていただいたものでございます。よろしく願いいたします。

健全化判断比率は地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる「健全化法」といいますが、第3条の規定に基づきまして平成24年度決算に係る4つの指標を算定し、監査委員の意見を付しまして議会に報告を申し上げるものでございます。

1 ページの中ほどの表をご覧くださいますと、実質赤字比率・連結実質赤字比率につきましては、一般会計、特別会計、事業会計決算とも黒字あるいは資金不足が生じておりませんので、数字が出ておりません。実質公債費比率につきましては、前年度比1.6ポイント減の17.5%、将来負担比率では前年度比1.8ポイント増の159.9という算定結果でございました。

実質公債費比率は3か年平均を用いることとなっておりますが、各年度の指標値は平成21年度が22.1%、平成22年度が20.7%、平成23年度が19.1%、今年度が17.5%と順次低下しているという状況でございます。こうした状況におきまして対前年度比1.6ポイント減は、算定式で分母となります元利償還金が平成21年度に比べまして3億9,000万円ほど減となっていることに加えまして、この元利償還金から差し引かれます合併特例債等の活用によりまして公債費算入額が——交付税への算入額でございまして、同じく平成21年度に比較いたしますと3億円以上増となっております、分子となる額の減少が主な要因でございます。

それから、将来負担比率でございますが、これにつきましては平成19年度が206.4、平成20年度が176.3、平成21年度が167.4、平成22年度が155.9、平成23年度が158.1、当該平成24年度は159.9ということでございまして、平成23年度以降上昇に転じている格好になっております。

これは平成23年度に新潟・福島豪雨災害それから現在合併の新市建設計画に基づきます大型建設事業を実施しているところでございまして、起債の額が増となっております。算定式で分子となります、地方債現在高はそれによって増えているところでございます。ところが先ほど申し上げましたように、災害や合併特例債事業の起債は交付税に公債費として算入されます。つまり充当財源があるものでありまして、地方債以外の将来負担額は今現在、減額となっている状況でございまして、分子の額は前年度に比べると減額になっております。分母の算定式でも、標準財政規模から先ほど申し上げました交付税への算入公債費等を減じることとしておりますが、普通交付税が前年度に比べますと減となっております、そこに先ほども申し上げましたように交付税へ算入される公債費の額が増となっている。それを引き

ますので分母も分子と同じく減額になってございます。ただ、分子の減額に比べまして分母の減額が大きくなっておりましたので、それをいわゆる除す。割り算しますと結果的に将来負担比率は上がるということになっております。そういう原因が今回の主な要因でございます。

次に報告資料をつけてございますので、若干ご説明を申し上げたいと思います。3ページをご覧くださいと思います。左上に総括表①と書いてございまして、健全化判断比率の状況でございます。右の太字の数字が1ページの報告に記されているものでございます。また、下段の表には市長の所信表明にもありましたけれども、早期健全化いわゆる再生の必要を判断する基準、気象情報等と言いますように、大雨、大雪といった注意報、警報がございましたらば、この早期健全化基準というのは注意報に例えられるものだと言えますし、財政再生基準になれば財政運営について警報が出されるというようにご理解いただければと思います。

平成24年度の算定結果はこの基準値をいずれも下回ることとなりました。それとこの基準のほかにこれも市長の所信表明にございましたが、18%という数値の規定がございます。これは現行の地方債制度にあるものですが、現行ではいわゆる起債、地方債の発行は原則自由で協議制となっておりますが、この18%を超えますとそれ以前に制度としてやっておりました許可制のもとで地方債の発行を行うこととなりますし、当市も策定しております公債費負担適正化計画の策定を義務付けられることとなる規定でございます。そこで当市はこの18%を下回るように、公債費負担適正化計画財政計画を策定してこれまで進めてきたわけでございますが、平成24年度の算定では目標が達成できたことになりました。

次に4ページでございます。総括表②でございます。現実に黒字決算ないしは資金不足が出ておらない決算でございましたので、実質赤字比率それから連結赤字比率とも数値が出ておりませんでした。総括表②では連結赤字比率の状況でございます。これは特別会計それから事業会計の部分を見た中での赤字比率を算定するものでございまして、この表左から一般会計それから国保等の特別会計、公営企業会計で法適用の水道、病院の事業会計、法の非適用の企業会計として下水道特別会計の状況が載せてあるものでございます。実質収支という形が出る部分はそれぞれ黒字でございますので、比率的にはマイナスの数字という格好になります。

法適用、法非適用の公営企業会計になる部分では、資金不足・剰余額という欄がございます。そこがいわゆる黒字と申しますか資金不足を剰余額から引いて、剰余額がそのままプラスで出る形、いわゆる黒字ということでございまして、いずれも実数が出ております。それを右下一番下の欄、標準財政規模で割りますと、結果的にマイナスの14.04、左の下のほうへ書いてあるこの星印は連結実質収支が黒字である場合は、マイナス表示であるということを示しているように、いわゆるいずれも黒字であり資金不足は生じていないという結果でございました。

次に5ページをご覧くださいと思います。数字が大変細かくて見づらいものとなって

おりまして恐縮でございますが、総括表③実質公債費比率の状況でございます。年間の経常的であり、標準収入のうちどれくらい借入金の返済に充てているかを示すものでございます。①の元利償還金の額から⑦一時借入金の利子までのものの計から、⑧特定財源それから⑭の交付税に算入された元利償還金までを合計を差し引いた額を分母といたしまして、⑮に記載されております標準税収入額等から⑰の臨時財政対策債発行可能額の計、つまり標準財政規模と臨時財政対策債を足した額で、先ほど申し上げました分母を除いたものが表の中ほど右側でございますように、各単年度の実質公債費比率となります。実際用いるのは3か年平均の数値を用いますので、平成24年度の実質公債費比率は、表の中段右の端のほうで17.5となるものでございます。

冒頭に申し上げましたように、この上の段の表を見ていただきますと、元利償還金から⑦番の一時借入金の利子をざっと見ていただきますと、一時借入金の利子を引いてみな減額になっております。こうしたことから次の分母となる数値は、⑩に代表されますように1億2,500万円から増えているところでございますので、結果的に比率は下がるということでございます。

次に6ページをお願いいたします。総括表④将来負担比率の状況でございます。最下段のところは算定式でございまして、上段の表、将来負担額の合計Aと記載されておりますが、から中段の表、充当可能財源の合計Bでございまして、差し引いた額を標準財政規模Cとしてございまして、から算入公債費等の額Dでございまして、いわゆる公債費に係る基準財政需要額算入見込額から、臨時財政対策債合併振興基金造成に係る合併特例債等に係るものを除くものでございまして、この算入額等を減じた額で除したものが、将来負担比率となるものでございます。

先にも申し上げましたが、2つの指標比率の要因をわかりやすくと思ひまして、算定式の説明も、雑駁ではございますがご説明をさせていただきました。以上でございます。

○議長 次に監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは平成24年度決算に基づく健全化判断比率の審査報告を行います。審査の対象につきましては、平成24年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間でございますが、平成25年7月29日から平成25年8月16日まででございます。審査の方法につきましては、審査に付された健全化判断比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。

健全化判断比率の状況ですが、先ほど報告がありましたとおり、実質赤字比率、連結実質赤字比率はございません。実質公債比率が17.5%、将来負担比率が159.9%といずれも早期健全化基準を下回っております。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 いただいた資料の6ページの将来負担比率でありますけれども、総務部長から説明がありましたが退職手当負担の見込額でありますけれども、引き算をしていく数字が引き算をされていなかったというわけでありますけれども、当初いただいた資料から比べて10億5,000万円ほどの減額という大変な金額でありました。そうすると、事務組合自体の数値というものをまるで信用しないわけではないですけれども、ほかにこういう間違いについては、それこそ送られた資料で見るとはわかりかねいのでありましようけれども、事務組合自体がここが間違っていましたと言わない限りはちょっとチェックができないのかなと思います。そのチェックについてはどうかなということ。

もう1点は平成23年度に比べまして1.8ポイント負担率が悪化をしているわけですが、この原因というのは多分災害復旧費での借金を増やしたという部分が大きいかなと思います。それでも1.8ポイントぐらいであるとすれば、まあまあ災害復旧で相当、市も血税を導入したと思っていたのです。その辺の数字のほうもこれで間違いがないのだということをもっと一度言っていただければと思います。もうちょっと悪化しているかなとも思ったのですが、その辺はどうでしょうか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 まず退職手当負担見込額の件でございますが、余りに多い部分ですので、現実には最初は8.5ポイントの率の増加になりました。原因を見ましたらこの部分の増が大変大きくなりまして、これはいわゆる退職手当の引当金と同じでございますので、何でこんなに増えるのだろうということで疑問を持って確認をしようかといったところへ、向こうから間違えましたという連絡がきた段階でございます。ですので、ほかの数値についてもチェック等については入念にやっております。

ただ、総合事務組合はほかの面でもみんな共同算定しておりますので、まずは受け取った数値を信じてやっているというのが実情でございます。ただ、その後はチェックしてこれはおかしいな、おかしいというか今後の後もこういうふうが続くのかなということで、確認しようとしたら、向こうから間違いでございましたという連絡がありましたので、チェック自体については入念にやっているつもりでございます。

それから、2点目でございますが、議員さん仰せのとおりやはり災害復旧に係る起債部分の影響は大きゅうございます。ただ、実質公債費比率等でも申し上げましたように、ほかの合併特例債につきましても、いわゆる交付税の算入率が大変高うございます。災害についてはもう9割部分でくる形のものもございますので、そういった関係でいわゆる借金、負債の額は増えるんですが、この算定式でいういわゆる財源としての充当も多うございますので、上昇率的には抑えられる。合併特例債にしてもこの災害にしても100%算入ではございませんので、その部分はどうしても増えます。そういった形での内容で、率の上昇は抑えられるという格好でございます。以上でございます。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ありがとうございます。市のほうのチェック体制ということであれば、資料をもとにして市独自の試算といたしますか、多分出るものだなと思っています。数字が余りにも大きく増えたということでのチェックだけではなくて、普段からそういうこと、市単独でそういう試算ができるという体制を組んでいただきたいと思います。終わります。

○議長 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 この報告を見ていると、順次好転しているというふうに説明があるわけですが、決算資料の説明資料の15ページ、県下の20市の財政指標という中で、平成23年度の県下の序列と申しますかが公表されておりますけれども、これが今年度は好転して、それぞれの市でそういった南魚沼市と同じような状況があるのかなと思います。けれども、実際は公表されていないから調べられないというような状況かもしれませんが、県下の情報は得られますか。今回、前年度で実質公債費比率が平成23年度決算というのが19.1、今回17.5とこういうことでありますので、県の平均がどれぐらいで、また南魚沼市の位置としてどこの辺になったかというあたりがわかるなら教えていただきたい。

私は去年公表されたときに、ケツじゃなくて柏崎市が南魚沼市の上に来たなということを見たわけでありましてけれども、それがどの程度、好転したといいながらも他市との比較でぐっと好転しているのかのあたりが知りたいものでこういう話をするわけでありまして、ひとつお聞きします。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 南魚沼市の県内の位置ということですがけれども、実質公債費比率につきましては、20市中19番目ということで、20番目に昨年同様、柏崎市がおります。20市の平均の実質公債費比率につきましては、14.0%ということになっております。

それから将来費負担比率につきましては、20市中18番目ということになっております。20番目は三条市ということで19番目は胎内市ということになっております。以上です。

○議長 長 24番・岡村雅夫君。岡村議員、なるべく簡潔にわかりやすく質問してください。

○岡村雅夫君 私は順位が変わらないということは、やはりかなり厳しいなと捉えるのが筋かなと。18%をクリアしたからといういい情報は出ますけれども、よそはもっと低くなっているというあたりをどういった見解をもっているのかひとつお聞きしたいと思います。

○議長 長 市長。

○市長 長 これは実質公債費比率という定義が登場してからずっと申し上げておりますけれども、私たちの市が特殊な状態にあってこの実質公債費比率が高いということはもう議員もご承知のことかと思っております。ですから、これが劇的に今まで20%近くあったのが一気に10%に落ちるとかそういうことはあり得ませんので、順位がそう大きく変わるものではないと思っております。ただ、18%を下回るということが当面の目標でありましたので、これは達成できたということでありましてけれども、それでよしとするということではなくて、なるべくこれをもっともっと下げていくこの努力はずっと続けていかなければならないとこう

いう思いでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で健全化判断比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第 10、第 20 号報告 資金不足比率についてを議題といたします。説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 20 号報告 資金不足比率についてご説明申し上げます。先ほどの第 19 号報告に同じく地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる「健全化法」今度は第 22 条の規定に基づくものでございまして、公営企業の経営健全化の指標でございます。

公営企業ごとの資金の不足が事業規模、つまり営業収益から受託工事収益を除いた額、料金収入といったほうがわかりやすいでしょうか、その額に対してどの程度であるかを示すものでございます。算定式といたしましては、資金の不足額を今ほど申し上げました事業規模で割ったものでございまして、この資金の不足額は先ほど第 19 号報告で申し上げました連結実質赤字比率の算定に用いる右端の欄にございましたが、資金不足額剰余額に同じでございます。

1 ページの中ほどの表にありますように、水道事業会計、病院事業会計及び非適用でございしますが下水道特別会計の 3 会計では、資金不足額は生じておりません。なお、これにも健全化の必要性の判断基準、早期健全化基準値というのがございますが、20%でございます。報告資料の 3 ページをお開きいただきたいと思います。この資料も多くが書いてございまして、数字が細かく見づらくて恐縮でございます。上段の表が公営企業法適用企業でございまして、水道事業会計と病院事業会計でございまして、表の上段のところ（1）その下にアルファベット小文字の a マイナス b とございまして、流動負債でございまして、これが健全化法の施行令の中で規定しております、連結実質赤字比率の算定に用いる資金不足額でございます。（2）の c マイナス d この流動資産でございまして、これが剰余額ということになります。この資金不足額を差し引きました剰余額が（5）資金連結赤字比率算定数値の資金不足額・剰余額となるわけでございますが、水道会計、病院事業会計いずれもここに数字が出ない格好、いわゆる剰余額が資金不足額を上回っているということでございます。したがって（6）が資金不足額でございまして、資金の不足額がこの算定上はありませんので数字が入っておりません。ですので、資金不足比率は該当がないということになります。

下段でございまして、公営企業法非適用でございまして、下水道事業でございまして、上段の法適用の表と同じ見方で（1）の部分から（2）の額が（5）のところ、いわゆる黒字と申しますか実数になっておりますので、これも資金不足はなく、資金不足比率は該当はないという算定結果でございました。以上、第 20 号報告についてご説明申し上げます。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは平成 24 年度決算に基づく資金不足比率の審査報告を行います。先ほ

ど話しましたように、審査の対象につきましては平成 24 年度決算に基づく資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。審査の期間につきましては、平成 25 年 7 月 29 日から平成 25 年 8 月 16 日まで。審査の方法につきましては、審査に付された資金不足比率が地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に基づき適正に算定され、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われていたと認めました。下段の枠の中の水道事業会計、病院事業会計、下水道特別会計いずれも資金不足はなく、ご覧のとおり経営健全化基準の 20%以下でございます。以上で報告を終わります。

○議 長 質疑を行います。10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 私、1 点だけ確認ですけれども、意見書の中でこれは差しかえがあった部分なのでこれは仕方がないのかもしれませんが、ここの報告意見の審査結果の中の将来負担比率ですよ……。いや、これでいいんだろうかな、166.6 これはこれでいいのか。済みません、申しわけない。訂正します。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で資金不足比率についての報告を終わります。

○議 長 日程第 11、第 21 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。説明を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長 それでは第 21 号報告 六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についてご説明をいたします。

これから説明申し上げます内容につきましては、先ほどの日程第 5、報告第 3 号の各常任委員長報告、産業建設委員会の報告資料にも記載されている部分がございますので、あわせてご覧いただければと思っております。

それでは、第 19 期の事業報告書及び決算書をご覧ください。

1 ページの 1 の (1) 事業の経過及びその成果でございますけれども、平成 24 年度におきましては、市立図書館への施設の一部売却が行われ、テナントの移動工事を開始したところでありまして。新しい「ラ・ラ」につきましては、大型スーパーそれから内科・整形外科医院、それから日常生活の衣料品等及び図書館の 4 つの柱で運営することとなり、他の地域にはない新しい施設として生まれ変わりました。

また、新潟県への高度化資金借入金のうち 2 億 9,200 万円ほどを返済したことによりまして、財政状況が大幅に改善し、今後の事業運営の適正化が図られることになりました。

テナント全体の年間売り上げにつきましては、対前年比で 100.5%となりまして、これらの結果、街づくり会社の第 19 期の決算は、売上高で 2 億 1,770 万円ほど、前年比 104.1%と

なりましたけれども、固定資産売却損などの特別損失があつて、純損失1億260万円ほどとなりました。

続いて(2)の売上高の明細についてですけれども、テナント数が減つたために賃料等は減っています。直営店売上高が増えておりますけれども、これは店舗の親業者が入れ替つたこと——これは先ほどの資料にもありましたけれども、サンバードからファミスタに移つたということで、在庫処分のバーゲンセールを行ったため、売り上げは伸びますけれども、在庫の原価割れ等が生じているので、収支はマイナスとなっているとのことであります。

2ページの(6)財産及び損益の状況の推移ということでございますが、第19期の売上高は直営店の関係で伸びておりますけれども、880万円ほどの経常損失となっています。また、市からの2億9,000万円の補助金がありましたけれども、図書館への固定資産売却については時価で売買しているため、時価と簿価との差が特別損失となっていることなどから、1億260万円ほどの純損失となっております。なお、純資産は2億8,990万円ほどとなっております。

3ページの2、会社役員に関する事項につきましては、記載のとおり8名の取締役と3名の監査役となっております。

続いて4ページの貸借対照表でございますが、表の左側、資産の部の流動資産1億5,140万円ほどにつきましては、現金及び預金が主なものとなっております。この中には、テナント移設工事を街づくり会社が窓口となつて行うために、その預り金あるいは退店者に返還する敷金などが含まれているということでございます。

固定資産9億6,020万円ほどにつきましては、土地建物の売却が時価であつたために簿価との差額で前年比6億4,240万円ほどの減となっております。

資産合計11億1,160万円ほどは、前年比で5億3,750万円ほど減となっております。

表の右側、負債の部の流動負債1億1,800万円ほどでございますが、前年比で5,880万円ほどの減となっております。固定負債7億350万円ほどは前年比で3億7,600万円ほどの減となっております。負債合計8億2,160万円ほどにつきましては、前年比で4億3,480万円ほどの減となっております。

5ページの損益計算書でございますが、前年比860万円ほど増の2億1,770万円ほどとなりましたが、売上原価も1,610万円ほど増の6,530万円ほどとなっております。売上総利益は前年比750万円ほどの減で1億5,240万円ほどとなりました。この売上総利益から販売経費及び一般管理費を引いて、1,260万円ほどの営業損失となっております。

営業外収益につきましては、その他の収益が前年比で360万円ほど増の450万円ほどとなっておりますので、支払利息を加えた経常損失は880万円ほどとなっております。

特別利益につきましては市からの補助金2億9,000万円や、くみあい生活センター敷金返済金のうち、新潟県の持ち分を繰上償還に充てたということでの債務免除益1,370万円ほどを加えて3億520万円ほどとなっております。特別損失3億9,870万円ほどは、図書館部分の固定資産売却の時価と簿価の差額が主なものとなっております。

この結果、前期 18 期ですけれども、200 万円ほどの純利益でしたが、今期 19 期は 1 億 260 万円ほどの純損失となっております。

続きまして、第 20 期の事業計画書及び予算書でございますが、19 期の決算額との比較の表になっております。1 ページの基本方針及び 2 ページの会社役員に関する事項については記載のとおりでございます。予算につきましては先ほど申しましたように第 19 期との決算との比較表になっております。

売上高これにつきましては、テナントの賃料や直営店の売り上げなどになりますけれども、テナント数の減少、あるいは図書館建設これは来年 6 月オープンという予定になっておりますが、今工事をしている最中ですのでその影響などを考慮して、前年比 4,830 万円ほどの減で 1 億 6,930 万円ほどとなっております。売上原価は 4,990 万円ほどで売上総利益は前年比 3,300 万円ほど減の 1 億 1,940 万円ほどとなっております。販売費及び一般管理費として 1 億 2,190 万円ほどを引きますと営業損失が 240 万円ほどとなりまして、経常損失は 68 万円ほどと計上されております。

特別利益の 850 万円ほどにつきましては、くみあい生活センター敷金返済分の繰上償還充当分を債務免除益として計上したものであります。あわせまして、第 20 期の純利益は 780 万円ほどとなっております。

なお、ただいま説明しました貸借対照表それから損益計算書、予算書などの資料の記載されている金額につきましては、千円未満を切り捨てて表示をしてあるということでございます。以上で第 21 号報告の説明を終わらせていただきます。

○議 長 質疑を行います。22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 おおよそのことはわかりました。市としてはテナント全体の年間の売上高 100.5%対前年比と、総額は当然押さえてあるわけですよ。それを教えてほしいということと、それから年間のお客さんの数、客単価の推移、この辺を教えていただきたいと思いたすが。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 テナントの総売上それから客単価その辺の推移につきましては、今ちょっと手元に資料がございませんので、資料を確認させていただいて後ほど答弁させていただきたいと思いたす。

○議 長 22 番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 どうしてこの市が筆頭株主で、この街づくり株式会社に参加しているか。当然お客さんの利便性を市が支援しているわけでありますから、どういう機能を持っているか、どういう機能を市としてラ・ラが果たしているか、それをやっぱり押さえておくのが本来の目的のわけです。これはしっかりと市のほうでその機能、責任はやっぱり押さえておいてほしい、それはやっぱり我々議会にも公表してほしい、そんなふうに思っています。今部長が答えられたそういう数値ですね、なるべく近いうちに我々にも提供してほしいと思いたす。以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 以上で六日町街づくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出についての報告を終わります。

○議 長 日程第 12、第 58 号議案 大原運動公園条例の制定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 58 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

大原運動公園につきましては、現在、南魚沼市屋外体育施設条例に含まれておりますが、今回市の文化・スポーツ施設の運営について、文化施設、大原運動公園、体育施設の 3 部門に分けて指定管理の公募を行う方針に基づいて制定を行うものであります。

それでは、第 58 号議案をお開きください。1 ページ目からご説明します。

第 1 条「設置」市民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、健康で明るい社会生活の向上に寄与するため、大原運動公園を設置する。第 2 条「位置」については、現在の運動公園のある位置でございます。第 3 条「指定管理者による管理」運動公園の管理は、指定管理者に行わせるものとする。第 4 条「指定管理者の業務」については、記載のとおりでございます。第 5 条「利用時間」については、午後 10 時までといたします。第 6 条「利用期間」については、従来と同じでございます。2 ページをお開きください。第 7 条から第 15 条については、指定管理者の管理に係るものでございまして、ご覧のとおりでございます。

それから、3 ページの附則についてご説明を申し上げます。1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。2 指定管理者不在等期間の管理業務について記載されております。第 7 条から第 12 条までの規定中「指定管理者」とあるのは、「教育委員会」とする。ただし、第 10 条 3 項の規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とするとなっております。

それでは、4 ページの別表をご覧ください。別表第 1 多目的グラウンドについては、利用料金は現在と同じでございます。ただし、午前 8 時から午後 5 時までについて現在 1 時間当たり約 578 円を 650 円とさせていただきます。これについては、現在は細かな時間帯を設定しておりましたが、統一をさせていただいたものでございます。

別表第 2 のテニスコートについては、現在の利用料金と同じでございます。

別表第 3 の野球場については、県内他市町村の施設の利用料金等を参考に設定をさせていただきます。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 この条例につきましてちょっと私のほうから基本的な部分の補足をちょっと申し上げます。第 10 条の利用料金の徴収の部分での「利用料金」でありますけれども、これはご承知のように最高限度額をこの別表で定めておりまして、実際の使用料については指

定管理者が決定した後に、市と指定管理者の間で実際にいただく料金は、また別に設定をさせていただきます。私が以前から申し上げておりましたように、特に市内の皆さん方がこの新しい運動公園を利用するにあたって、料金が高くなって使えないとかそういうことは絶対ないようにこれは指定管理者との中でまた設定していきたい。

それから、合宿等でも相当利用いただけるものだと思っておりますけれども、これらについてもおいでいただく皆さん方が不満が出るような、あるいはそれに関連する業界の皆さん方がとてもこれではというような料金体系にはするつもりがございません。それは今ここに明示ができませんので、先ほど触れましたようにここに明示してある料金表は、あくまでもこれ以上はもらってもらっては困りますよと、上限を設定してあるということで、皆さん方からご理解いただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 質疑を行います。3番・林 茂男君。

○林 茂男君 今市長に説明を伺うまでは、ちょっと大変心配をしておりました。先般、議会運営委員会の後に会派でも勉強をさせていただいたところ、特にこの野球場の、計算をすると3倍という値段になると思います。この値段は担当の皆さんが、県内の十数か所の先にできている硬式野球場等施設の使用料の、ちょうど中庸をとったという説明があった。それは確かに行政的な判断ではそうだろうけれども、過去この野球場問題は、2回も市長選で争点化されてやってきたということです。喉元を過ぎてまだ非常に冷めてないというか熱い状態の中で、この3倍というところの値段がひとり歩きしてしまったら大変困るのではないかということです。確かに10条のところに、今、市長の説明がありましたように、使用の上限といいますか範囲内という数字を定めてあって、それは本当にそのとおりにやってもらいたいと思いますが、なぜまだ3倍なのかなというところもひっかかる点があります。今回制定をされると当然議会はもうこの数字というものにタッチする場面というのは、この3倍以上の料金設定はされるという変更のときにしか議場にはかかってこないわけです。市長が先ほど言われたように、今後は市長と管理者の間でのそういうところに移っていくわけでありませんが、本当に市民を巻き込んだ議論がなされた非常に大変な問題だったわけです。

先ほど説明がありましたように、今後、慎重の上にも慎重を期していただいて、やはり市民感情にも応え、また市長みずからも我々、建設を是としてきた議員の気持ちもくんでいただいて、そういう範囲内で慎重な公約に沿った判断を今後続けてほしい。念を押すようで悪いですが、もう一度しっかりした言葉を聞きたいと思えます。

○議 長 市長。

○市 長 念押しということでもありませんけれども、今ほど触れましたように、もうこれが成立いたしますと、なるべく早く指定管理者の選考に入って、できれば12月議会では指定管理者が決まるぐらいの方向にもっていきたいと思っております。当然ですけれども、議会へ公の場でこの料金を諮るということはもうないわけでありましたが、今申し上げているとおりでありまして、当然住民の皆さんから大きな不満の出るような形をとるということは、私が一応公約をして出てきているわけでありますから、それらをご信用いただきたいと思

ます。折に触れ正式ではないにいたしましても、議会の代表者の皆さん方とも相談をしながら、適正な料金を設定していきたい。

ただ、安ければいいやということだけではない。これはやはりある程度ご理解いただかなければなりません。もう、必要以上に安くしてということは、これは考えては私はいないわけでありまして、当然適正でそして皆さんからご納得いただけるという形を主体にしながら、決定をさせていただきたいと思っております。

相談をしますけれども、どうぞ私を信用していただいて、念押しはもうそれで十分わかりましたので、その念を押されたということを十分自覚をしながら決定をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この大原運動公園条例の制定でありますけれども、当然のことながら市のスポーツ推進計画を上位とするものであるわけでありまして、市民利用であったり、それから営業であったりという部分があるわけですが、いろいろな部分でその地域の方の独占物ではないかということや、常々言われてきたわけでありまして、ここが当然解消されていくものだろうと思っておりますけれども、12月議会でできれば指定管理者のほうの委託を完了したいということでありまして、当然プレゼンテーションを受けるわけでありまして、その部分について特に市民利用について制限があるようであれば困る。さらには合宿等であっても、それほど稼いでいないといいながらも、テニスコートに関していえば去年はインターハイもありました。相当な稼ぎ高でありました。こういう部分についてどうなのかということや、熟知した方たちに応募していただきたいと思っております。この市民利用と、それから合宿利用についての公平性であったり、機会均等であったりということについての基本的な考えを伺っておきたい。

○議 長 市長。

○市 長 これは市がなぜこの運動公園を建設するかと言いますと、まずは市民のためということでありまして、当然主体は市民の皆さんになっていただく。テニスコートも当然、塩沢時代からそうであったと思っております。ただ、あれだけ立派なコートでありましたので、インターハイがあり、あるいは国体があり、あるいは大きな大会があり、そういうことでも利用をずっとしてきていただいていたわけでありまして。

大原運動公園、現在の運動公園の収入状況は、収入の大半がテニスコートの使用料です。野球場と今の多目的グラウンドですかは、年間 100 万円の半分もいかないという程度であります。これが例えば 3 倍ということになっても、今のままの利用率だとすれば 100 万円前後ですね。利用率は飛躍的に市民の皆さん方からも上がるわけでありまして、そして 365 日に市民が使っているという状況ではない。この中にやっぱり地域の経済の活性化、こういうことも含めて合宿等あるいは試合、公式試合も含めたそういう興業的な部分もこの中に組み込んでいかなければならないと思っております。ですので、今議員おっしゃったように、そういうことにも十分熟知をした方が応募していただけると思っておりますけれども、それら

を審査会の中できちんと見極めながら、指定管理者を選定していきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そのとおりだと思います。ただ、スポーツ公園でありますけれども、スポーツ以外の目的外使用といいましようか、例えばイベントであったり、云々であったりというところもかなり織り込んでいかないと、多分指定管理者自体の経営とってはあれなんですけれども、存続も大変厳しくなるなと思います。こういうところも当然熟知をした人たちが応募していただけるものだと思っておりますけれども、その審査のほうも厳格であっていただきたいということを一言申し添えて質疑を終わります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今の市民利用主体というところから考えてみますと、指定管理というものをよく市長はネーミングライツとかという形をして、お金をもらってという感覚があるようですけれども、私はそこでかなり矛盾が起きるなという感じがします。そして興業や営業的な面が出てくると、市民のより利用というところがおかしくなると思うのです。私は指定管理で適正な維持管理をしていただくという立場が、私はなければならないのではないかなと、そうもうかる仕事ではないと私は思いますので、委託料というものは考えているかどうか。そうした指定管理、ネーミングライツ等をやろうとしているのかその辺をお聞きしたいということ。

もう1点は13条の原状回復の義務というところがありますが、主に多目的グラウンドについてお聞きします。野球場とサッカー場を兼用していますよね。そうすると外野のフェンス、少年野球等を使うときにはフェンスを設置しなければならない。そして、それについては原状回復ということですが、要するに撤去しなければならないということになります。私はそれは貸主というか、管理者が一番わかることでありまして、野球が続く日程、あるいはサッカーが続く日程等のときにはそのままいいわけですよ。そうすると、この原状回復義務というこの「義務」というのはちょっと大変だなと。義務とするならば、管理を義務化していくという形のほうが、要するに管理者に、管理してもらっている方々に、フェンス等の撤去あるいはそれをしないとしないのではないかなと思います。非常にこれ熟練してくると早いと思うんですけども……

○議 長 岡村議員、なるべく簡潔にひとつ。

○岡村雅夫君 わかりました。破損等の問題を絡めたりすると、これはやっぱり管理者がやる仕事ではないかなと考えますがいかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ネーミングライツというのは、ご承知のようにあそこに自分の企業の名前をつけて、そして年間いろいろの行事に使ったりというときに、企業名——企業名ばかりではないが、それを宣伝するために我々がいただくお金でありまして、利用の際と何の関係もないわけでありまして。ネーミングライツも募集はしてみたい、どのくらいになるかはわか

りません。それはしますので、それはそれとして委託費が発生は当然当初はすると思います。市の負担が出るという分が、当初は当然だと思います。

ただ、指定管理者がどういう計画を出してくるかについてちょっとまだ我々が全くわかりません。さっき寺口議員からもお話がありましたように、例えばあそこでコンサートをやるとかそういうことになれば、相当の料金はいただけるわけですので、その辺がどういう形になってくるのか。この辺はちょっとわかりませんが、もう最初から市が一切持ち出しなくしてやれるとはまだ私は思っておりませんので、当分の間は、金額は別にいたしまして持ち出しといたしますか、その委託料は支払いをする方向であろうと今認識をしております。

それから原状回復ですけれども、今議員のおっしゃったようなことを想定していることではないわけでありますので、それは運用の中できちんとやっていかなければならないと思っております。当然、きょう野球でネットを使った、それを片づけないで済むということではないわけですが、もうあすもすぐ使うんだ、あさってもすぐ使うんだということになりますと、それは指定管理者との協議の中で、それはあすまでだっていいわけですし、ほかに利用がなくてここがずっと借りているということになりますと、それでいいわけです。その期間を超えたときは原状に回復してくださいと読みかえれば、それでいいと思います。そう厳密——厳密にやらなければなりませんけれども、フレキシブルに運用させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 3番議員の答弁を聞いていて私は唖然としたんですが、現行までの料金の3倍になっていたということで、何でこういう料金設定をなさるんでしょうか。聞けば県内のいわゆるこういう施設の中間値をとったと。なぜうちの市の独自の主体性を持った価格設定ができないのですか。

○議 長 市長。

○市 長 我々がこういう部門をつくるということは初めてでありましたので、県内の先駆けている市町村の状況を参考にすることは、もう当然のことです。そしてさっきも触れましたように、なぜ3倍とかと、別に3倍を意識したことでなくて、県内の大体中どころここが上限ですよ。条例でここを定めますから、これ以上もらうときは条例を改正しなければならないわけです。ですので、そういうことにならないように上限をまず決めておこうと、そしてここにうたってありますように、実際の運用については指定管理者と市できちんと相談をしながら決めていくということになります。

何もやったことのない部分をやるときに、他のところを参考にするというのはもう常套でありますから。別に市が独自にわからない中で、こうだあだということよりは、こちらのほうが当然妥当性があると私は理解しております。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 まあ、民間の企業を見てこられた監査委員が聞けば、少し首をかしげるのではないかと私は思いますよ。なぜ中間値をとらなければならなかったのか。やっぱりこれ

は事業ですから、主体的な金額を示すべきでありましょうし、もし仮にこのままやって、あとはさじ加減で利用者やその利用する行事の内容によるとなると、全くブラックボックスになってしまいますわけです。指定管理者にしてみれば、受けるときにやっぱりどうでしょうか。私は指定管理者といえどももちろん経営なわけですから、どうもこの辺がブラックボックスになってしまうと、受け手もやっぱりそれなりの心構えをしなければならないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 先ほどから触れておりますように、いいですか、これ以上もらっては困りますというのを今決めてもらっているわけです。その中で今度は指定管理者が、決まる場合、どういうイベントや大会や、あるいは利用形態を考えて、そしてどういう料金的にいただければこうなるとか、この料金をいただければこうなるとかという部分を出してくるわけです。それを我々が審査をして、さっき言いましたように市民の皆さんに大変な負担がかかるとか、あるいはそのことによって、合宿等が非常に敬遠をされるなんてことがあっては困るわけですから、その辺を斟酌しながら決定をしていく。

そこで、例えばその料金であれば、いわゆる指定管理者がある意味赤字が出ますよ。それは今の文化振興公社も同じで、その部分は全部市が負担をするわけですから。指定管理者そのものに赤字を出させてそのままやれなんてことをやっていることではないわけです。それはご存じですよ。（「当たり前です」と叫ぶ者あり）そうですか。じゃあ、あなたが私に伺っていることも当たりのことをやっているのご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 58 号議案 大原運動公園条例の制定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 58 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 59 号議案 南魚沼市屋外体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 59 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正は、大原運動公園条例の制定に基づき、屋外体育施設条例における大原運動公園部分を削るものでございます。

それでは、第 59 号議案をお開きください。3 ページの新旧対照表をご覧ください。第 2 条「名称及び位置」において、大原運動公園の項を削るものでございます。次に第 10 条「利用料金の徴収」においては、第 2 項の別表第 3 野球場を削り、別表第 4 を別表第 3 とするものでございます。

1 ページをお開きください。第 10 条第 2 項に基づく別表第 1 では、大原運動公園多目的グラウンド（半面当たり）の部分を削り、別表第 2 では、大原運動公園テニスコートの部分を削るものであります。

附則でございますが、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それこそ、こういうふうな体育施設条例の一部改正について、大原運動公園に施設ができるということですが、例えばグラウンドが、いい施設ができました、でも備品がないとか、そういうことがないようにしてほしいと思います。やっぱりこれはこれで管理をしっかりとした条例をつくっていく。さっきの野球場も同じです。備品を使うにしても満足になかったとか、いい施設だけれども備品がもうぼろぼろになっていったとか、そういうことになるとお金をせっかくとっていくとか、いい施設だったけれども使い勝手が悪くなっていくわけです。

例えばトイレとかだって、きれいになっているから、みんながきれいにしていくというイメージがあるわけです。それと同じように、なるべく市民の方から、がまんするところはがまんしてもらわなければいけないです。まだそれは使えるだろうというのを、しっかりと判断していく。そういう点をしっかりと、体育協会とかいろいろなところに常に聞いたりしてアンテナを張って、使いよくやっていってほしいなという思いがあるのです。そここのところをどういうふうにして吸い上げしていくのか。今現在の状況について答えていただければと思います。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 今現在、基本的に文化スポーツ振興公社がスポーツ施設、文化施設を管理しておりますけれども、今回上程させていただいている中で、文化施設群、大原群、体育施設群と 3 つに分けさせていただいて指定管理を募集するわけでございます。どの指定管理の皆さんから応募していただいて選定されるかはこれからでございますけれども、やはりいろいろの体育施設が老朽化している部分というのは十分理解しております。私どもも予算があるものですから、その中でできる限りの使いやすい方法の施設的な部分の整備はしていきたいということが 1 つ。もう 1 つはやっぱり日常的にトイレが汚れていたり、掃除をしようと思ったらモップがなかったりとか、そういう細かいお話も聞かせていただきますので、そういう部分は新しい指定管理者に徹底をしていきたいと考えております。

もう 1 点は今回これから出てくる部分で大変恐縮ですけれども、体育施設群を今まで一部

直営でやっていたものを、まとめて指定管理に出すという部分を上げさせていただいております。これはやっぱり市民の皆さんが申し込みをするときに、この施設はあっちに行って申し込んで、この施設はこっちに行って申し込んだりと、そういうことがないような市民の皆さんの利便性も含めた中で運営をしていきたいというのが基本でございますのでよろしくお願い申し上げます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 59 号議案 南魚沼市屋外体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 59 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 14、第 60 号議案 浦佐体育施設条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 60 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正は、文化・スポーツ施設を 3 部門に分けて指定管理の公募をするにあたり、現在直営と指定管理のスポーツ施設が混在し、利用申し込み等に不便との声があることから、直営の 3 施設群を指定管理施設に含め市民の利便性を図るための一部改正を行うものであります。なお、今後についてもスムーズで均衡のとれた利用調整等に向け、市も積極的にかかわっていくことは変わりありません。

それでは、第 60 号議案をお開きください。5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条の見出し「管理運営」を「指定管理者による管理」に改め、第 4 条から第 6 条の指定管理者が行う業務、利用時間、利用期間について新たに加えます。第 4 条「使用の許可」を「利用の許可」に改め、許可を教育委員会から指定管理者に改め同条を第 7 条といたします。

6 ページをご覧ください。第 5 条「使用の不許可」を「利用の不許可」に改め同条を第 8 条とし、同様に第 6 条「使用許可の取消し等」を「利用許可の取消し等」に改め、条文中の条ずれを改め、教育委員会を指定管理者に改め、同条を第 9 条といたします。第 7 条「使用料金の徴収」を「利用料金の徴収」に改め 2 項、3 項を加え第 10 条とします。別表第 1・第 2 の使用目的、利用者区分、使用料金をそれぞれ利用目的、利用者区分、利用料金に改めます。第 8 条「使用料金の減免」を「利用料金の減免」とし、市長を指定管理者に改め第 11 条にします。

7ページをご覧ください。同じく第9条の「使用料金の不還付」を「利用料金の不還付」とし第12条に、第10条本文中の利用者を利用者とし、条ずれを改め第13条に、第11条の本文中利用者を利用者に改め第14条とする。第12条を第15条に改める。

附則2、3、4で指定管理者不在等期間の管理業務、使用料等の規定を加えます。

3ページに帰っていただきまして、この条例は平成26年4月1日から施行するものであります。以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 浦佐のグラウンドが非常に芝生整備をされております。そういった維持管理費等を考えると、非常に大変な費用がかかるなと思います。また先ほどの話に戻りますけれども、指定管理という委託料等をどういうふうに考えているのか、ひとつその辺をお聞きしたいと思います。

そして、使用料というのは実際、市民の使いやすい料金というふうに多分この額だとあると思いますけれども、実際はそういった維持管理費にかなり回るような考え方か、もう委託料できちっともたせようとしているのか、その辺をひとつお聞きします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 管理費につきましては、今現在市で直営をしておりますので、その管理費をもとに委託料の積算をしたいと考えております。

それから、利用料でいただいた分につきましては、当然指定管理者の収入になる部分でございますので、それは指定管理料を決める中でまた協議になりますけれども、要は指定管理者が積極的にどんどん企画立案をして事業を進めていく中で、利益を伸ばす部分を全部こっちへよこせということではございませんので、そういう部分も加味した中で指定管理料を決めさせていただきたいと考えております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 芝生の植栽等はサッカーをやっている方々が自主的に許可をもらってやったと思うんですけども、そして維持管理をしているというふうな状況だと思います。そうした中で、今まで彼らが頑張ってきたその辺を、今度そういった管理がきちんとできるのかどうかというあたり。ちょっとめずらしい施設ですね。自然の芝が全部埋まっていますので、そういう点はちょっと特殊かなという感じがしますが、利用者との話し合いというのはどういう形になっていますか。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 確かにあそこの芝の部分につきましては、サッカーの保護者の皆さん方が手を入れて張ってきたという話は聞いております。余りあそこが有名になると自分たちが使えなくなるのでというような笑い話も保護者からは聞いておりますけれども、ここを指定管理にしたいという話は、グラウンドのほうでございまして、まだ利用団体の皆さんとは話はしておりません。ただ、その辺の部分につきましても、今まで一生懸命あのグラン

ドを整地して、芝生を張ってきた皆さんが、締め出されるようなことにはならないようにしていきたいというふうに十分注意してまいりますのでお願いをしたいと思います。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 今のところにちょっと関連もするんですけども、今のところは今 24 番議員が言ったとおりの経過で、地元の方々が自主的といいますか、もちろん市との話し合いの中で維持管理をしてきたわけです。今のお話の中で、より地元の方の利便性を図るために指定管理をするということなんですけれども、どういう指定管理を想定しているのかによっても、この施設はちょっと特殊なものですから違うと思います。どういう指定管理を想定しているのか。例えば先ほどちょっと答弁の中にありましたように、指定管理者が自分の努力や企画で例えば金もうけをするような企画の部分まで、委託指定管理料として相殺しないというようなそういう話もありましたけれども、そこがちょっと非常に微妙になると思います。どういう指定管理を想定して周辺の市民、住民の皆さんの利便性を図ろうとするのかをちょっと聞かせていただきたい。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 まず最初に私が話しました市民の利便性というのは、使用するための申し込みの利便性がまず一番でございます。今現在、ディスプレイに申し込んだり、社会教育課に申し込んだり、いろいろなところで申し込む、そして、そこに聞いてみたけれども空き状況はわからないとかそういう統一されていない部分。これは私たちの十分反省する部分でございますけれども、まずその部分を社会体育施設を一体化して指定管理に出すことによって、市民の皆さんがここに申し込めば常に申し込みができる、状況がわかるという形にしていきたいと考えております。

もう 1 点の指定管理料についてですけれども、理想論でいえばその施設を指定管理者が企画運営をすることによって、市からの指定管理料がなくてもできるようにやっていくのが一番の指定管理の本題だと思っております。残念ながら現実にはそういうわけにはまいっておりませんが、先ほどちょっと舌足らずな部分もございましたが、指定管理者がどんどんと企画立案をして、お客さんを増やして収入を増やして、それを施設管理そういう部分の——今現在、30 万円以下の部分については指定管理者の自助努力ということで今進めておりますので、そういうものに使っていただく。もうかっているからじゃあ、市の指定管理料をどんと減らすとか、そういうことではないということをお願いしたかったのですけれども、ちょっとさっき舌足らずな部分があったかと思えます。真意はそういうことでございます。

○議 長 10 番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 補足説明をしていただきましたけれども、例えば指定管理の制度に乗るのですから、例えば指定管理を受ける方は、自分たちが努力をして利益を上げたら自分たちのものになるというようなことにならないと、私は指定管理制度というのは続かないと思います。だから、指定管理制度というのは、向き、不向きがあると思うのです。この施設というのは、私はどうかなとちょっと首をかしげるところがある。

だけれども、先ほど言いましたようにどういう指定管理を想定しているのか、そしてどういう住民サービスがよりよくなるということを想定しているのかによって、それも致し方ない。例えば集会所みたいな指定管理のやり方もあるわけですから。要するに一番ここで聞きたいのは、指定管理制度ということにしますけれども、今までサッカーの子どもたちとか、特にあそこは広場ですから、レクリエーションみたいなところが利用にはあるんですよ。そういうところは今までどおりの形でおおむね使えることを、想定しているのかというところだけお願いします。

○議 長 社会教育課長。

○社会教育課長 すっぱりと、絶対ということではございませんけれども、要は花てまりの前のグラウンドですよ、浦佐グラウンド。「花てまりの後ろ」と叫ぶ者あり）はい、基本的にはその方向である施設については考えております。

今回の中で特に五十沢小学校のグラウンド・体育館については、地域の方しか限定的に使わなかったものですから、直営のままで残しました。ただ、浦佐の野球場それからB&Gの体育館、グラウンドがあるものですから、これの部分についても一括で入れさせていただいたということでございます。今ほど議員さんがおっしゃったように、今まで一生懸命グラウンドをならして芝生を植えてきた方々を、制度が変わったからお前さん方、順番通りじゃないと使えないのだと、今、考えてはおりません。ということでございます。

○議 長 19番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 それこそ関連ですけれど、この間もここの管理をしている方と塩沢カップサッカーで会ったんです。ことしの夏は雨が降らなかったとか、それと一々ちょっと芝生の管理とかをしたのですごくわかるのですが、例えば雨でぐちゃぐちゃなときに芝生をやると、泥田んぼになるという点もあるし、逆に反復練習を合宿でするとそこが削れたりするんです。今まで何年もかけて徐々に徐々にやっていった中で、それなりにすごい思い入れがあると思います。

なので、やっぱりやるに関しましては、例えばここのところを指定管理に出すと、申し込みが1か所で済むというのは、それはそれでいいことだと思います。ただ、やっぱりそのノウハウを持っている人が——今までせっかく芝生をつくった人が、芝生化によって逆に何でもいから入れろ入れろとなると、せっかくの資産がなくなるわけです。そういうことがないように、指定管理をするにあたって、やっぱり清水さんと、そこの方と話し合いをして、利用だけではなくて管理の面でもしっかりと話し合いをして、ほかの施設とは違うというつもりでやっていただけるとありがたいです。そういうふうにごく感じます。今までまだ折衝していないということですが、これをやるにあたって本当に難儀なことをしているという話を聞いていますので、ぜひ考えていただければと思います。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 やはり私も大和地区でよくそのグラウンドを見ている関係で、自主的にあれだけの管理・運営をしながらやっているのを、わざわざワンクッション指定管理者を入れ

なくてはいけないという理由がよくわからないのです。だって、きちんとあれだけ芝生の手入れをして自分たちでうまく利用をしてやっているわけです。以前、違う体育館のほうでも違う運営方法が入った関係で、結局体育用具室などが大分ほったらかしで、自分たちで掃除をしないと非常に逆効果になった面があるわけです。ここでワンクッションを入れる必要を——先ほどの除外した部分もあるわけですが、別に何で指定管理に入れなくてはいけないのだろうと、そういう思いがします。ここの部分を入れる目的、そして目的によるメリット、そして自主的にやっている方と折衝がないということのデメリットというのを、もうちょっと説明すべきだと思います。そしてあわせて、「こういう制度になるのですが」と事前にもう少し話をして、一番一生懸命にやっている市民に対して丁寧に説明することが先だと思いますがいかがですか。

○議 長 市長。

○市 長 今、議論を伺っていますと、あそこは特殊だ、あそこは特殊だという話がよく出ます。確かに生い立ちは特殊であったかも知れませんが、一応、大和町時代からでしょうけれども市の施設であります。ですので、そこを今まで芝生も植えていただいたとか管理してきた、だからこの人たちを特に重視を——重視はしなければなりません、特別扱いするそれはできないです。はっきり申し上げて、できません。

これはサッカーコートも今度はできるわけでありまして、サッカーそのものが全てあそこへ行くという形は、もう1年もたてば大体解消されますし、当然今は皆さん方がおっしゃっているようにその方たちに配慮をしながらやっていきますけれども、この場でその皆さん方に特別の配慮をしますなどということは言えるはずがありません。それはご理解いただきたい。当然、配慮をしながらやっていかなければなりません、配慮をしますということは申し上げられません。

ですので、これから指定管理のことについて当然担当が——だって代表者の方と指定管理について話し合わなければならないという事態が、本来はおかしいですね。市の施設ですから、本来は。だけれども、そういう状況が今できてしまっていますので、後に混乱を起こさないようにきちんとやっていかなければならない、そういうことはわかります。

ただ、余り声高に何人もの方が、あそこだけは特別だ、特別だという話は、ちょっとやっぱりこういう場で議事録に残ったようになってやられますと、非常にこれは後々問題が起きます。この議論はでき得ればここで引き取っていただいて、利用していた皆さん方が不利になるようなことはするつもりはございませんので、その辺はひとつご理解をいただきたいと思います。

だって、そう思いませんか。市の施設で、土地で、そこを専門であの人たちが使っていたというわけではないのですね。いろいろな面で使っていました。ただ、思い入れはあります。いろいろ整備もしてきていただいた。そのことを理由に市の土地であっても、その人たちに特殊なことをしろなどということは、公的にはできませんから、これはひとつご理解いただきたい。清水さんに、もしご納得がいただかなければ、私が説明に行きます。

○議 長 8番・山田 勝君。

○山田 勝君 まことに反論するようで恐縮ですが、市の施設イコール市民の施設だと思います。で……（「市民ですから、特殊なことはできないと言っているんです。」と叫ぶ者あり）ですから、利用実態をもう少し確認をしてほしいなと思います。一律的にこうなっているんだからこうだと、そうじゃないと思うんです。やっぱり一生懸命やっているところ、そういったところをきちんと見てあげること必要だと思いますし、ある意味、ちょっと言いましたように画一的にやられたおかげで、自主的に片づけをしていたとか、掃除をしていたとか、そういったことがおろそかになる部分を経験しています。ですので、市民のための施設ということであれば、もう少し細やかに見ていただきたい。そういったことを言っているわけです。

○議 長 市長。

○市 長 当然市民のための施設でありますから、特定の方たちに特別の配慮をするというようなことをここで申し上げられないと言っているわけであります。気持ちは十分理解しております。

○議 長 25番・若井達男君。

○若井達男君 指定管理、まさにそのもののスタートから始まった問題だと思います。官のできることは民に、そして民がやることによって管理費は直営の市のときより安くなる。サービスが良くなると、これが指定管理の大原則ですよ。

それで、今の問題ですけれど、これは今そういう団体サークル等があったときに、指定管理者に手を挙げて、指定管理審査会があるわけですので、そこで認めてもらって、今言うプラス他のサッカー場でもできることはそこに網羅していけばいいんじゃないんですか。そういうことは当然考えておられるわけでしょう。指定管理に手を挙げてください。ただ、挙げたからって決まるわけじゃないですよ、指定管理審査会がありますよと。

そういうことにすれば、みずから手を挙げていただければ、一番自分方のできること、やりたいことをやって、サービスがよく大勢の皆さんから使っていただける。そうしたら俺らのところ、俺らのところと言っていないで、私たちは指定管理者なんだと。もし課長、お考えがありましたら。

○議 長 市長。

○市 長 議員、今、上程をしております屋外体育施設条例、それから浦佐体育施設このあとの大和球場、これを全部今の直営から外して指定管理のほうに全部持ち込もうということなので、今の浦佐のサッカーコートですか、そこだけ1個また別個に引き出して指定管理にお願いしようということではないのです。

ちょっと民間の今の管理をしているというか、かかわっている皆さん方が、というのは無理でしょうけれど、それだって不可能ではないわけで、そういう意思表示をしていただければそれなりであります。けれども、何につけまして、ここはこういう経過があったから特殊だ、特殊だという議論は、裏でささやいていただくのは結構であります、余りここであ

そこだけは特殊なんだ、特殊なんだという話だけはひとつ打ち切っていただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 60 号議案 浦佐体育施設条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 60 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は 3 時 20 分といたします。

〔午後 3 時 01 分〕

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

〔午後 3 時 20 分〕

○議 長 日程第 15、第 61 号議案 大和野球場条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 それでは第 61 号議案について提案理由の説明を申し上げます。この一部改正についても第 60 号議案と同じ理由による改正でございます。

それでは、第 61 号議案をお開きください。5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条の見出し「管理運営」を「指定管理者による管理」に改め、第 4 条から第 6 条の指定管理者が行う業務、利用時間、利用期間について新たに加える。第 4 条「使用の許可」を「利用の許可」に改め、許可を教育委員会から指定管理者に改め同条を第 7 条とする。

6 ページをご覧ください。第 5 条「使用の不許可」を「利用の不許可」に改め同条を第 8 条とし、同様に第 6 条「使用許可の取消し等」を「利用許可の取消し等」に改め、条文中の条ずれを改め第 9 条とする。第 7 条「使用料金の徴収」を「利用料金の徴収」に改め 2 項、3 項を加え第 10 条とする。別表の使用者区分、使用料金をそれぞれ利用者区分、利用料金に改める。第 8 条「使用料金の減免」を「利用料金の減免」とし、市長を指定管理者に改め第 11 条に。

7 ページですが、同じく第 9 条の「使用料金の不還付」を「利用料金の不還付」とし第 12 条に。第 10 条本文中の利用者を利用者に改め、使用を利用とし、条ずれを改め第 13 条に。第 11 条の本文中の利用者を利用者に改め第 14 条とする。第 12 条を第 15 条に改める。

附則の 5、6、7 で指定管理者不在等期間の管理業務、使用料等の規定を加える。

3 ページに帰りましてこの附則で、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終了しますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 一連の指定管理という話がありますので一言申し上げます。多分、連絡の徹底とかあるいは窓口の一本化という話が前面に出ているようでありまして、要するに3つの群に分けてその1つであるこういった施設群を、1つの指定管理者にお任せしたいということがごくの目的ではないかなと思います。

しかし、先ほどの例にもありますように、その地域でそういった施設をもし管理できる人たちが、現にたまたまさっきの場合はあったわけではありますが、そういった人たちをあるいはグループを育てるという立場でひとつ私は考えを持つべきではないかと。一義的に1つの方法として考えれば、窓口事務をする方、その下で保守管理をする方という形の、下請制度ということになるとまたそこでいろいろの搾取とかそういう形が出てしまうと思いますけれども、その辺が市が関与するというところであるとするならば、私はある程度その地域に見合った人たちが、やっぱり身近な施設として利用できるような、あるいは管理できるような体制というのもひとつ考えていくべきではないかなと感じます。

そういう点でどういった見解を——ここで見解を求めますと言ってもはっきりは言えないと思いますけれども、そういった考慮をしていかないと、管理を請けた方々がまた大変な出費と労力とがかかると思うのです。連絡事務ぐらいであるならば、私は公民館なら公民館事業で、あるいは統合したそういった部分でできると、社会教育課でも何でもできると思います。その辺どんな考え方をしているのかひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 まさにそのとおりでありまして、現在、大原運動公園は文化スポーツ振興公社が指定管理者になっていますけれども、部分的には南魚沼森林組合等もその業務の中に入ってやっただいているわけでありまして。当然そういうことも視野に入れながら、今議員おっしゃったように全部ということになると、これは問題がありますけれども、一部分でより使い勝手がよくて利用者の皆さんの利便性に寄与するということになれば、それはいろいろな方法がございます。当然そういうことも視野に入れて、指定管理をきちんとやっていくということでご理解をいただきたいと思います。

次のことまで言うてはならないかもしれませんが、すばやく塩沢だって同じことですね。大和のことばかりでなくて、塩沢のこともありますし、それぞれございますのでよろしくお願いたします。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私はその指定業者が1社決まるとその下へというのは、非常に懸念するのは、さっき言った委託料がどういうふうに動いていくかという話になるわけでありまして。

その辺をやはり私がいつも言う、官製ワーキングプアというようにならないような形、そして地域をより高めていけるような、そういったそのグループを養成することを忘れないようにしていかないと、この施設指定管理者制度というのが、名ばかりの品物になってしまいやしないかなと感じますが、ひとつお願いして終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 61 号議案 大和野球場条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 61 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 16、第 62 号議案 すば一く塩沢条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長 では第 62 号議案について提案理由の説明を申し上げます。

この一部改正についても、60 号議案、61 号議案と同様の趣旨による一部改正でございます。

それでは、第 62 号議案をお開きください。5 ページの新旧対照表をご覧ください。第 3 条の見出し「管理運営」を「指定管理者による管理」に改め、第 4 条から第 6 条の指定管理者が行う業務、開館時間、休館日について新たに加える。第 4 条「使用の許可」を「利用の許可」に改め、許可を教育委員会から指定管理者に改め同条を第 7 条とする。

6 ページをご覧ください。第 5 条「使用の不許可」を「利用の不許可」に改め同条を第 8 条とし、同様に第 6 条本文中教育委員会を指定管理者に改め使用を利用とし、条文中の条ずれを改め、教育委員会を指定管理者に改め、同条を第 9 条とする。第 7 条「使用料金の徴収」を「利用料金の徴収」に改め 2 項、3 項を加え第 10 条とする。

8 ページの別表第 10 条関係の使用目的、使用者区分、使用料金をそれぞれ利用目的、利用者区分、利用料金に改める。第 8 条「使用料金の減免」を「利用料金の減免」とし、市長を指定管理者に改め第 11 条にします。

7 ページをご覧ください。同じく第 9 条の「使用料金の不還付」を「利用料金の不還付」とし第 12 条に。第 10 条本文中の利用者を利用者とし、条ずれを改め第 13 条に。第 11 条の本文中利用者を利用者に改め第 14 条とする。また、第 12 条を第 15 条に改める。

附則の 3、4、5 で指定管理者不在等期間の管理業務、使用料等の規定を加えます。

3 ページに帰っていただいて、この条例は平成 26 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 62 号議案 すぱーく塩沢条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 62 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、第 84 号議案 財産の取得について（可燃ごみ処理施設バグフィルター用触媒ろ布）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長 それでは第 84 号議案についてご説明申し上げます。

本件は、予定価格 2,000 万円以上の動産の買入れとなりますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定に基づきまして、議決事件としてお願いするものでございます。議案の 1 ページをご覧くださいと存じます。

1 の取得する財産の表示でございますが、取得する財産は、可燃ごみ処理施設 2 号炉のバグフィルター用触媒ろ布であります。バグフィルターは皆さんご存じだと思いますが、排ガスに含まれる飛灰をこの「ろ布」で捕捉の上、ダイオキシン類を分解・除去する集塵装置でございまして、「ろ布」は、5 年に 1 度、交換の必要がございます。このたびその交換の必要のために取得するものでございまして、取得数は（2）に記載がございますが、196 本でございます。

2 の取得の方法でございますが、指名競争入札であります。取得価格でございますが、1,800 万 7,500 円でございます。4 の契約の相手方は、上越市に所在いたします 北越株式会社 上越営業所でございます。めくっていただいて 3 ページをご覧くださいと思います。物品購入の仮契約書でございます。4 ページをお願いいたします。入札調書でございまして、8 月 7 日に執行をいたしましたところ、ここに記載の 3 社の応札がございまして、税抜きで 1,715 万円、落札率で申し上げますと 67.31%で、北越株式会社 上越営業所が落札したものでございます。

5ページには、契約の相手方の概要が、6ページには、相手方の参考資料として売上高、納入実績が記載されてございますのでご覧いただきたいと存じます。7ページには、触媒用ろ布の詳細図を参考図としてつけてございます。袋状になっているものでございまして、触媒用の薬剤が塗布されてテフロン加工が施してあるものでございます。テファイヤーという銘柄になっているものでございます。

めくっていただきまして8ページには、いわゆるバグフィルター本体、ケーシング本体となっておりますが——入れ物のような形でございます——の立面図、9ページには「ろ布」の配置図が添付してございます。8ページを見るように、8ページないし9ページでもいいんですが、いわゆるこの「ろ布」というものを入れますかご状のものが縦にございまして、上の板バネになっているところへこの「ろ布」を止めまして、つるすような形に設置するものでございます。

9ページの配置図の右下のほうに、数量195本となっております、このバグフィルターに使う「ろ布」そのものは、196本今回取得するものでございますが、1本は3年たったときに実際に1本を抜きまして、その状況、破損もありますし集塵している状況を検査する必要がございまして、その際、抜き取り検査に使ったものを、また交換するために1本余計に購入するものでございます。

納期は先ほどの仮契約書に記載がございまして、平成25年12月27日でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 1点だけ確認をさせていただきますけれども、4ページに入札調書がありまして、予定価格そしてまた各社の入札金額が出ていますけれども、入札金額に大分開きがあります。例えば物品であれば仕様書なりがあって、同じような同等の品ということも私どもも理解できるんですが、こうなると全くわかりません。価格差が大分ありますけれども、性能といいますか機能といいますかそういうところについては、遜色がない同じ程度というそこら辺のところをちょっと説明をお願いします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それこそ、あそこを管理している技術者等に聞いてよく確認した上で、この「ろ布」の性能については遜色がないものを扱っているということで、指名をさせていただいたものです。価格差はあれ、性能といいますか製品的には遜色のないものでございます。以上でございます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今ほどの説明で、落札率が67.31%という話でしたが、普通は予定価格では最低価格も設定をしていると思いますが、余りにもこの格差、落差というか落札値が低いようでありましてひとつ説明を願います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 当市の最低制限価格の設置につきまして、物品購入は価格の設定をすることになっておりません。ですので、最低制限価格はございません。以上です。

○議長 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 では、何のための予定価格なのかと、こういうことになります。予定価格というのは、普通、定価とか何々があったとするならば、これぐらいで落札できるがなという、要するに適正価格だと思うのです。あとは企業努力でどこまで下げるかということだと思うのです。公の仕事で設定するならば、要するにきちんとした材料が適正な価格で入って、そして遜色なく稼働していただければとこういうことですが、余りにも差があり過ぎるなどという感じを私は持ちます。ですから、もう少し情報を取って、最低価格というのはやっぱり必要ではないかなと思います。

いや、こういうものなんだと言われればそれまでですけども、多分川崎技研というのは炉を開発したところではないかと私は思いますけれども、そこが適正価格を出していたのかどうかというその辺も、やはり推測でしか私たちは判断できないわけです。ですから、2,500万円が2,300万円であままあ、いろいろまたアフターメンテもあるからこうだろうというところでやっているのであるならば、それが適正だと私は思いますけれども、競争原理が働いたということなのかどうか。その辺はやっぱり最低価格を設定していませんということになれば、何かのコンピューターではありませんけれども、ゼロ円で落札して後のメンテナンス、あるいはソフトでどんともうけていくということもあるとは聞いたことがありますが、その辺、最低価格を設定しない理由というのはどういうことですか。

○議長 長 岡村議員、できるだけ簡潔明瞭にお願いします。総務部長。

○総務部長 最後の質問のほうから言います。最低価格を設定しない理由それについては、現在うちのほうで最低価格設置要綱がありますので、建設工事等は今議員がおっしゃられたとおりでございます。適正な材料のもとに労務費を使って、要はきちんとした工事をやってもらうためにやります。

ただ、物品の場合、特にこういった「ろ布」の場合につきましては、川崎技研さんが適正でないかというお話がございましたが、川崎技研さん自体がこの「ろ布」というものをつくっている会社ではございません。ほかのところもつくっているところではないのですが、専門的にこういったものを扱って売るところでございます。

価格につきましては、現在可燃ごみ処理施設には管理運営上でコンサルが入っております、その方ともちゃんと相談した上で、こういういわゆる規格にあった「ろ布」というものが、今一般に市場にどういうふうに流れているかという段階で、価格を決めさせていただいたものでございます。あとは、議員さんおっしゃるように、そこへの企業努力その他についてのものは、議員さんがおっしゃるとおりでございますので、その結果がこういう落札結果になったものと考えております。以上でございます。

○議長 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 これは指名競争入札です。指名競争入札で製造している、あるいは製造し

ていない、要するに川崎技研はつくっていないからこういう結果だというような今の説明になっちゃうんですね、逆に聞くとね。だから、指名が間違っているということになる。製造者がどれだけいるか私たちはわからないから、販売者だけでやっている。その辺でやっぱり指名のやり方が、そういったデータでやっているということになると、間違ってもっとぎりぎりの落札でもある可能性もあったと、こういうことになるわけですね。要するに製造会社であるとするならば、大体こんなものだというあたりがわかっているの指名であれば、これはまたいいんですけれども、余りにも不自然ではありませんか。

○議 長 市長。

○市 長 このバグフィルターの「ろ布」を、今までこうして購入したことがあったという記憶がございますでしょうか、ないのです。部品交換でやっておりましてけれども、いろいろ維持管理費の低減等を図っていかなければならない、そういう状況の中で常に交換でやっていましたから、今まで二千四、五百万円かかったのでしょうか。それを物品購入という形にかえさせていただいて、入札にかけたということです。そこでこういう価格が出た。

ですので、これから5年に一度だそうでありますけれども、どこが落札するかは別にして、相当その製品に変化があるとかそういうことでなければ、今までより四、五百万円安くこれを購入できたというふうにご理解いただければ、最低価格がどうだこうだという議論にはなっていないだろうと思っております。そういうことをご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第84号議案 財産の取得について（可燃ごみ処理施設バグフィルター用触媒ろ布）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第84号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 これより特別会計及び公営企業会計の決算認定議案の審議に入りますが、各決算認定議案は委員会付託となりますので、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質問の機会を譲るようお願いいたします。

○議 長 日程第18、第67号議案 平成24年度南魚沼市国民健康保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第67号議案につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 24 年度当初予算では、保険税の上昇を 5%程度に抑えるために、一般会計からの法定外繰入金 1 億 5,000 万円をお願いして編成いたしました。その後、前年度国庫支出金の清算金収入あるいは前年度繰越金が確定し、平成 24 年度国保税率を据え置いても運営可能と判断し、税率は据え置きとしたところであります。法定外繰入金については、平成 24 年度決算見込みを見る中で判断することとしてきました。最終的に平成 24 年度決算では、法定外繰入金を入れることなく運営することができました。

歳入では、保険税が前年度から 1,197 万円増の 17 億 2,247 万円。現年分収納率は、94.1%で前年度比 1.3%の増となりました。

歳出では、前年度に比べて、保険給付費が 5.2%、2 億 296 万円減少しました。後期高齢者支援金等では、7.5%、6,125 万円の増となっております。

歳入総額は、61 億 9,237 万円で、前年度比 0.3%、1,862 万円の減、歳出総額は、59 億 7,438 万円で、前年度比 2.0%、1 億 2,489 万円の減となりまして、実質収支では 2 億 1,799 万円の黒字決算となったところであります。

なお、平成 24 年度末の支払準備基金の残高は、1 億 1,622 万円でありまして、前年度比 13 万円の増額となっております。

概要につきまして、市民生活部長に説明させますので、ご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 平成 24 年度国民健康保険特別会計決算について概要を説明させていただきます。

決算書の 361、362 ページをお開きいただきたいと思います。国民健康保険特別会計歳入歳出決算書、歳入の第 1 款国民健康保険税について、調定額 22 億 1,888 万円に対し、収入済額は 17 億 2,247 万円、収入済額の前年度比較は、0.7%、1,197 万円の増額となっております。不納欠損額は、1,771 万円で前年度比 914 万円の増となっております。収入未済額は、4 億 7,869 万円で、前年度比 5,844 万円の減額となっております。

収納率は、一般分と退職分を合わせた現年度分において前年度比 1.3 ポイント増の 94.1%となりました。滞納繰越分の収納額は、前年度比 2,660 万円の増額となりました。今後とも、根気よく市民に対し理解と協力をお願いして行きたいと考えております。

次に、2 款使用料及び手数料 125 万円は、納期限後 20 日以内に未納者に対しまして督促を行う督促手数料です。

3 款国庫支出金 14 億 4,708 万円ですが、療養給付費等に要した費用の国の定率負担 32%が主なものとなっております。国庫負担金 11 億 8,120 万円、療養給付・後期高齢者支援金分・介護納付金分・高額医療費共同事業こちらにつきましては 1 件 80 万円以上になりますが、そのほかに特定健診事業に係るものとなっております。国庫補助金 2 億 6,587 万円につきましては、普通調整交付金・特別調整交付金等で、それぞれルールに基づき交付されているものです。対前年度 5,965 万円の減となっております。東日本大震災被災者に対する保険税及び一

部負担金減免に対する補填分が含まれております。

4 款療養給付費等交付金 4 億 4,752 万円であります。こちらにつきましては、退職者医療に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。退職者医療制度につきましては、平成 20 年度の制度改正により、加入者の範囲を 60 歳から 64 歳までとされ、平成 26 年度まで経過措置が継続いたします。対前年度 5,230 万円の増となっております。

5 款前期高齢者交付金 10 億 6,143 万円ですが、対前年度 7,250 万円の減となっております。

6 款県支出金 3 億 4,832 万円ですが、対前年度 7,552 万円の増となっております。1 件 80 万円以上の高額医療費共同事業と特定健診に係る負担金及び県の財政調整交付金に係るものです。

7 款連合会支出金 92 万円ですが、保健事業に係る国保連合会からの補助金として交付されるものです。

8 款共同事業交付金 6 億 8,278 万円ですが、市町村からの拠出金を財源として 1 件 30 万円以上の医療費について県単位で費用負担を調整するものです。

9 款財産収入 4 万円につきましては、支払準備基金の利子となっております。

10 款繰入金 3 億 4,074 万円ですが、全額一般会計からの法定内繰入金です。予算では、法定外繰入金 1 億 5,000 万円を計上しておりましたが、繰り入れなくても運営可能と判断し繰り入れを行いませんでした。

11 款繰越金 1 億 1,171 万円ですが、前年度比 1,068 万円の増額となっております。

諸収入 2,806 万円ほどですが、1 項では国税延滞金 1,115 万円、363、364 ページをお願いいたします。4 項雑入では、交通事故第三者納付金 839 万円、特定健康診査に係る個人負担金等 498 万円等となっております。

それでは歳出に入りますが 365、366 ページをお開きいただきたいと思います。1 款総務費であります。1 億 1,439 万円ほどの決算です。前年度比 493 万円の減額となっております。職員給与費が 150 万円及び一般管理費が 344 万円の減額となっております。

2 款保険給付費 36 億 6,403 万円こちらにつきましては、前年度比 2 億 296 万円の減額となっております。前年より 732 人減少した被保険者数 1 万 6,881 人に係る療養諸費・高額療養費・移送費・出産育児諸費・葬祭諸費等であります。

3 款後期高齢者支援金等 8 億 7,976 万円ですが、前年度比 6,125 万円の増額となっております。国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ拠出する、現役世代からの支援金です。

4 款前期高齢者納付金等 91 万円ほどですが、65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療給付に要する経費と事務費負担分として社会保険診療報酬支払基金へ納付したものであります。

5 款老人保健拠出金 4 万円ですが、国保会計から社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものであり、精算分に係る経費であります。

6 款介護納付金 4 億 1,979 万円、対前年度 2,200 万円の増額となっております。各保険者から社会保険診療報酬支払基金への納付金であり、厚生労働省から示された数値に基づき支払

ったものであります。

7 款共同事業拠出金 7 億 9,902 万円、こちらにつきましては高額医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金であります。30 万円以上の医療給付費を対象として、県内全ての市町村が拠出し国保連合会が運営する事業への拠出金であります。

8 款保健事業費 6,238 万円であります。40 歳から 74 歳までの被保険者に係る特定健診・特定保健指導及び人間ドック等の保健事業に伴う費用であります。1 項の特定健康診査等事業費が 3,716 万円、2 項の保健事業費が 2,521 万円となっております。

367、368 ページをお開きいただきたいと思います。11 款諸支出金ですが 3,390 万円、前年度比 695 万円の減額となっております。主な要因は 1 項の償還金及び還付加算金で、前年度より過年度国県支出金等の返還金やその他の還付金につきまして 1,247 万円少なくなったことによるものです。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 次に監査報告をお願いしたいと思いますが、監査委員から第 71 号議案までの特別会計 5 会計の監査報告をここで一括して行わせていただきたいと思います旨の申出がありました。これを許したいと思いますがご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。それでは監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは平成 24 年度南魚沼市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況審査意見ということで、その冊子のところを見ていただきたいと思います。1 ページ目のところですが、その中から特別会計の分を順にご報告させていただきたいと思います。平成 24 年度南魚沼市特別会計歳入歳出審査報告を行います。

第 1 として審査の概要ですが、1 番の審査の対象といたしまして、特別会計は 2 番から 6 番までということで、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、城内診療所特別会計、下水道特別会計のそれぞれ歳入歳出の決算でございます。

2 番としまして審査の期間については、平成 25 年 7 月 16 日から平成 25 年 8 月 16 日まででございます。

3 番審査の方法でございますが、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書が、関係法令に準拠して作成されているか、計数は正確であるか、及び予算は適正に執行されているかを主眼に審査いたしました。また、必要に応じ、関係職員からの内容聴取等も実施しております。

第 2 の審査の結果でございます。総括といたしまして、審査に付された各会計の歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書、財産に関する調書及び定額運用基金運用状況報告書は、関係法令に準拠し、計数は関係諸帳簿と符合しており、適正に作成されておりました。予算の執行に関しても適正なものと認めました。

4 ページをご覧いただきたいと思います。3 番、特別会計決算審査意見といたしまして、

(1) 国民健康保険特別会計でございます。本年度の決算額は、歳入総額 61 億 9,238 万円、歳出総額 59 億 7,439 万円で、翌年度に繰り越すべき財源がないことから、実質収支は 2 億 1,799 万円の黒字でございます。

収入済額は 61 億 9,238 万円で、前年度比 1,862 万円、0.3%の減になっております。収入未済額は 4 億 7,869 万円で、その内訳は、一般被保険者分が 4 億 6,151 万円、退職被保険者等分が 1,719 万円でございます。

支出済額は 59 億 7,439 万円で、前年度比 1 億 2,490 万円、2.0%となっています。特に保険給付費 36 億 6,403 万円は支出額の 61.3%を占めておりますが、前年度比 2 億 296 万円、5.2%の減少となりました。主な内訳は療養諸費 32 億 5,104 万円、高額療養費 3 億 8,030 万円でございます。

保険税の不納欠損額は 1,771 万円で、その内訳は一般被保険者国保税が 1,750 万円、退職被保険者等国保税が 21 万円で、前年度に比べ 915 万円の増となっております。いずれも地方税法の規定によるものでやむを得ないものでありますが、滞納繰越分の収入未済額も 3 億 7,983 万円と非常に多額となっております。現年度課税分重視の方針により収納率アップを図っておりますけれども、滞納繰越分についても厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思っております。

特に国民健康保険は、被保険者の減少傾向が続いており、団塊世代の加入等によりさらに高齢化の占める割合が高くなってきております。その結果、1人当たりの医療費も年々増加しております。本年度は、保険給付費は減少したものの、介護納付金、後期高齢者支援金等は増加しました。健康長寿は誰しも望むものでございますけれども、引き続き、健康増進等について積極的に推し進めていただきたいと考えます。

次に(2)です。介護保険特別会計でございます。本年度の決算額は歳入総額 57 億 2,414 万円、歳出総額 55 億 8,726 万円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支は 1 億 3,688 万円の黒字でございます。

収入済額は 57 億 2,414 万円で、前年度比 3 億 6,106 万円、6.7%の増となっております。予算現額に対する執行率は 100%、調定額に対する収入率は 99.8%となっております。保険料、国庫支出金、支払基金交付金等の増加によるものです。

支出済額については 55 億 8,726 万円で、前年度比 3 億 982 万円、5.9%の増となっております。予算現額に対する執行率は 97.6%、不用額は 1 億 3,683 万円となっています。特に保険給付費は 52 億 1,738 万円と支出済額の 93.4%を占めており、前年度比 3 億 570 万円、6.2%の増加となりました。

年度末における第 1 号被保険者は 1 万 6,206 人となっております、前年度より 412 名の増加でございます。

介護保険料の収入済額は 9 億 9,596 万円、調定額に対し収納率は 98.6%、前年度と同率であり収入未済額は 1,096 万円となっています。内訳は現年度分が 525 万円、滞納繰越分が 571 万円でございます。介護保険料の不納欠損額は 298 万円で前年度より 94 万円増加となりました。

た。介護保険法の規定によりやむを得ないところがございますけれど、滞納についても厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思いますというふうに思います。

要介護度別認定の状況でございますけれども、要支援1が199人ということで、前年度比14人減でございます。要支援2が343人、同40人増、要介護1が574人、同5人増になっております。要介護2が644人、同77人の増、要介護3が524人、同35人の増です。要介護4が520人、同3人増、要介護5が373人、同5人減、合計あわせまして3,177人で前年度末より総数で141人の増加となっております。要支援1及び要介護5のみが減少しております。

介護サービス等の給付状況は、延べ利用者数7万7,615人で前年度比2,396人、3.2%の増になっております。給付額が48億8,488万円で前年度比2億6,558万円、率にして5.7%の増でございます。延べ利用者1人当たりの給付額も6万2,937円と前年より1,526円、率にして2.5%の増となっております。人数、額とも年々増えてきております。

特に高齢化の進展及び施設の増設等により介護サービスの需要は増加しておりますけれども、保険給付費は年3億円ベースで増え続けております。本年度は保険料の改定があり、収支は改善されたものの今後とも介護予防事業の取り組みに一層の努力をお願いしたいものです。

(3) 後期高齢者医療特別会計でございます。本年度の決算額は、歳入総額4億7,392万円、歳出総額4億6,609万円、翌年度へ繰り越すべき財源がないことから実質収支は782万円の黒字でございます。

収入済額は4億7,392万円で、前年度比1,446万円、3.1%の増、予算現額に対する執行率は96.8%、調定額に対する収入率は99.7%となっております。保険料、繰入金が主でございます。

支出済額は4億6,609万円で、前年度比1,499万円、3.3%の増、予算現額に対する執行率は95.2%、不用額は2,326万円となっております。後期高齢者医療広域連合納付金が主であり、支出済額の96.1%を占めております。

後期高齢者保険料の不納欠損額は50万円で、高齢者の医療の確保に関する法律によりやむを得ないものになりますけれども、収入未済額96万円については収納確保に努めていただきたいと思います。

被保険者数は9,792人で前年度比54人の増、そのうち、障がい認定による被保険者は214人でございます。また、保険料の総額は3億1,959万円で調定額に対する収入率は99.5%、1人当たりの保険料は3万2,638円となっております。

次に(4)で城内診療所特別会計でございます。本年度の決算額は、歳入総額4億4,617万円、歳出総額4億2,459万円、翌年度へ繰り越すべき財源はないことから、実質収支は2,158万円の黒字でございます。

歳入不足を補填する一般会計からの繰入金は、1億3,553万円となっております。収入済額は4億4,617万円、前年度比514万円、1.1%の減、予算現額に対する執行率は97.6%、調

定額に対する収入率は100%となっております。

支出済額は4億2,459万円、前年度比688万円の減、予算現額に対する執行率は92.9%、不用額は3,240万円となっております。

本年度の総患者数は2万915人で前年度より2,650人の減少でございます。そのうち入院患者数は5,806人で前年度より32人の減、外来患者数は1万5,109人で前年度より2,618人の減となっております。診療収入の主なものは、入院収入が5,261万円、外来収入が1億9,698万円、介護保険収入が1,806万円となっております。

診療収入が前年度比5,756万円減少しておりますけれども、医師不足のためやむを得ない面もありますが、毎年一般会計より1億円超の繰入金を受け事業を行っております。魚沼基幹病院の開院、市立病院群の再編が進む中で、具体的に改善に向けた抜本的な対策が必要と思われま。

次に(5)番にいきます。下水道特別会計でございます。本年度の決算額は、歳入総額50億6,265万円、歳出総額50億1,945万円で、翌年度に繰り越す繰越明許費繰越額90万円を差し引いた実質収支は4,231万円の黒字でございます。

収入済額は50億6,265万円、前年度比1億2,893万円、2.5%の減、予算現額に対する執行率は91.8%、調定額に対する収入率は91.0%となっております。

支出済額は50億1,945万円、前年度比7,660万円、1.5%の減になっております。予算現額に対する執行率は91.0%、不用額は3,903万円となっております。

不納欠損額は分担金133万円、負担金126万円、使用料84万円、合わせて342万円となっております。地方自治法及び都市計画法の規定によるものでやむを得ませんが、滞納額は2,756万円と依然多額になっております。厳格な管理と収納確保に努めていただきたいと思います。

市債の本年度起債額は14億5,980万円、償還金は19億8,801万円、年度末残高は322億6,920万円となっております。

市全体の下水道普及率は、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業を合わせて94.9%と前年度より1.6ポイント上昇しております。

下水道普及率も年々向上してきており、生活環境も改善が図られております。繰上償還を除く公債費は26億429万円と前年度比4,106万円増加しました。公債費が歳出総額の54%を占めており、財政事情は厳しい状況にあります。しかしながら、普及率100%の達成とともに水洗化率の向上、維持管理の効率化、財務に対する公営企業の適用等についても検討されたいと思います。

なお、特別会計決算の概要詳細につきましては、42ページ以降に記載をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思います。以上、審査報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず収納と滞納についてお伺いいたしますけれども、現年の収納率が94.1%と昨年度より1.3ポイント上昇、改善をされたということがありますけれども、それ

でも現年度分の滞納発生額が約1億円でありまして、滞納繰越を含めた全体的な収納率が77.6%ということでありまして。滞納繰越総額は4億7,869万円で不納欠損が1,771万円であったということでありまして。この部分についてですけれども、納税意識といいますかモラルという面はどうだったのか。また、経済状況でどうだったのかという部分について、この収納率と滞納を見ての総括をどのようにされているのかをまずお伺いいたします。

それから国保税17億円に対して保険給付費が36億円という数値でありましたけれども、恐らく受診率と1人当たりの医療費これを県下で比べてみますと、多分平成24年度も県下最低という数値が出ている状況は、変わりはないかなと思います。この国保税の高負担感というものは、ぬぐいきれないものがあると思いますが、その原因等でみますとやっぱり後期高齢者の支援金であったり、介護納付金であったりという部分が大きいのではないかなと思います。その辺をどう総括なさっているのかということをお伺いします。

もう1点は医療費適正化に向けての取り組みということで、予算編成時に5項目ほどあげておられたわけですが、それぞれの項目についての取り組みの成果というものをどのように総括しているのかということで、以上3点をお伺いいたします。

○議 長 税務課長。

○税務課長 まず収納率の総括ということですが、去年は年少扶養控除がご承知のとおり廃止になり、特に市民税の負担増感が市民の皆様には相当あるんじゃないかということで、徴収あるいは税務課課員一同挙げて、とにかく現年の市民税に対してとことん催告を行いました。臨戸催告、電話催告。それが全体の底上げになったということで、国保税につきましても現年滞納分ともに合併以降、最高の収納率になったということで、まだまだ滞納額が多いので全体の収納率にしますと相当低い収納率ですが、これからもこういった形で引き続き現年催告を中心に進めていきたいということ、一応総括ということでさせていただきます。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 1人当たりの保険料の負担感ということですが、平成23年度のデータになりますが、南魚沼市の1人当たりの保険料9万6,598円、これに對しまして県内平均の1人当たりの調定額が8万4,883円ということで、1万2,000円ほど高い状況になっております。

それから1人当たりの医療費ですが、こちらにつきましては南魚沼市の1人当たりの医療費が26万4,162円、県内平均が31万8,130円ということで、こちらのほうについては南魚沼市のほうが約6万円弱ほど少なくなっているという状況になっております。

受診率につきましては、南魚沼市が数値のほうについてはちょっと今わかりませんが、受診率は南魚沼市は県の平均よりは低くなっております。それで負担感ということですが、先ほど言われましたように昨年度から、またその前から医療費が低くて、それから保険税のほうが高い。これらについては前期高齢者交付金とかの交付額のほうが少ないのではないかと、そちらのところはどうなっているんだということ、昨年もお質問をいただい

ているようですけれども、こちらについては確かにその傾向があるなという感じはします。ただ、厚生労働省のほうの定めた数値に基づいて報告をして、そちらのほうを計算をしてもらっているという形になっております。昨年からもそうかと思えますけれども、すばつとこうだということがなかなか言えない状況ではあります。

保険税の負担感につきまして、税率についてどうかということですが、均等割それから所得割等があるわけですが、こちらについては率が高いということではなくて、計算した額が高いということは、やはりそれなりに担税力があると。担税力があるからこそ前期高齢者交付金についても、やっぱり交付額が比較的少ないのではないかと、このように見ているところです。なかなかもう少しはっきりした分析をとってはいますけれども、どうしてもその辺のところ突き当たってしまうというのが現状です。

その次の質問につきましては、市民課長から答弁させます。

○議 長 市民課長。

○市民課長 ご質問のありました医療費適正化の5項目についてであります。予算編成の段階で5項目を挙げさせていただいております。1つずつ申し上げます。医療費の実態把握に努め、保健活動に役立てるようにしますということであります。この実態把握につきまして、国保データの保健活動への適用につきまして、データシステムの開発が今進んでおりまして、それらを活用しまして保健活動に役立てるように考えております。

2番目、健康増進及び予防のために保健課と連携をして健康運動教室を実施します。昨年度に引き続き平成24年度も実施をしております。

住民組織等による健康的なまちづくり事業、国保連の補助事業でありますけれども、これに取り組むということですが、平成24年度も決算上、連合会支出金の中でありますように、補助金をいただいて事業をやっているところであります。

4番目、レセプト点検専門員2名を引き続き雇用して、レセプト点検を実施するというところであります。これも引き続き行っているところであります。

5番目、ジェネリック医薬品の啓発について、「医療費差額通知」ジェネリック医薬品を使った場合についての金額の通知でありますけれども、これを発行しまして国保連合会の共同事業として取り組むということですが、平成24年度において初めてこれに取り組んだわけですが、これが一番我々としては手応えがあったといいますか、かなり反響のあった事業でありました。ジェネリック医薬品が普及しますと、かなり医療費薬価の引き下げになるということと言われておるわけですが、ただ、まだなかなか国全体でジェネリックを推進するという法案が通っていない段階でもありまして、中には医療機関においては、うちは扱っていないと言われるところもあったりですとか、疾病の種類によってはジェネリック医薬品はあるんだけど、なかなか微妙な違いがあってそれが使えないとか、いろいろな問題がありまして、通知をして今年度25年度以降その効果がどうであったかという検証を国保連において行っていくということになっております。平成25年度も引き続き通知を出すということで、国保連と打ち合わせをしているところであります。以上であります。

○議 長 11 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 医療費適正化の部分についてでありますけれども、第1の項目でありますか、データを保健活動に利用するという事で、平成24年度から特に詳しくその疾病別の保険給付費ということの表をつくってあるそうです。これをかなり活用していただいて、平成25年度がもう始まっておりますけれども、今後の保健活動に役立てていただきたいということで、質疑を終わります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、負担という問題が出ていますので、私はひとつ聞いてみたいのですが、国保に加入者の世帯の平均所得ですね、それがどれぐらいに押さえているのか。そしてその世帯の平均保険料これでやってみますと、俗に言われているのが平均所得というのが100万円を割っているのではないかというような話があるんですが、その辺はどういうふうに押さえているのか。

そして、そういう人たちがどれだけの国保税を払っているかと、こういうところがやっぱりその負担感というところになると、正確なところが出るのかなという気がします。まずそこをお聞きします。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 ただいまのご質問ですけれども、詳しいデータをちょっと今持ち合わせておりませんので、後ほど調べて答弁させていただきたいと思います。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 平均所得というのは課税対象額から、要するに世帯数で割ればそれでいいことで、そう問題はないと思いますので、そういう観点をやはり持つべきではないかなということです。特に働かない子どもたち、要するに人頭割まである会計ですので、非常に家族の多い人たちというのは、保険税は高くなっていると私は思います。所得のない人は7割、5割、3割、2割ですか、軽減率があるわけです。そうした中でやっぱりいつも言っていますが国保の特徴というのは、非常に昔と違って個人事業主とか、自営業者とか、そういう形が多分かなり減ってきていると思う。そうすると無職の方なんか非常に多くなっているんじゃないかと思います。要するに所得のない方が多くなっている、そうすると所得のある一部の人たちに非常に負担感があるというのが、もうえらい格差が出てきているのではないかなと感じるので、私はそこをお聞きしたいのであります。

そして、国保は事業主負担というのがないですね。それは国庫負担という形であるわけですが、その国庫負担が総支出額に対して考えますと、今25%というような言い方をされているようであります。その辺が今後のやっぱり問題かなと思いますが、どういうふうに考えていらっしゃるか。共済組合等でいけば、例えば職員であれば市負担というのがあります。そこに出費しているわけですから、そうしてみると、一般会計繰入等で国の不足する分に関しては、市負担もやぶさかではないというような感覚を私は持つのですが、所見を伺っておきたいと思います。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの所得額につきましては課税総所得がありますので、その課税総所得を国保加入者数で割れば、平均的なものが出てきます。それについては今準備をしておりますので、計算され次第に報告をしたいと思います。

それで、社保とかには事業主負担がある、それから国保にはそれがないということになるかと思いますが、こちらにつきましては先ほど議員もおっしゃられるとおり、所得のない方については減免といいますか課税免除、こちらのほうのものが、国、それから県、それから市のほうから繰り出しという形で補填をされております。この金額が社保と比べて多いのか、少ないのかという考え方はありますけれども、全く全て自己負担でという考え方はないのではないかなと考えております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 後段の部分に関しては、ではじゃあ負担率ですね、世帯の負担率というものをさっき言ったように、平均所得、あるいは平均世帯の保険料ですよ、保険額ですよ。それを保険税額を比べたり、それが所得に対して何割かと、そしてでは一般の共済組合であったら何割だというあたりが、やっぱりその目安になるかと思いますが。それをひとつ研究する必要があるのではないかなと思います。

今回、先ほども申し上げましたけれども、我々、アンケート調査をしていますと、一番の数字というのが税金、国保、介護などの負担を軽減していただきたいという、こういうのが——答えた人だけと言われればそれまでなんですが、非常に顕著に表れて苦しいと。あるいは年金が少なくて苦しいとかという、そういった項目を答えている方々が非常に多いということを、今、気が付いて読ませていただいています。そういった実態をやっぱり認識していただきたいなと思います。以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほど議員さんからご提案いただいた件につきましては、今、国保会計を見ておりますと、ことしにつきましては法定外繰入金こちらのほうを入れなくて、何とか会計のほうで運営できたということで、先ほど報告させていただいたところです。いずれこの問題につきましては、今の国保の状況を見ておりますと、今回も2億円ほどの繰越金が出ましたけれども、これについて本当に2億円余裕があったのかという数字ではありません。いずれやはり法定外繰入をどうするのだという観点の議論が必要になってくるかと思っておりますので、そのときのためのひとつの数値として計算してみたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 大綱質疑をお願いいたします。市長に伺いますが、今議会でも消費税上げに対する議案がございます。社会保障制度との一体改革これが前提にあるわけですが、市長はこれについては制度そのものに、今のこの国保は問題があると。全国市長会ではこれについてどういう取り組みをしているのか。また政権も変わったわけですが、漏れ聞こえて

くるようなそういう抜本的な改革が期待できるかどうかお伺いします。

○議 長 市長。

○市 長 私も今までこの国保については、制度的にも時代に合っていないということとを申し上げてまいりまして、今ようやく県が国保全体を担う。その中で平均的に試算しますと、非常に税金が高くなる所と安くなる所と顕著だということで、その辺の調整が今後問題であろうということでありまして、市長会といたしますとその調整は特にしなくても、とにかく運営を県に任せれば相当の部分が出てくるだろうと。ですので、今までどおり——どおりとは言いませんけれども、今までのような形で、それぞれの市町村で独自でもないですか、税金、国保税をいただいて、運営を県が一元化してやっていくという方向がより現実的ではないかということ、今、県と市長会のほうで協議をしているところがあります。

ただ、それがどうなるかわかりません。結局下がるほうはいいのですけれども、上がるほうはとんでもないという話になりますので、それを繰り返しておりますと全然制度の改革にもなっていないので、ある程度の幅の中で運用をうまくやっとうと、こういうことを今、県のほうに市長会のほうから提案をさせていただいているところがあります。

そういう方向でなるべく早く、この県の運営という形にもって行って、また保険料の関係についてはそれぞれの市町村で独自な方法もありましようし、全体的にやる中でも相当不必要な部分というのが出てくるわけでありまして、その辺も保険料軽減のもとになっていくのではないかと感じております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議案となっております第 67 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 19、第 68 号議案 平成 24 年度南魚沼市介護保険特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 68 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。

平成 24 年度は、第 5 期計画の初年度に当たるということであります。

歳入では、保険料は第 1 号被保険者の増加及び保険料率の改定増によりまして、前年度比 21.4%増の 9 億 9,596 万円の決算であります。国庫支出金及び一般会計繰入金等はルールによる収入でありますけれども、施設整備等による保険給付費の増に伴いまして、前年度比で国庫支出金が 6.8%、県支出金が 7.7%、一般会計繰入金が 4.5%、それぞれ増となっております。

歳出では、平成 23 年度から平成 24 年度にかけて、地域密着型介護施設等の施設整備が進んだことによりまして、居宅介護サービスと施設介護サービスの給付費が、それぞれ 6.3%と 7.0%の増となりました。そして 2 款保険給付費の総額では、前年度比 6.2%増の 52 億 1,738

万円の決算となったところであります。

また、地域支援事業は前年度比 4.9%増の 1 億 3,319 万円となりました。

歳入総額は 57 億 2,413 万円で、前年度比 6.7%増、3 億 6,106 万円であります。

歳出総額は 55 億 8,726 万円で、前年度比 5.9%の 3 億 982 万円の増となっております。

実質収支額では 1 億 3,687 万円の黒字決算となったところであります。

概要につきまして、福祉保健部長に説明させますので、ご審議をいただき、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは介護保険特別会計決算のほうの概要説明をいたします。

決算書 405 ページから 408 ページまでの歳入歳出決算書と、410 ページの実質収支に関する調書でご説明のほうを申し上げます。

最初に 405 ページ、406 ページのほうをお開きいただきます。

1 款保険料ですが、3 年に 1 回の保険料率の改定に加え、団塊の世代の方々が 65 歳に到達し始めたことによる第 1 号被保険者の増などにより、前年度比 21.4%、1 億 7,585 万円の大幅増となり、9 億 9,596 万円の決算となりました。収納率は 98.6%で、前年度と同じでした。

介護保険法の規定により 99 人分、297 万円ほどを不納欠損処分とし、現年度分及び滞納繰越分を合わせた収入未済額は 1,095 万円となりました。

2 款分担金及び負担金は、認定審査会運営費等の湯沢町負担分で、前年度より 11.2%減の 542 万円の決算となっております。

3 款使用料及び手数料は、督促手数料で 867 件分の収入でございます。

4 款国庫支出金ですが、1 項国庫負担金は、施設給付費の 15%、施設以外の給付費 20%のルールにより算定されました額でございます。施設整備の進展による保険給付費の増加に伴い、前年度比 7.0%増の 9 億 5,642 万円の決算となりました。

2 項国庫補助金は、調整交付金及び地域支援事業交付金で、いずれもルールに基づき算定された額で、4 億 4,000 万円の収入となりました。

4 款合計では前年度比 6.8%増、13 億 9,642 万円の決算となりました。

5 款支払基金交付金は、第 2 号被保険者の負担分ですが、ルールに基づき保険給付費の 29%が交付され、給付費の増に伴い前年度比 5.2%増の 15 億 5,945 万円の収入となっております。

6 款県支出金ですが、1 項県負担金は、ルールにより保険給付費のうち施設給付分が 17.5%、施設以外の給付費分が 12.5%の合計額として 7 億 6,280 万円の収入となりました。

2 項県補助金は、地域支援事業費に対しルールに基づき算定された額で 2,325 万円の決算となり、6 款合計では前年度比 7.7%増の 7 億 8,605 万円の決算となっております。増加要因は、国庫支出金と同じ理由でございます。

7 款財産収入は、介護給付費準備基金の運用利子収入として 9 万円の決算となっております。

8 款繰入金ですが、1 項一般会計繰入金では、保険給付費及び地域支援事業費について、

それぞれルールにより算出された額に、人件費及び事務費相当額を加えました7億9,229万円を繰り入れたものです。

2項基金繰入金では、平成24年度は介護給付費準備基金からの繰り入れだけとなりましたが、保険料軽減等に充当するため9,624万円を繰り入れ、8款合計では、前年度比4.0%減の8億8,853万円の決算となっております。

9款諸収入は、食の自立支援事業をはじめ各種事業の実費徴収金や第3者納付金などで、第3者納付金が大幅に増えたことなどにより、前年度比38.9%増の646万円の決算となりました。

10款繰越金は、前年度繰越金で8,563万円の決算となっております。

以上、歳入合計は、57億2,413万円となり、前年度比6.7%、3億6,106万円の増額決算となりました。

407ページ、408ページをご覧ください。

1款総務費ですが、総務管理費は、職員8人分の人件費や事務費、介護認定審査会費は、2人分の人件費や事務費など運営に要する費用等の合計であります。前年度ありました介護保険制度改正に伴うシステム改修や第5期計画策定業務委託などがなかったこと、それから新規申請者の認定有効期間の範囲の延長に伴い、主治医意見書の作成手数料が減少したことなどにより、1款合計では、前年度比5.7%減の1億2,412万円の決算となりました。

2款保険給付費ですが、1項介護サービス等諸費は、平成23年、24年と特別養護老人ホームや地域密着型施設が整備されましたことなどに伴い、延べ利用者数で3.2%、平均給付額で2.5%増えたことにより、前年度比6.2%増の決算となりました。2項介護予防サービス等諸費は、要支援の認定者数は5.0%増となりましたが、サービス受給者数は逆に4.2%減となったことなどにより、前年度比5.1%減の決算となりました。3項その他諸費は、審査支払件数は増加しましたが、手数料単価が17.8%引き下げられましたことにより、15.1%減の決算となっております。4項高額介護サービス等費は、特養の新規開設などに伴う低所得者層の利用増により、前年度比11.3%増の決算となりました。5項高額医療合算介護サービス等費は、利用件数はほぼ同じでしたが、給付額は4.5%減でした。6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者層の利用増により、前年度比16.3%増の決算となっております。

以上、2款保険給付費合計では、前年度比6.2%増の52億1,738万円の決算となりました。

3款地域支援事業費ですが、1項介護予防事業は、通所型や訪問型介護予防の事業量の増などにより、前年度比8.5%の増となり、2項包括的支援事業・任意事業費については2.9%の増となりました。3款合計としては前年度比4.9%増の1億3,319万円の決算となりました。

4款諸支出金は、前年度比11.2%減となっておりますが、保険料の還付金と平成23年度分の国県支出金の返還金等が主なものです。

5款基金積立金は、介護給付費準備基金に1億479万円を積み立てたもので、その結果、平成24年度の残高は、2億2,098万円となっております。

以上、歳出合計は55億8,726万円となり、前年度比5.9%、3億982万円の増額決算となりました。

410 ページをご覧ください。実質収支のほうですが、歳入歳出差引額は1億3,687万円となり、翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支も同額であります。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。11番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まずその介護保険料でありますけれども、平成24年度は高額納税者ということで第9段階ということで新設をしたわけですけれども、全体で1.1%で173の方が該当であったということでもあります。低所得者への軽減ということで軽減を受けられている方が21.4%いらっしゃるということですが、保険料総額が1億4,600万円ほど増えたという中で、非常にタイムリーな措置ではなかったかなと思います。この第9段階を設けての軽減についての総括というのはどうなさっているのかというのを1点お伺いしたい。

それから歳出についてですけれども、利用者数のほうが2,396人ほど伸びているという中で、地域支援事業費を増額したわけですが、この増額をしてよかったのではないかなと思っています。この部分どのような総括かということと、包括支援事業、今問題になっていきます要支援1、2という部分については、ひょっとしたら地方自治体の管轄になるのではないかなという部分で、介護保険から分離をされるのではないかなということが懸念をされているわけです。この部分は要支援1は14人の減であって、要支援2が40人ほどの増であったということで、若干の動きでしかないけれども、各包括支援センターの意義というものがあると思います。そんなところを踏まえて各包括支援センター3か所を今設置していますが、この辺をどうお考えかというところを……。

それともう1点は介護職の労働力ということで、その確保のために給料を上げようということでありました。在宅で1.0%、施設で0.2%アップということで今、介護保険全体を組んだわけです。民間の施設に入っていくと給料はどうだったと言うことは、ちょっとなかなか難しいかと思いますが、こういう部分で給料のほうの改定があったということで、介護職の労働力確保についてのもし調査等があったならばお聞かせ願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 9段階の問題ですが、保険料率は標準の1.0の部分をもとに決めるわけですが、そのときに全体に、この9段階をつくったことによってどの程度影響があるかというのは、それは全部を含めていわゆる中庸のところを18.1%増ということで決定していますので、ある程度見込んだとおりでできているということです。

それから、地域支援事業はおっしゃるとおり、介護予防も含めましてこれから非常に重要になるところだと思います。要支援1、2の取り扱いについては、いずれにしても今の第5期計画の間は変更はございませんので、国の動向等を見ながらやっていきたいと思っておりますし、包括についてもまた今のあり方をそのブランチという方法もありますし、いろいろな部分もまたこれから第5期中に検討していきたいと考えております。

それから介護職の処遇改善の関係ですが、これについてはその部分の報酬にそれが含まれている部分について、それぞれ報告することになっていますので、今私どものところで県に出す部分が多いかと思いますが、きちんと分離をして報告することになっていますので、ここで確実に確保できるものだと考えております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 68 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

ここで市民生活部長から発言を求められておりますのでこれを許します。市民生活部長。

○市民生活部長 先ほどの国保会計決算におきまして、岡村議員のご質問に対して保留をした分について答えさせていただきます。平成 25 年度の資料になりますが、総所得額が 129 億円ほどです。それで世帯数が 8,940 世帯ですので、一世帯あたりの平均所得額としては、144 万円程度になるかと思えます。それから今度は課税額になりますけれども、調定額を先ほどの世帯数で割った数字が約 18 万 7,000 円ほどということで、一世帯あたり 18 万 7,000 円の課税が平均ではないかということで考えております。以上です。

○議 長 議員の皆さん方にあらかじめお願いいたします。きょうは遅くなっても日程第 25、第 74 号議案までにしたいと思っておりますので、あらかじめお願いし、また延長させていただきます。ここで休憩といたします。休憩後の再開は 5 時 10 分といたします。

〔午後 4 時 53 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後 5 時 10 分〕

○議 長 ここで産業振興部長から発言を求められておりますので、これを許します。産業振興部長。

○産業振興部長 第 21 号報告の中で、中沢議員さんからの答弁を保留させてもらっておりましたが、ラ・ラのテナントの総売上、あるいは客単価、来場者、いわゆるお客さんの数というような話でございましたけれども、平成 24 年度 19 期につきましては、総売上 20 億 2,000 万円ほどになっておりまして、客単価としては 1,610 円ぐらい、人数としては 126 万人ということでございます。その前の 18 期のほうは、20 億 1,000 万円、客単価としてはおよそ 1,570 円ぐらいということです。人数的には 128 万人ぐらいですので、客数は落ちていますがそれでも客単価は若干上がったということで、こんな数字になっております。以上でございます。

○議 長 日程第 20、第 69 号議案 平成 24 年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 69 号議案につきまして提案理由を申し上げます。平成 20 年度から始まりました後期高齢者医療制度、発足直後からいろいろ議論になったところでありまして、政権交代、こういうこともありまして、現在のところ大きな変更の動きもなく、落ちついていると思っております。5 回目の決算となります。

歳入では、保険料が3億1,958万円、一般会計からの繰入金1億4,027万円、これが主なものであります。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金4億4,789万円、これらが主なものであります。

歳入総額が4億7,391万円、前年度比3.1%、1,445万円の増、歳出が4億6,609万円、前年度比3.3%、1,498万円の増でありまして、実質収支では782万円の黒字決算であります。

概要につきまして、市民生活部長に簡略に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 後期高齢者医療特別会計決算につきまして、概要を説明申し上げます。

決算書の443、444ページをお開きいただきたいと思います。歳入の1款保険料、収入済額3億1,958万円、前年度比998万円の増です。不能欠損額は、49万円で42万円の増となっています。収入未済額は96万円で、前年度比54万円の減となっております。

2款使用料及び手数料、督促手数料で5万円となっております。繰入金、こちらにつきましては1億4,027万円、前年度比59万円の減となっております。一般会計からの繰入金で、低所得者に対する保険料軽減分、及び職員給与費等です。

4款繰越金、収入済額835万円、前年度比37万円の減となっております。

5款諸収入、収入済額564万円、前年度比545万円の増額となっております。増額の理由といたしましては、3項の雑入で平成24年度は、広域連合へ職員1名を派遣しましたので、職員の人件費543万円が、広域連合からの負担金として収入されて皆増となっております。

歳出に入ります。445、446ページをお願いいたします。1款総務費、支出済額1,766万円で、前年度費684万円の増。職員給与費、徴収に係る郵送料等が主な内容となっております。こちらにつきましても、広域連合へ職員を1名派遣しましたので、その分が増額となっております。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額4億4,789万円で、前年度821万円の増となっております。保険料分として905万円の増、保険基盤安定負担金分として85万円減となっております。

諸支出金については、支出済額52万円です。前年度分の過誤納保険料の還付と一般会計繰出金の精算となっております。

以上で概要説明を終了いたします。

○議 長 質疑を行います。質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第69号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第21、第70号議案 平成24年度南魚沼市城内診療所特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第70号議案につきまして提案理由を申し上げます。この平成24年度決算

は、城内診療所が特別会計に移行して2年目にあたる年であります。歳入では診療収入が前年度比16.6%減の2億8,913万円、歳出では総務費で前年度比10%減の2億7,164万円、医療費で前年度比2.7%増の1億3,310万円という決算であります。

歳入総額が4億4,617万円、前年度比1.1%514万円の減、歳出総額が4億2,459万円、前年度比1.6%、688万円の減でありまして、実質収支額は2,158万円の黒字決算となったところであります。

概要につきまして福祉保健部長に、これも簡略に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは457ページ、458ページのほうをお開きください。簡略したいところではありますが、少し決算が特殊な部分もあますので、その点については触れさせていただきます。

企業会計から移行して2年度目ということで、移行初年度の平成23年度の決算額、これについては歳入では診療報酬の保険請求分などが14か月分、歳出では運営経費などが13か月分の決算であったため、前年度数値との比較につきましてはその点も考慮して行わせていただきます。

1款の診療収入ですが、1項入院収入は入院患者数が前年度より1.7%減ったことや、重症者など単価の高い患者の減などにより、前年度比24.7%減の決算となりました。なお、平成23年度分を12か月に調整後では12.3%の減となります。

2項外来収入では、患者数がリハビリ部分の縮小などにより、前年度比14.8%減り、収入額は15.8%の減となりましたが、1人当たりの単価の13.8%増などで平成23年度分を12か月に調整後では減額率は3.0%にとどまっております。

1款合計では平成23年度12月に臨時常勤医が退職したことなどが大きく響きまして、前年度比16.6%減、平成23年度分を12か月に調整後で4.3%減の2億8,913万円の決算となりました。

2款使用料及び手数料は、往診時の自動車使用料や健康診断書等の手数料ですが、前年度より25.4%減となっております。こちらのほうも平成23年度分を12か月に調整後では21.4%減で105万円の決算となりました。

3款財産収入で計上していましたが医師住宅の貸付収入は、平成24年度からは諸収入に移行したため、決算額はゼロ円となっております。

4款繰入金は収支不足が前年度より拡大したため、前年度比33.7%、3,412万円増の1億3,552万円となりました。

5款繰越金は1,983万円の決算となりましたが、前年度は特別会計移行後初年度で繰越金が無かったため皆増となっております。

6款諸収入は、患者外給食費や講義料等で医師の減などにより、前年度比62.8%減、平成23年度を12か月に調整後では56.4%減の60万円の決算となりました。

以上、歳入合計は4億4,617万円で、前年度比1.1%、514万円減の決算となりましたが、こちらのほうも平成23年度分を12か月に調整後では、逆に9.8%3,984万円の増額決算となっております。

459、460 ページをご覧ください。歳出のほうですが、1款総務費は職員16名分の人件費と診療所運営に係る一般管理費で、臨時常勤医師の退職による賃金の減などにより、前年度比10%減、平成23年度分を12か月に調整後では6.7%減の2億7,164万円の決算となっております。

2款医業費は、レントゲン装置などの更新などにより前年度比2.7%増、平成23年度分を12か月に調整後では6.2%増の1億3,310万円の決算となりました。

3款諸支出金は、前年度繰越金を一般会計に繰り出したもので1,983万円の皆増決算となっております。

以上、歳出合計は4億2,459万円、前年度比1.6%688万円減の決算となりましたが、平成23年度分を12か月に調整後では逆に1.9%、806万円増の決算となっております。

462 ページをご覧ください。歳入歳出差引額は2,158万円となり、翌年度繰越財源はございませんので、実質収支も同額でございます。以上で概要説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第70号議案は社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第22、第71号議案 平成24年度南魚沼市下水道特別会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第71号議案につきまして提案理由を申し上げます。この平成24年度は国土交通省の予算枠減、これは東日本大震災の予算枠の確保も含めて、当市でも新潟・福島豪雨災害復旧事業が優先いたしましたので、社会資本整備総合交付金による補助事業は、前年度比で大きな減額予算での執行となったところであります。なお、平成25年度前倒し分として本年3月定例会でご決定いただきました国補正分4億4,120万円は、全額未契約で繰り越し、平成25年度で既に発注済みとなっております。

大和地域では公共下水道事業として浦佐、浦佐八色地区などの管渠整備、あるいは大和クリーンセンターの長寿命化計画策定業務を実施いたしました。流域関連の下水道事業では六日町地域で、若葉町、東泉田、四十日新道、川窪、余川、これらで管渠整備と管渠の耐震工事など、塩沢地域では、滝谷、宮の下、南田中、石打地区などの管渠整備の工事を実施したところであります。

浄化槽整備事業では、事業費3,380万円で17基を整備し、農業集落改修事業では県道改良事業等に伴う公共樹の移設工事を実施したところであります。

さらに平成 24 年度からの新規として、下水道接続補助事業——これは実績が 224 件ございました。これや不明水対策など、下水道業務投資効果を高めるため事業を実施した結果、平成 24 年度末の普及率は前年比 1.6 ポイント増の 94.9%、水洗化率は前年比 1.1 ポイント増の 81.5%となったところであります。国のほうは、東日本大震災財源確保によりまして社会資本整備総合交付金による補助事業確保は、非常に厳しい状況にありますけれども、平成 27 年度面整備完了に向けて、管渠整備、管渠耐震化、これらの事業を進めるとともに、農業集落排水 10 処理区の流域下水道編入の全体計画変更業務、あるいは浄化槽区域及び流域下水道処理区域内におけるディスポーザー認可、これらについて引き続き国県との協議を進めてまいりたいと思っております。

以上、歳入総額 50 億 6,265 万円、歳出総額 50 億 1,945 万円となりまして、差引単純収支は 4,320 万円から、翌年度繰越明許一般財源 89 万円を差し引いた実質収支額が 4,230 万円となったところであります。概要につきまして企業部長に、これも相当簡略に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 企業部長。

○企業部長 それではなるべく簡単に説明をしたいと思っております。決算書の 479、480 ページをご覧くださいと思います。まず歳入の 1 款分担金及び負担金であります。収入済額が 6,391 万円、平成 23 年度比マイナス 61.8%というような収入済になっております。マイナス 61.8%の要因としましては、新規賦課が減ったということによりまして、減額の収入済となっております。平成 23 年度が新規賦課が 660 件ほど、平成 24 年度が 52 件ということで減ったことによるものでございます。収納率であります、現年度分が 92.5%、平成 23 年度が 97.7%でありましたので、率は下がっております。減った要因としましては、新規賦課が減ったということで負担金及び分担金の全納者が減ったということによるものでございます。

収納率の滞納部分につきましては 25%、前年分が 20.4%であります。本年、平成 24 年度では差押物件が処分できたということで、1 件 200 万円ほどの未納者から支払いをいただいたということで率が伸びているものでございます。

不能欠損であります。執行停止が 3 年経過で時効がきた分ということで、件数にして 52 件、人数にして 16 人、金額が 258 万円という格好になっております。内容としましては、生活困窮が 3 人、無財産が 8 人、死亡 3 人、それから倒産が 1 社、所在不明が 1 人という内容になっております。

2 款でございます。使用料及び手数料 9 億 8,649 万円の収入済額、平成 23 年度比較で 3.0%の伸びとなっております。収納率であります、現年度分が 99%ということで平成 23 年度並みの収納率となっております。収納率の滞納分であります、調定額自体は年々減ってきているということで、平成 23 年度の調定額が 2,700 万円ほどから平成 24 年度では 2,200 万円ほどに減ってはきておりますが、非常に難しい案件が増えているということで、収納率としましては平成 23 年度と比較をしまして 3.5 ポイントほど減りまして 36.8%となっております。

不納欠損であります。46人、66件分で金額が83万円ということになっております。内訳としましては、無財産が5人、倒産が2社、所在不明39人という内容になっております。手数料でございますが、指定工事店の5年ごとの更新年だということで、本年167店が新規に更新をしたところがございます、収入が172万円ほどの収入済額となっているところでございます。

3款であります。国庫支出金6億2,829万円の収入済額11.6%の伸びとなっております。国への要望額は18億円ということで要望しましたが、実際の内示は11億円ということで60%ほどの内示でございました。平成23年から平成24年への繰越分も含めまして事業費としては12億6,000万円ほどの事業費となっております。

4款県支出金であります。1,329万円の収入済額で、前年比マイナス7.7%ということで、農業集落排水事業債の償還金の補助ということで、事業費の12%相当額を15年分割、毎年0.8%ずつということで補助をするものでございます。農集の13処理区中、本年平成24年は4処理区がこの償還金補助の該当となっているところでございます。

続きまして5款の繰入金であります。17億8,812万円の収入済額、12.4%の伸びとなっております。増えた要因では、下水道事業の財源であります分担金、それから市債が減ったことによるものでございます。この17億8,812万円のうち、98.4%がルール分ということになっておりまして、ルール外の繰入金は3,000万円ほどということになっております。

6款の繰越金であります。9,553万円、平成23年度比マイナスの7.9%となっております。平成23年度の決算の実質収支分と翌年度繰越の一般財源分の合計額ということになっております。

7款諸収入であります。2,718万円ほどの収入済額、前年比で24%のマイナスということになっておりますが、減った要因は下水道の接続の制度融資に係る金融機関の資金預託を廃止しましたので、この分によりまして減っているものでございます。

8款が市債でございます。収入済額14億5,980万円の収入済額、平成23年度比較で17%ほどのマイナスになりました。平成23年度比較で事業費が1億9,000万円ほど少なくなったということと、先ほど市長が申しあげました平成25年度の前倒し分ということで、平成25年度への繰越分の起債が2億3,700万円ほどありますので、この17%のマイナスの収入済額ということになっております。

引き続きまして481ページ、482ページをご覧いただきたいと思っております。歳出の1款であります。総務費であります。支出済額が2億5,798万円、平成23年度比較でマイナスの6.8%となっております。減った要因であります。前納報償金が750万円ほど少なくなっております。それから今ほど申しあげました下水道接続の制度融資の金融機関の資金預託を廃止したということで650万円ほど、そして人件費が360万円ほど減っているということが変動要因でございまして、そのほかについては平成23年度並みの内容となっております。

2款であります。施設管理費であります。6億482万円の支出済額で、マイナスの1.9%ということになっております。減った要因でございまして、平成23年度は新潟・福島豪雨災

害の復旧費が1,500万円ほどございましたが、こういったものが全く平成24年度ではなくなったということによるものでございます。そのほかでは流域の負担金が926万円ほど増えております。それから不明水の調査、これは新規でございますが500万円ほど増えたという内容になっております。それから流域と農集等の処理費中の無効水量、いわゆる不明水分であります。総額で8,000万円ほどと見込んでいるところでございます。

3款下水道事業費14億4,791万円の支出済額で、前年度比11.7%のマイナスということになっております。この要因でございまして、平成25年度の前倒し分として翌年度で未契約で4億4,120万円ほど平成25年度に繰り越した分があるというようなことが要因でございまして。公共下水道、それから特環では六日町、塩沢地域を中心に面整備事業を行いました。災害復旧事業を優先するという事で平成23年度と比較しまして、事業費では1億6,000万円ほど少ない13億9,000万円という支出済となっております。農業集落排水事業では八海橋の関連事業が済んだということで、前年比2,780万円ほど少ない740万円ほどの支出済ということになっております。

4款の公債費であります。27億873万円の支出済ということで、前年比5.7%の増となっております。利子では前年比マイナス2.3%1,690万円ほど少なくなっておりますけれども、元金では長期債の保証金免除の繰上償還分等がございまして、1億6,200万円、8.9%の増となりました。震災以降、事業費が大きく減っていることから、事業債の残高はこここのところずっと少なくなっているということで、平成23年末と平成24年末を比較しますと事業債の残高は、5億3,000万円ほど少なくなっているという状況になっております。

それから5款の予備費であります。予備費の使用は合計で6件でありまして、245万円ほどを充用しております。内容は6件中5件が負担金使用料等の過年度還付に充用したものととなっております。以上で説明は終わります。

○議 長 質疑を行います。24番岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 監査のほうで公営企業会計に移行をとというような指摘をされておりますが、事務サイドでは、そうすることによるメリット、デメリットをどういうふうと考えられるかひとつお聞きします。

私は今の時代、ずっとこの使用料金が180円という形で、あるいは負担金等も変わっていないと思うのですが、特に使用料については水道料金と一緒に徴収でありますので、非常に負担感が強いわけでありまして。移行することによってまだまだこれから効率化ができて、使用料等を下げていかれる方向が見いだせるのかどうか、その辺もお聞きします。

○議 長 企業部長。

○企業部長 まず1点目の公営企業会計へのメリット、デメリットというお話でありますけれども、今の段階ではまだ事業を進めているというところでございますので、先ほども申し上げましたように平成27年度で一応のその面整備を終了するという事でありまして。その辺をめぐりまして準備を進めてまいりたいと思っておりますけれども、なかなか資産管理のところ非常に難しいということで、一生懸命今進めてはおりますけれども、なかなかこ

う1年や2年ですぐその辺がきちんと整理ができるものではないというような状況になっております。

メリット、デメリットとしては、特に公営企業になったからといってすぐ料金とかそういったものが下げられるとか、非常に事業の効率がよくなるとか、そういったことは今の段階では余り見当たらないのではないかと考えております。けれども、もちろん事業会計になれば独立採算ですので、自分できちんと先ほど申し上げました不明水をできるだけ少なくするとか、そういったことを今のうちに済ませておいて、あとは水洗化率を上げると、この2つが一番大きな命題だと思っています。公営企業会計に移るまでにその辺のところをきちんと仕上げていきたいと考えているところでございます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっております第71号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第23、第72号議案 平成24年度南魚沼市水道事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第72号議案につきまして提案理由を申し上げます。はじめに収益的収入及び支出であります。水道事業収益では、給水収益がわずかに前年を上まわったことによりまして、営業収益で前年比0.7%の伸びとなりました。営業外収益において高料金対策繰入金の前年より1億2,600万円ほど減となったことによりまして、前年比5.0%減の23億113万円となったところであります。水道事業費用では、浄水及び給水関係経費はほぼ前年並みとなりましたが、減価償却費及び資産減耗費が前年より6億8,000万円の大きな減となったことによりまして、前年比26.4%減、19億3,910万円の大幅な減額決算となりました。

収益的収支での本年度経常利益は3億3,839万円でありまして、これに債権放棄額や減免額などを差し引いた当年度純利益は3億3,664万円となりまして、前年度未処分利益剰余金を加えた当年度末未処分利益剰余金は6億5,653万円となったところであります。

資本的収入及び支出についてでありますけれども、収入では企業債4億1,630万円のほか、補償金、一般会計出資金ルール分、これらなどで前年比13.5%増の5億2,232万円、支出では建設改良費5億6,155万円、企業債の元金償還額12億5,811万円などで、前年比3.3%減の18億1,967万円の決算であります。

資本的収支におけます12億9,735万円の収入不足額につきましては、過年度損益勘定留保資金等で補填することで決算を調整いたしました。

概要につきまして水道事業管理者に説明させますので、ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 それでは平成24年度の南魚沼市水道事業会計の決算につきましてご説明を申し上げたいと思います。はじめに決算書の1ページ、2ページをご覧いただきたい

と思いますが、このところにつきましては、今ほど市長が説明をしたとおりでございます。まず1ページ、2ページの収益的収支でございますが、支出におきまして2億3,800万円ほどの不用額が生じておりますけれども、この不用額の中身であります、浄水、配水費の関係事業費で約8,000万円ほど、それから減価償却費及び資産減耗費でそれぞれ7,200万円ほどという格好の不用額となっております。浄水、配水のほうの不用額の8,000万円でございますが、修繕費並びに動力費等が非常に少なく済んだということで不用額が生じたものでございます。

引き続きまして3ページ、4ページをご覧いただきたいと思っております。資本的収支でございますが、ここにつきましては今ほど市長が説明をしたとおりであります。収入については13.5%増で、増えた要因としましては水道事業債の伸びによるものと、それから支出では前年比3.3%減、18億1,967万円ということになりまして、予算額に対しまして翌年度繰越額が3億8,897万円となりまして、不用額が6,597万円となっております。不用額の6,500万円の内容は、工事の執行残ということになっております。収入が支出に不足する額12億9,735万円につきましては、損益勘定留保資金等で補填をしております。

引き続きまして1ページはぐっていただきまして、5ページをご覧いただきたいと思っております。損益計算書でございます。消費税抜きでの表示となっております。損益計算書では、営業利益が2億337万円、営業外利益1億3,502万円の合計であります平成24年度の経常利益3億3,839万円となりました。ここに不能欠損や減免などの過年度損益修正損を引きました当年度の平成24年度の純利益3億3,664万円となったものでございます。ここに前年度の繰越利益剰余金を加えますと平成24年度の未処分利益剰余金は、6億5,653万円となるものでございます。

6ページ、7ページをご覧いただきたいと思っております。剰余金計算書及び剰余金処分計算書(案)でございます。資本剰余金では2,185万円ほど少なくなっております。利益剰余金では3億3,664万円ほど増えておりまして、平成24年度の変動額は3億1,479万円の増となっております。下の表、処分案でございますが、資本金、剰余金とも平成25年度の処分予定はございません。

8ページ、9ページをご覧いただきたいと思っております。バランスシート、貸借対照表でございます。左側の資産の部でございますが、固定資産有形、無形の合計で373億2,475万円となりました。明細につきましては26ページ、27ページに記載をされておりますので、後ほどみていただきたいと思っております。流動資産でございますが、17億146万円となっております。未収金1億3,139万円のうち5,600万円ほどは、5月末までに既に入金済みとなっております。

右側でございますが負債の部でございます。修繕引当金が3,400万円ほどでございます。流動負債は3億6,355万円で、負債合計が3億9,755万円となっております。下の資本の部でございますが、旧広域水道の出資金であります引継資本金、一般会計からのルール分であります繰入資本金並びに企業債の合計に剰余金を加えた資本合計は、386億2,867万円とな

り、負債資本合計は資産合計の 390 億 2,622 万円と一致をするものとなっております。

10 ページ、11 ページをご覧いただきたいと思います。事業報告書でございますが、現況では新規でコンビニ納付ということで平成 24 年度から始まりました。実績では 1 か月平均大体 1,200 件程度の納付がございまして、納付額としましては、1 か月大体 800 万円程度の納付となっているところでございます。また、8 月から福祉減免制度ということも新規に始めておりまして、実績では件数にして 476 件、累計の減免額は 636 万円ほどとなっております。その他、非常にこのところ財政状況が悪化をしているということを踏まえまして、平成 24 年度に水道ビジョンの改訂を行っております。事業計画並びに財政計画の見直しを行ったほか、平成 25 年度の事業より新水道ビジョンに基づき、事業運営を行っているところでございます。

少しあれですけれども、15 ページをご覧いただきたいと思います。業務量では給水件数並びに給水人口とも減少傾向となっておりますけれども、配水量及び有収水量とも若干の伸びがございました。有収率が 0.9 ポイントほどよくなったという結果、給水収益が前年比若干の増となったところでございます。また、給水原価につきましては、昨年から大きく改善しておりますけれども、水道水 1 立米当たり依然として 27 円強の逆ざやの状況となっているところでございます。

説明は以上ですが、18 ページ以降に消費税抜きの事項別明細が記載されていますので、また後ほど参考に見ていただきたいと思います。以上で説明を終わります。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 それでは平成 24 年度南魚沼市公営企業の会計決算審査の報告を行います。若干、今ほど水道事業管理者の方と重複する部分もあるかと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

第 1 としまして審査の対象でございます。平成 24 年度南魚沼市水道事業会計決算、審査の期間でございますが、平成 25 年 6 月 14 日から平成 25 年 8 月 16 日まででございます。

第 3 としまして審査の方法です。審査は各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びに各企業の経営成績、及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、その経営の内容を分析しました。審査にあたっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との試査、照合及び関係職員からの説明を聴取して審査を実施いたしました。

第 4 としまして審査の結果でございます。審査に付された水道事業会計の決算書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は水道事業会計の経営成績、及び財政状況を適正に表示しているものと認めました。

めくっていただきまして 2 ページ目、第 5 番として審査の意見でございます。1 番、水道事業会計でございますけれども、業務関係では先ほどお話がありましたように 8 月分の水道料金から福祉減免制度を実施いたしました。この条件については一定の条件を満たす減免申請のあった契約者の水道料金を実質的に半額にするという制度でございます。また、7 月分の納付書からについては納付環境における利便性の向上を目的にコンビニ納付を始めたとい

うこととございます。

平成 21 年 3 月に作成された南魚沼市水道ビジョンについては、内部留保資金が底をつく状態が目前になったこと、環境・エネルギー対策の強化、施設の更新、維持管理等を鑑みビジョンの改定を進めたということとございます。また、大規模な災害、停電などを想定した非常用、緊急用の水源の確保に向けて具体的な検討を始められました。

工事関係につきましては、災害復旧工事を最優先することから、早期発注の抑制、あるいは厳選しながら工事を進めてきました。畔地浄水場では老朽化した塩素ガスによる滅菌設備を、より安全な次亜塩素酸ソーダによる滅菌設備に更新いたしました。東京電力福島第一原子力発電所放射能漏れ事故による影響と思われる脱水汚泥 813.5 トンについては、平成 24 年 12 月までに処理を完了しました。また、一昨年豪雨災害によって被災した清水地区、栃窪地区の水道施設については、基本的な施設の建設を含め、恒久的な施設となるよう検討を進めている最中であり、なお、各種工事にあたっては、工事の必要性和建設投資の厳選、道路工事や下水道工事との同時施行により、経費の軽減に努めているところでございます。

(1) としまして利用概況でございます。平成 25 年 3 月末の南魚沼市の人口は 6 万 566 人で、前年度より 515 人減少しております。給水人口は 5 万 8,991 人で、前年度より 389 人の減、給水件数は 2 万 3,475 件で、前年度より 13 件の減少となっております。水道普及率は 97.4%で、前年度より 0.2 ポイント上昇いたしました。

年間配水量は 837 万 8,140 立方メートルで、前年度より 5,961 立方メートル、0.1%増加、年間有収水量も 666 万 1,283 立方メートルで、前年度より 8 万 1,339 立方メートル、1.2%の増加でございます。有収率については 79.5%と前年度より 0.9 ポイント上昇しました。施設利用率は 32.9%で前年度より 0.1 ポイント上昇し、最大稼働率は 39.5%、前年度よりこれは 0.9%これは低下をいたしました。

(2) でございます。経営状況ですが、事業損益をみると、事業収益 22 億 1,441 万円、事業費用 18 億 7,777 万円で、3 億 3,664 万円の当年度純利益となり、前年度の繰越利益剰余金 3 億 1,989 万円を加えた当年度の未処分利益剰余金は 6 億 5,653 万円でございます。今年度の給水収益は 16 億 7,113 万円で、有収水量の増加から前年度より 1,582 万円の増収となりました。収入のうち、高料金対策等の一般会計からの補助金は 4 億 6,693 万円でございます。

あと企業債の元利償還金については、元金が 12 億 5,811 万円、利息 3 億 8,722 万円、合わせて 16 億 4,534 万円で、一方主たる事業収益である給水収益は 16 億 7,113 万円で、企業債の元利償還金と同程度の額でございます。したがって、営業費用は一般会計からの繰入金により賄わざるを得ない状況でございます。一般会計と企業会計の間には、適正なルールに基づいた繰り入れが必要であり、現在はルールどおりの繰り入れがなされていない状況です。今後はルールどおりの繰り入れが行われ、水道会計の健全な運営に資することを望むものでございます。

収益率については、総費用に対する総収益の割合で経営活動の成果をあらわす総収支比率は、117.9%、前年度 90.9%、営業収支比率は 111.4%で、全年度 78.6%となっております。

この要因は、減価償却費、資産減耗費などの費用が減少したことによるものでございます。

次に資金繰りをあらわす比率についてみますと、200%以上が理想値とされる流動比率は468.8%、前年度比524.4%、100%以上が理想値とされる当座比率は309.9%、前年度318.3%、20%以上が理想値とされる現金預金比率は273.7%、前年度259.9%といずれも理想値を大幅に上回っております。

最後にむすびとなりますけれども、本年度は新潟・福島豪雨災害からの災害復旧工事を最優先として工事を進めましたが、まだまだ未整備箇所も多く、早期の復旧が望まれるところでございます。

料金構造をみると、給水原価は1立方当たり278円58銭、前年度比107円42銭の減、供給単価は1立方当たり250円83銭、前年度比70銭の減と、先ほど来言われております依然逆ざやの状況が続いております。今後も給水人口の減少または節水志向と相まって、水の需要拡大は難しい状況にあります。16億円超の元利償還金、及び9億円超の減価償却費など、初期投資の多額な経費負担や今後30年から後半40年にかけてピークが来る施設の更新等についても、更新財源の確保等が内部留保資金の不足等も懸念されるところでございます。厳しい経営環境は今後も続くものと思われまます。

これらの状況を踏まえまして、経営の総点検を行うとともに、より一層の経営の健全化、効率化を目指し、合併に伴う人員削減、組織の簡素化、業務の外部委託の推進とともに下水道事業との同時施工等によるコスト削減、建設投資の厳選などを図り、施設利用率32.9%のさらなる引き上げ、有収率の向上、未収金の回収対策等々抜本的な改善が必要であると思っております。厳しい環境下ではありますが、引き続き、問題になっております放射能汚染の監視、及び処理に万全を期して、最大の使命である良質で安全、安心な水の供給に努めていただきたいと思います。

なお、詳細については6ページ以降37ページまで記載してありますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。以上で報告とさせていただきます。

○議長 質疑を行います。10番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお聞きしますけれども、水道ビジョンの見直しを始めたということですが、ここに書いてありますように経営的にもきちんとした経営が運営できるような見直しも必要だと思っております。けれども、私はその非常用、緊急用水源の確保そこら辺の非常に早い対応を多分皆さんは望んでいると思うのです。あわせて多分老朽管の布設替えみたいなものもしなければならぬところは十分あると思うのですが、この水道ビジョンの改訂を始めたということですが、どのくらいをめぐりにそのビジョンの策定ができるのかということをお教えいただきたい。

というのは先ほど言いましたように、いろいろこの水道関係については現状を変えなければならないという不安があるわけで、一般質問でもした部分ですが、できるだけ早い改訂をして、それに沿った対応が私は必要だと思うのですが、そのスケジュール的なところだけ教えていただきたい。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道ビジョンのお話だと思いますが、昨年から平成20年度に策定をした水道ビジョンの見直しということで始めております。それで私どもの試案につきましては、本年の5月の半ばごろだったと思いますが、水道審議会に最終的に諮りまして、一応承認をいただいたということになっております。

それで、今現在はその水道ビジョンの概要版を作成しております、できればその概要版について市民配布をしていきたいと思っております。議員の皆様方には水道ビジョンの正式版といいますか、新水道ビジョンでございますが、それについては後ほど皆さん方のところにお配りをしたいと思っております。以上でございます。

○議 長 岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 私も水道ビジョンについてもう少し話してみたいのですが、名目は非常用、緊急用水源といういい方をしていますけれども、今、魚野川で鮎等を釣っている方々の話を聞きますと、非常に三国川から下の水が濁っていると、そして濁っているのが非常に細かい濁りだということで、藻が発生しなくて鮎は釣れないのだ、育たないのだというような言い方をしています。そうすると私はやはりこれはダムに問題があるなという——この決算にはダムの使用権ということで五十数億円という財産があるようになってはいますが、ダムから放出された水を浄水場で一括して浄水して全市に配給する。これの破綻というふうに私はこの前も言いましたけれども、そういうことがきちんとうたわれていないと、緊急水源、非常用水源という話をしても、ではどういうことを想定しているのか。現状のダムの状況の話を聞くところによると、雨が降ったら濁るから緊急水源と、こういう話になると思うのです。やはりもう少し事を明確にして対応していかないと、本末転倒の話になってしまう。浄水場の更新はないとか、施設の更新はないとかということが、またそこで出てくるわけがありますので、原因の位置づけをきちんとした、あるいは放射能の問題とか、そういったことをきちんとうたった形でやらないとならないと思っておりますが、いかが所見を持っておられるでしょう。

○議 長 水道事業管理者。

○水道事業管理者 水道ビジョンのお話であります、三国川の水の濁りというお話がありましたけれども、その濁りの状態までは私はきちんとは把握をしておりませんでしたので、後ほどまた調べてみたいと思っております。三国の水の濁りがひどいというのは、普通の魚野川とかそういったところよりも濁りが早いというのは多分事実だろうと思っております。その要因としましては、やはり三国の底に2年前の水害の時の泥だとかそういったものが非常に多くあるということと、それから山肌が非常に荒れているということで、水が出ると、水というか降ればすぐこう濁ってしまうという状況があるのだろうと思っております。

それから、緊急水源というお話ですけれども、私どもは水道ビジョンの中で、いつごろということは全く明示はしておりませんが、できれば今の集中配水方式から緊急水源によるブロック別の配水方式のほうに順次移っていききたいというような方向性を示したつもり

であります。そういったことで、すぐ非常用水源を整備できればいいのですけれども、費用的な問題がありますので、今現在は旧町時代に使っていた水源が使用できないかどうかというところで、今、3つほど多分旧町時代に使っていた水源が利用できるという状況もわかりました。そういったことも含めて新規の深井戸をどの辺に何本ぐらい掘っていけばいいのかということ、今一生懸命我々内部のほうで検討を進めているというところでございます。

最終的には業者のほうに委託をして、必要な水量だとか、そこに水質的な問題だとか、そういったものは委託をしてきちんとしたデータを把握をしたいと思っているところであります。ですので、水道ビジョンでは、ある程度きちんとしたそういうふうな方向付けは示していると思っているところでございます。以上です。

○議 長 24 番岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 市長に伺いますが、こういった形で聞くと、そういうふう書いてあるというふうにするのですけれども、非常に微妙な言い回しでありまして、やはりもう少しきちんと周知をしなければ市民は何だと、要するに意味がわからないような形の書類配布を受けるような形になるのではないかと思います。私はやはり今言われたように、ダムからの集中配水はいろいろな問題が起きてきて、もう無理なのだという話を率直にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 今、水道事業管理者が話をしたそれ以上でも以下でもないわけでありまして、岡村議員のおっしゃるように、もうダムからの水は、いわゆる浄水、ああいうものはもう破綻したなんてことは全く考えておりません。なぜこの緊急水源という話が出たかといいますと、平成 23 年の豪雨の際にあれだけの濁りで、なかなかそれが浄水できなかった。またこういうことがあれば市民の皆さんに迷惑をかけるから、そういう時には緊急水源、今 2 本あったのかな……（「4 本です」と叫ぶ者あり）4 本ある。これでは足らなかったわけですので、そういう時のためにまず緊急水源というものを確保しなければならない。

しかも、今度はその中で今 2 系列あります浄水の施設、ここが今のままですと 1 系列で十分対応可能だと、そういうことになっていって徐々に給水量が減るとか、そういう状況もみれば、長い将来を見ていきますと浄水場そのものが必要あるか否か、これも検討しなければなりません。けれども、今すぐに水道ビジョンの中で三国川ダムの水はもう取水はできないとか、あるいは取水しても処理的になかなかできなくて、これは破綻だなんてことは全く考えておりません。

主力はまだ当然今の水をきちんと浄水をして、皆さんに送るということでもありますから、岡村議員のおっしゃるような性急的なことをまだ全く考えているわけでもありませんし、そういう状況を今予測したということではありません。さっき管理者がいましたように、長い将来を見れば分割という部分ですね、ここの区域はこの水で、ここの区域はこの水で、その中へ当然三国川ダムからの水の供給区域も残るわけですから、全く破綻をしたなんていう考え方は持っておりませんので、その辺は余り曲げて考えないように。併用していこうと、

こういうことでありますからご理解をいただきたいと思います。

○議 長 24 番岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 平時、要するに穏やかに流れている時には、それはきれいな水ですからいいということですが、実際川に入っている人たちが、非常に濁りが始まってから澄むまでの時間が長いと。この事実を管理者はまだ知らないというような話をしていますけれども、私はそうではなくて、これはダム状況というのがどうだということをきちんと認識をすることによって、もう少しきちんとした話ができるのではないかと思います。

破綻したとかという言葉はともかくとしても、ではちょっと強い雨が降れば、山肌があらわれていきますから、そして砂山ですから、どんどん流れて出てくるわけで、それも非常に細かい粒子だという話も聞いています。その辺、今の浄水機能では降雨時は大変だということももとなのだということ、正しいと思ってやってきたことがこういう現状が起きた、ダムの健康状態がこうなってきたのだということは、やはりきちんとお知らせすることのほうが私は理解を得るにはわかりやすいと思いますが、もう 1 回聞いて終わります。

○議 長 市長。

○市 長 この三国川ダムからの放流水について、まず最初、三国川そのものが、例えば魚の遡上が少なくなったとか、あるいは白濁りが出ているとかこういうことがありまして、ここ 10 年ぐらいでしょうか、専門家も入れて国交省と地元の漁業組合の皆さん方、それから市と県とずっと調査をしてきました。いろいろ分析もしましたし、検査もしたのです。水質やそれから石の状況だとか、石についているコケの状況だとか、全部調査をしました。魚の生息に支障になるものは何も見当たらなかった。しかし、1 回濁りますと、なかなか濁りがすぐにとれないという状況は残っております。これは当然ダムの土砂の堆積の部分。

そのためにフラッシュ放水というのを今毎年やっているのです。川をきれいにする部分と一緒に、三国のダムの土砂も一緒に出して、そして川をきれいにするいわゆるフラッシュ放水、これもやってその効果は効果として、きちんと学術的にでき上がってきているのです。ですから、今、三国の水が魚野川のほうへ流れて行って、あのおかげで鮎がとれないという話もありますけれども、学術的には何ら証明ができていないことです。学術的には何でもないと、これはもう漁業組合の皆さん方も確認しているところです。ですので軽々に我々があれがもとだからだめだとかは……。

今、普通ちょっとぐらい降った雨が濁ったからといって、水道の浄水機能に何ら影響を及ぼしません。問題は 23 年豪雨のような、ああいうことになりますとちょっと難しいということでもありますので、それを全く否定するという見地も根拠もないわけでもありますので、私たちがそこまで踏み込むつもりはありません。今言いましたように、あの施設を全部やめて、ダム——いわゆる当初計画したようなことについては、理論的にも破綻をしたなんてことを申し上げる根拠もありませんし、そう言うつもりもございませんので、それはご理解いただきたい。あくまでも平成 23 年度のようなことを招かないためと、ここが基本でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 ただいま議題となっています第 72 号議案は、産業建設委員会に付託します。

○議 長 日程第 24、第 73 号議案 平成 24 年度南魚沼市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 73 号議案につきまして提案理由を申し上げます。大和病院では平成 24 年度も医師確保に全力で取り組み、4 月に整形外科 1 人、6 月に精神科 1 人、9 月に内科 1 人の常勤医師を迎えることができました。こうしたことから入院患者数は 11 月までは前年を上回り、堅調に推移しておりましたけれども、12 月に入り医師の体調不良等で診療を制限せざるを得なくなり、それ以降は前年度を下回る結果となりました。入院患者全体としては前年度を上回ることができました。また、外来患者数は小児科の診療日数の減少等により前年度を下回る状況となりました。その結果、入院患者は前年度を上回ったものの、外来患者は下回る、こういう結果になりまして、予定した業務量の達成はかなわなかったということがあります。

決算の状況につきまして、病院事業会計のうち、大和病院事業分は収益的収支では資金不足解消のため一般会計補助金を増額したこともありまして、収入が税抜き 37 億 4,218 万円、支出は 37 億 4,161 万円で、単年度の純利益が 57 万円ということであります。

新病院事業を加えた病院事業全体では、117 万円の純損失が生じ、これに前年度の繰越欠損金を加え、繰越欠損金を 11 億 1,297 万円といたしました。次に大和病院事業と新病院事業を合わせた資本的収支であります。収入が税込みで 2 億 7,994 万円、支出は 3 億 3,362 万円となりまして、5,368 万円の不足が生じておりますけれども、当年度分損益勘定留保資金等で補填をしたところでありまして、概要につきまして大和病院事務部長に説明させますので、ご審議の上ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 大和病院事務部長

○大和病院事務部長 それでは、病院事業会計の決算の概要を申し上げます。この決算の概要につきましては、8 月 20 日開催の病院事業運営委員会において了承をいただいております。

1 ページ、2 ページをご覧ください。平成 24 年度南魚沼市病院事業決算報告書でございます。税込みでございます。大和病院事業と新病院事業が合算になっている部分がございます。収益的収入及び支出でございます。こちらは大和病院事業のみということになります。第 1 款病院事業収益、決算額で 37 億 6,140 万円ということになっております。支出第 1 款病院事業費用、決算額が 37 億 6,138 万円ということになりまして、収支差益が 2 万円ということになります。

次に資本的収入及び支出でございますが、こちらは大和病院事業と新病院事業が合算になっております。収入ですが、第 1 款資本的収入、決算額で 2 億 7,994 万円ということになり

まして、支出が第1款資本的支出、決算額3億3,362万円ということになります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,367万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額113万円、及び当年度分損益勘定留保資金等5,254万円で補填をいたしました。

続きまして3ページ、4ページをお願いいたします。財務諸表でございます。平成24年度南魚沼市病院事業損益計算書でございますが、税抜きになります。医業収益、介護保険収益、医業費用はそれぞれ記載のとおりでございますが、医業収益と介護保険収益を加算しまして医業費用を差し引いた純損失は、3億9,747万円となります。医業外収益から医業費用を差し引いた額は3億9,740万円となりまして、経常損失は6万円ということになります。特別利益はございません。特別損失、過年度損益修正損でございますが、110万円ということになります。当年度純損失は117万円になりまして、前年度繰越欠損金が11億1,180万円でございますので、当年度の未処理欠損金が11億1,297万円ということになっております。

5ページ、6ページをお願いいたします。平成24年度南魚沼市病院事業剰余金計算書、税抜きでございますが、記載のとおりとなっております。ご確認をいただきたいと思っております。下段の平成24年度南魚沼市病院事業欠損金処理計算書(案)でございますが、こちらも記載のとおりということをお願いいたします。

続きまして7ページ、8ページをお願いします。平成24年度南魚沼市病院事業貸借対照表でございます。こちらも税抜きということですが、資産の部、負債の部、資本の部、それぞれ記載のとおりということでございますが、資産合計、負債資本合計ともに31億9,270万円ということになります。

次9ページ、10ページをお願いいたします。以下、事業報告書ということになりますが、平成24年度南魚沼市病院事業報告書でございます。概況でございますが、概況につきましては先ほど市長が説明を申し上げましたので、省略をさせていただきます。

次に11ページ、12ページをお開きください。11ページ、議会議決(報告)事項でございますが、これにつきましては記載のとおりということになります。12ページの職員に関する事項でございますが、3月末日の職員数の合計は、前年度に比較しまして4人の増ということになっております。

13ページ、14ページをお願いいたします。業務でございます。(1)業務量でございますが、入院患者数、外来患者数はそれぞれ記載のとおりとなっております。入院患者数、扱い数ですが、合計は5万7,694人、1日平均は158.1人ということになりまして、前年度に比較しまして570人の増加となっております。

次15ページ、16ページでございますが、こちらは外来患者数ということになります。外来患者数の合計は14万2,739人ということで、1日当たり506.2人となっております。前年度に比べまして3,260人少なくなっているという状況でございます。

次17ページ、18ページをお願いいたします。事業収入及び費用に関する事項ということでございます。税抜きでございます。病院事業収益、平成24年度でございますが、37億4,218万円ということで前年度に比較しまして2億5,043万円ほど少なくなっているということで

ございます。医業収益が32億1,398万円でございますが、こちらも前年度に比べまして970万円の減少ということになります。2項の介護保険収益でございますが、4,827万円ということで、前年度と比較しまして58万円増ということでございます。3項医業外収益4億7,992万円でございますが、前年度と比較しまして2億4,130万円ということでございますが、この大きな理由はその下の他会計補助金でございます。4億4,513万円になっておりますが、前年度に比べまして2億4,874万円少なくなっておりますが、一般会計からの繰り入れ分が減少したということでございます。特別利益はございません。

次に病院事業費用でございます。37億4,161万円ということで、前年度に比べまして2,262万円増えております。1項の医業費用でございますが、36億5,973万円ということで、こちらも前年度に比べまして1,850万円の増加ということになります。2項の医業外費用でございますが8,077万円ということで、こちらも前年度と比較しまして348万円の増という形になります。3項の特別損失でございます。110万円ということで、前年度と比較しまして63万円の増ということになります。18ページの会計、重要契約の要旨につきましては記載のとおりでございます。

19ページをお願いいたします。企業債及び一時借入金の概況ということでございますが、企業債のゆきぐに大和病院分につきましては、本年度、平成24年度の借入高が1億4,350万円ということで、これはMRIと透析の分ということでございます。

新病院事業につきましては、本年度借入高が1,610万円ということでございます。一時借入金でございます。一時借入金はゆきぐに大和病院分ということでございますが、期首が5億円ということでございましたが、年度末は5億3,000万円ということになっております。

以上で概要の説明を終わらせていただきます。

○議 長 次に監査委員の監査報告を求めます。監査委員。

○監査委員 大分お疲れのようですが、もうしばらくお付き合いのほうをひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは平成24年度南魚沼市公営企業会計決算審査報告を行います。審査の対象につきましては、平成24年度南魚沼市病院事業会計決算でございます。あと、審査の期間、方法、結果等については先ほど水道事業会計でお話したとおりでございますので、省略させていただきますと思います。それでは4ページをお開きいただきたいと思います。病院事業会計でございます。一部重複するところも大分あるかと思いますが、簡単に説明させていただきますと思います。

業務関係については、入院業務については、一般病床161床、療養病床38床、外来業務は月曜日から土曜日までの週6日制で、それぞれ業務を行いました。当年度末の医師数については19名ということで、前年度と変わりありません。あと途中、先ほど市長からお話がありましたように12月からは医師の体調等の不良もあって、入院制限等もありまして、結果として先ほどお話したとおり入院患者数が前年度を上回ったものの、外来者数は減少になったということでございます。

資本的収支の建設改良費については、医療機器としてMRI装置、人工透析装置、血液浄化装置、手術用メス・プローブ、麻酔管理システムなどの設置に要した費用でございます。

利用概況でございますけれども、当年度の延べ患者数は20万433名でございます。前年度比2,690人1.3%の減となっております。入院患者数は5万7,694人で、前年度比570人の増、病床利用率は79.4%となっております。入院患者のうち一般病床は4万4,034人で、前年度比683人、1.6%の増、病床利用率は74.9%となっております。療養病床は1万3,660人で、前年度比113人、0.8%の減、病床利用率は98.5%となっております。外来患者数は14万2,739人で、前年度比3,260人の減となっております。また、1日平均入院患者数については158.1人、前年度比2.0人1.3%の増と、1日外来平均の外来患者数は506.2人で、前年度比7.9人1.5%の減となっております。

(2) としまして経営状況でございます。当年度の事業損益をみると、事業収益は37億4,218万円、事業費用は37億4,336万円で、当年度純損失117万円となっております。これに前年度繰越欠損金11億1,180万円を加えた当年度未処理欠損金は、11億1,297万円となっております。医業収支は、医業収益が32億1,398万円で、前年度比971万円の減、医業費用が36億5,974万円で、前年度比1,851万円の増となっております。医業損失は前年度比2,821万円増え、4億4,575万円となっております。特に給与費、前年度比人員が4名ほど増えておりまして、金額で6,025万円の増額となっております。年々増加傾向にあります。非常勤医師等の給与等も要因として考えられますけれども、内容精査の上、削減に向け改善をお願いしたいところでございます。

企業債現在高については、当年度に1億2,871万円を償還し、1億5,960万円を借り入れたことから件数で19件、金額で5億7,355万円となっております。また、一時借入金の当年度末残高は前年度より3,000万円増え5億3,000万円となっております。運転資金の不足が恒常化しており、改善を期待したいと思っております。

収益率については、総費用に対する総収益の割合で、経営活動の成果をあらわす総収支比率は100%、前年度107.4%、経常収益と経常費用の対比により、単年度黒字の目安を示す経常収支比率は100%、前年度107.4%で、病院固有の事業にかかわる医業収支比率は87.8%、前年度は88.5%となっております。

次に資金繰りをあらわす比率についてみますと、短期債務の支払い能力、資産の流動性をみる流動比率は200%以上が理想値とされていますが、110.4%、前年度が100.1%、当座資金と流動負債を対比する当座比率は100%以上が理想値とされますが、103.4%、前年度が92.9%、当座資金の調達費用が円滑であることを示す現金預金比率は20%以上が理想値とされておりますけれども、34.6%、前年度12.6%となっております。

また、当年度から新病院事業の収支を明確にするために会計を分けることになりました。当年度の事業内容は、現在のゆきぐに大和病院周辺の駐車場造成や新病院整備事業について、一般会計に委託したものでございます。

最後になりますけれども(3)番むすびです。隣接する魚沼基幹病院の工事も着々と進んで

おり、気忙しい環境下でありますけれども、安心、安全な市民生活を支える医療の提供や、病院の運営は医師及び医療スタッフの努力と熱意によるものと考えられます。当年度も医師や看護師等の病院職員の献身的な努力で病院経営を支えてこられたことに感謝申し上げます。

毎年、医師の招聘が最優先課題でありますけれども、今後とも医師の招聘とあわせ、病院事業の経営の健全化を図るため医業収入の確保、経費の見直し等による経営改善を推し進めていきたいと思っております。

魚沼基幹病院の建設や市立病院群の再編整備等医療環境が非常に目まぐるしく変化しておりますが、引き続きゆきぐに大和病院の理念のもとに、地域医療を守り、住民の福祉向上に努めていきたいと思っております。

なお、詳細については38ページ以降に概要について記載してありますので、そちらのほうをご覧くださいと思います。以上、簡単でございますけれども監査報告とさせていただきます。

○議 長 質疑を行います。11番寺口友彦君。

○寺口友彦君 医業収益と医業費用、給与費についてでありますけれども、医業収益に対する給与費という部分で、予算編成時は71.6%でありましたが、決算数値をみると給与費が74.3%となったということですが、この数字をどのように総括なさっているのかをお聞きをしたい。

もう1つは、患者1日1人当たりの収益と費用の差をみますと、2,220円の損失を生じたということでもありますけれども、この部分のこの数字も前年度に比べて169円増えて悪化をしているというわけですが、この辺はどう総括なさっているのかお聞きしたい。

もう1点は毎度お聞きしておりますけれども、一時借入金であります。一時借入金は今年度は3,000万円増えて5億3,000万円という残高が示されておりますけれども、この一時借入金の解消ということについて、努力をなさったと思っておりますけれども、その辺の経過等についてもお聞きをしたい。

○議 長 答弁をお願いします。大和病院事務部長。

○大和病院事務部長 私のほうから1点目と3点目についてお答えをいたします。給与費の評価ということでございますが、最初に市長も申し上げましたように、予定をしていました業務量が結果的には達成できない。いろいろな要因がありまして、医師の不足等あるいは体調を崩したということもありまして、収益が上がらなかったということがございまして、相対的に給与費は比率が上がってくるということがございます。もう1点は、今まで病院再編ということがございまして、退職した職員の補充を臨時職員等で賄っているというところがございましたが、それも今後のことを考えますと、年齢バランスですとか医療技術スキルの継承ですとか、ということがありまして正職員を順次採用しているということも要因としてあがるかと考えております。

それから、一時借入金につきましては、この財務諸表をご覧くださいとおわかりかと思っておりますけれども、一時借入金3,000万円が増加をしているということでございますが、一般会

計からの繰入金の増額もありまして、現金預金は相当増えている状況になっております。ただ、病院事業は日々支出がございまして、毎日支出があるということと、それから収入も日々あったり、支払基金等からの収入もあるのですが、そのタイミングがずれるということがございますし、一時借入金についても当然支払いができないということはいけませんので、そういうことを考えあわせまして若干の安全率といいますか、若干のタイミングのずれ等も見はかったところでこういう結果になっているということでございます。

一時借入金 3,000 万円が増えておりますが、現金預金も増えているということで、一時借入金を少なくしますと、現金預金も少なくなるという関係になりますので、一時借入金については順次、可能な限り少なくさせていきたいと考えておりますが、平成 24 年度についてはこういう結果ということでございます。

○議 長 大和病院庶務長。

○大和病院庶務課長 寺口議員の 2 番目の質問で、患者 1 人当たりにかかる経費が去年に比べまして 169 円悪化しているということでございますが、先ほど来言いましたとおり、入院患者は増、外来患者は減という状況の中です。要は支出のほうが増えているというのが一番の原因ですが、昨年度の患者 1 人当たりの単価でございますけれども、私どもが計画したよりも若干なりとも収入のほうでは頑張っておりまして、要はその頑張りがこの 169 円を埋めるだけにはいかなかった。要は先ほど部長が言いましたとおり、給与費等が伸びているという形で、経費のほう伸びてしまっているというのが現状でございます。そういうことで、本当は収入が確保できればこの辺の単価については下がる形になるかと思いますが、現状が現状でしたのでご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

ただいま議題となっております第 73 号議案は、社会厚生委員会に付託します。

○議 長 日程第 25、第 74 号議案 平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。市長。

○市 長 第 74 号議案につきまして、提案理由を申し上げます。この補正の主な内容といたしましては、国の要請に基づく職員の給与削減など職員費を 1,815 万円減額いたしました。また、上水道事業対策費では、繰出金として広域化対策補助金を 8,733 万円計上いたしました。そのほか、新図書館の開館に向け、図書の充実を図るため図書購入費等、図書館管理運営費として 4,965 万円を、平成 23 年新潟・福島豪雨災害復旧費について事業精査により追加分として 7,234 万円を計上いたしました。

歳入では、前年度繰越金が 8 億 6,541 万円確定したことによります既決予算額 2 億 3,345 万円との差額 6 億 3,196 万円を追加しました。また、普通交付税が確定いたしましたので 3 億 9,831 万円を増額計上いたしました。そのほか平成 24 年度に特別会計に支出した繰出金の不用額と 3 会計から合計 6,420 万円を繰り入れることといたしました。

収支差額につきましては、当初予算での資金不足分への充当を見込みました財政調整基金からの繰入金を4億9,000万円減額するとともに、合併振興基金への繰戻分を1億4,569万円追加し、当初の計画額に戻したところであります。さらに局地的な豪雨等によります不測の復旧費に備えて、予備費に3,681万円を追加計上させていただきました。これによりまして歳入歳出予算総額にそれぞれ6億5,663万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額を318億2,006万円3,000円としたいものであります。

詳細につきまして、総務部長に説明させますので、十分ご審議をいただきご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 それでは74号議案の詳細につきまして、ご説明を申し上げます。12、13ページをお願いいたします。2歳入の事項別明細書でご説明を申し上げます。まず、8款1項1目地方特例交付金、住宅ローンの特別税額控除分の減収補てん特例交付金でございますが、平成25年度の交付額決定による追加でございます。

次の9款1項1目、ただいまの市長の提案理由にありまして、普通交付税の交付決定がございまして、ここに記載の額3億9,831万円ほどの追加でございます。

続きまして11款2項1目民生費負担金では、養護老人ホーム措置費用負担、2か所で2名分の追加でございます。

次の13款2項1目民生費国庫補助金では、発達障害支援に係る国庫補助金等の整理統合がございまして、説明欄記載の補助金の減178万円ほどでございます。次の4目教育費国庫補助金では1、2節の小中学校費で理科教育備品整備に係る補助金の追加でございます。4節社会教育費では、藪神地区の圃場整備に伴う遺跡の試掘調査、これが前倒し施工によりまして事業費増87万6,000円で国庫補助金43万8,000円の追加でございます。13款3項2目民生費委託金は、国民年金の免除申請遡及期間の見直しに伴うシステム改修に係る10分の10の事務費交付金でございます。

めくっていただいて14、15ページをお願いいたします。民生費県負担金は、今冬の災害におきまして除雪中の事故で負傷された方の障害度合いが重度障害ということで確定いたしましたので、災害弔慰金県負担金の計上でございます。

次、14款2項県補助金でございます。2目の民生費では、1節社会福祉の部分で、これも市長の所信表明でございました、生活・介護支援サポーター養成に係る地域支え合い体制づくり事業県補助金でございます。2節児童福祉費の部分では、安心こども基金によります私立保育園、保育士の人材確保対策としての、主に賃金改善に係るものでございますが、10分の10の県補助金で、市内の私立の保育園4園で598万円余りの計上でございます。

3目保健衛生費では、既に7月から対応しているところでございますが、6月だったですかね、既に対応しているところでございます。風しん予防接種費用助成金の県補助金でございます。9月から翌年の3月までで300人分85万円の計上でございます。5目農林水産業費では、梅雨等の豪雨時によりまして損傷いたしました林道2路線の改良工事に係る県の補

助金 202 万円ほどの追加でございます。

8 目教育費は、先ほど国庫補助金の追加補正でご説明申し上げましたが、蕨神地区の圃場整備に伴う遺跡試掘調査に係る県補助金分の計上でございます。

次 14 款 3 項 4 目農林水産業費委託金は、河川カメムシ類防除業務委託金の確定による追加でございます。

16 款寄附金でございます。1 節一般寄附金では、記載の皆様から 24 万円ほど、並びに 2 節のふるさと納税では記載のとおりでございます。いずれもありがたく受納させていただきました。

めくっていただきまして 16、17 ページをお願いいたします。特別会計繰入金につきましては、市長の提案理由にもありまして、特別会計への繰出金の精算、繰り戻しでございます。ご覧をいただきたいと存じます。

次に 2 項 1 目財政調整基金繰入金は、前年度の繰越金が確定いたしましたので、既決繰入金予算を 4 億 9,000 万円減額するものでございます。

3 項 1 目欠之上財産区繰入金につきましては、欠之上集会所の駐車場用地を取得するにあたりまして、市が代理取得するために欠之上の財産区のほうから財源を繰り入れるものでございます。

18 款繰越金でございます。市長の提案理由にもありまして 6 億 3,196 万円の計上でございます。

次に 19 款 4 項 7 目広域行政受託事業収入は、湯沢町さんとの受託事業に係る収入の受け入れの部分でございますが、前年度の精算過不足をこの議会と申しますかこの時期に行うこととしておりまして、それぞれ説明欄に次のページにわたって記載してございますとおりの精算いたしまして、計で 1,744 万円の計上でございます。

それではめくっていただいて 18、19 ページをお願いいたします。19 款 5 項 3 目雑入でございます。2 節の民生の部分では説明欄記載のとおりでございます。6 節商工の部分では、国道 291 号の改良に伴いまして、新堀新田工業団地看板移設の補償料 150 万円でございます。8 節消防の部分では、市道の拡幅改良、側溝整備等に伴いまして、消火栓、消防器具庫等の移設等の補償料の計上でございます。

20 款市債でございますが、1 目では合併特例債対象事業の増、このあと歳出で申し上げますが、上田地区の学童クラブの施設の新設、上関保育園のトイレ改修でございます。合併特例債につきましては 95%の充当でございます。残りの 5%を充当する地域づくり資金貸付が 20 万円の追加計上でございます。5 目の災害復旧債は平成 23 年の新潟・福島豪雨災害に係る 2 河川の単独災害復旧事業 250 万円の追加でございます。以上が歳入の補正でございます。

20、21 ページをお願いいたします。事項別明細書 3 歳出につきましてご説明いたします。まず 2 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、市長が提案理由で申し上げます国の要請による職員の給与等の減額措置によるものでございます。特別会計、事業会計においてもそれぞれ減額措置に伴う減額補正を計上させていただいております。減額総額といたしましては、給料、

管理職手当で2,476万円ほど、6月定例会では2,500万円ほどと申し上げましたが、ほぼ一緒の額でございます。なお、給料が減額になりますと共済組合負担金がそれに伴って減額になります。これも全会計合わせまして403万円ほどの減額になります。合わせますと2,880万円ほどの減額となることでございます。一般行政職1人当たりの平均給料月額でいいますと、月2,600円ほど減額されたことになります。率にいたしますとラスパイを超えている部分0.08%程度、もうちょっと下げていいますと0.0824%ほどの減となりました。

次、6目財産管理費の丸、庁舎管理費204万円ほどでございますが、本庁舎構内の舗装、大和庁舎玄関の上屋の漏水修繕を主なものとするものでございます。次の丸、庁舎整備事業費は、公用車でございますマイクロバスの買いかえに伴いまして、大和庁舎の車庫棟の床整備、切り下げ工事でございますが120万円でございます。その下の丸、普通財産管理費は田中町の郵便局へ貸しつけております建物の自動ドアの修繕、及びJR石打駅前の旧国鉄払下げ地の処分に係るものでございまして、購入予定の解約による保証金の返還でございます。最後の丸、基金費は合併資金の繰替運用分の積み戻し計画、市長の提案理由にもございましたが、計画に沿って1億4,569万円を追加計上するものでございます。

7目企画費、企画一般経費でございますが、メディカルタウン構想の推進にあたりまして、関連産業の研究開発現場の専門家、独立行政法人「産業技術総合研究所」の湯本先生という方がいらっしゃるのですが、その方にアドバイスをいただくにあたっての謝礼及び職員旅費の追加でございます。8目地域開発センター費318万円ほどでございますが、辻又の多目的センターの外壁、床張りの補修を主なものとするものでございます。

その下の3款民生費1項2目の心身障がい福祉費でございます。最初の丸、心身障がい福祉一般経費204万円余りでございますが、平成24年度の重度心身障がい者医療助成事業確定に伴う補助金の精算、返還金でございます。次の丸、浦佐福祉の家管理費、修繕料追加60万円でございますが、建物回りにコンクリート舗装をして冬場の消雪に備えるものと、小荷物昇降機の部品交換でございます。

3目老人福祉費の丸、老人保護措置事業費375万円は、次のページに記載しておりますが、歳入で申しあげました養護老人ホーム2か所2名分の入所措置委託料の計上でございます。もうめくっていただいたと思いますが、22、23ページをお願いいたします。老人福祉費、次の丸でございます。高齢者生活支援事業費167万円余りでございますが、これも歳入で申しあげました生活介護サポーター養成事業に係るものでございまして、社会福祉協議会への委託料の計上でございます。下段の丸、市町村認知症施策総合推進事業費96万円も、前年度事業費の確定に伴う国庫補助金の精算、返還金でございます。

5目国民年金事務費でございます。これも歳入で申しあげました免除の遡及期間見直しのシステム改修業務委託でございます。

6目老人ホーム魚沼荘管理運営費と財源内訳の変更でございますが、これは湯沢町さんとの受託に係る精算減額に係るものでございます。

次に2項児童福祉費でございます。子育て支援費の丸、学童クラブ施設整備事業費は、先

ほど市債のところで申し上げました上田地区に学童クラブを新設するための施設整備でございまして、すばやく塩沢に隣接する市有地を予定しているところでございます。その実施設計委託の計上でございます。それと五十沢地区の学童クラブ施設における消雪パイプ布設替工事 130 万円もあわせて計上してございます。

次の 2 つの丸、子ども医療費助成事業費、ひとり親家庭医療助成事業費は、前年度の事業確定に伴う県補助金の精算でございまして、返還金の計上でございます。2 目児童措置費、児童扶養手当の部分につきましても、事業確定による精算、ここでは国庫負担金になりますが返還金の計上でございます。3 目児童福祉施設費、常設保育園管理費の部分 458 万円は、今定例会第 63 号議案で設置について条例制定を上程しております子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく「子ども・子育て会議」の委員の報償、費用弁償の計上、及び延長保育などの特別保育事業の前年度の確定に伴う補助金の精算、返還金を計上するものでございます。

その下の丸、公設民営保育園委託の部分、特別保育事業等補助金 170 万円余りは、歳入で申し上げました安心こども基金によります私立保育園保育士の人材確保対策でございましたが、これを公設民営保育園、上町、めぐみの、浦佐認定こども園の 3 園でございまして、市の単独費で同様な対応をするものでございます。

24、25 ページをお願いいたします。3 目児童福祉施設の続きでございまして、1 段目の丸、私立保育園委託事業費は、今ほど申し上げました保育士の待遇改善に係る市内私立保育園の 4 園、野の百合、わかば、金城、六日町保育園への補助金、計 598 万円でございます。次の丸、保育園施設整備事業費では、上関保育園のトイレ改修工事の計上でございます。

次に 3 項 1 目生活保護総務費でございまして、前年度の国庫負担金の精算による返還金 443 万円、それと生活保護適性実施推進事業の補助金、これはセーフティーネット補助金というところでございまして、精算による返還金、合わせて 474 万円余りの計上でございます。その下、災害救助費は歳入で申し上げました今冬の豪雪災害によって重度の障害を負われた方への災害障害見舞金 1 名分でございます。

続きまして 4 款 1 項保健衛生費でございまして、2 目健康診査事業費は住民健診事業費での、前年度がん検診推進事業の確定による国庫補助金の精算、そのほか基礎健診事業での精算の返還金でございます。

3 目予防費では歳入でも申し上げました風しんの予防接種助成金の計上でございます。

26、27 ページをお願いいたします。保健衛生費 4 目医療等対策費でございまして、上の丸、病院事業対策費は、新市立病院への移行等開院準備に係るコンサルタント業務委託経費を、病院事業会計へ繰り出すものでございまして、1,200 万円を追加計上するものでございます。なお、本業務委託は今年度から 27 年度の 3 年間にわたるものでございまして、総額は 5,000 万円の事業でございます。一般会計では昨年 9 月定例会で債務負担行為のご決定をいただいているところでありますし、繰り出し先の病院事業会計では継続費を設定しておりまして、今定例会で経常費の総額、それから年割額の補正を上程してあるところでございます。下の

丸、新市立病院整備事業費は事業の進捗に合わせた予算の組みかえでございます。工事費 4,966 万円を、駐車場予定地を県が取得しましたことから、借地面積が確定したので借地料の計上、それから用地交渉の進捗によりまして買収面積が増えました、それに伴う財産購入費の追加でございまして、そのように組みかえるものでございます。

中段の 2 項 2 目環境衛生費は、老人ホーム魚沼荘のところで申しあげました湯沢町さんとの受託の精算減額における財源内訳の変更でございます。

下段の 3 項清掃費の丸、し尿等受入施設建設事業費は、魚野川流域下水道六日町浄化センター敷地内への、し尿等受入施設建設に係る地元要望に対応するものでございます。次の丸、不燃ごみ処理施設運営費は、既に用途廃止しております変圧器 3 台の処分委託でございます。その下の丸、不燃ごみ処理施設整備事業費は……

○議 長 項目的にもう少し簡潔にしていれば、申しわけありません。

○総務部長 はい、わかりました。それでは不燃ごみ事業費、これはちょっと大きいものでございまして、新潟・福島豪雨災害にあたりました、それこそ当施設、及び周辺地域の浸水被害の防止対策としての排水施設設置に係る測量設計委託料 1,185 万円の計上でございます。

最下段の丸につきましては、榊形山のシート破損等による修繕工事の計上 700 万円でございます。

28、29 ページをお願いいたします。4 款 4 項 1 目上水道費は市長の提案理由にございました広域化対策に係る補助金の計上でございます。

6 款の農林水産業費 1 項農業費、それから 2 目農業費はカメムシに係るものでございまして、歳入で申し上げたところでございます。それから 4 目の農地費では農村公園のトイレ等の修繕料でございます。2 項林業費は歳入でも申し上げました、これまで梅雨等で損傷した林道の改良、それから修繕工事でございます。補助路線が 2 路線、単独費が 5 路線でございます。

7 款 1 項 1 目商工振興費は新堀新田地内の工業団地看板の移設でございます。

めくっていただきまして 30、31 ページをお願いします。最初の丸、観光振興事業費は今冬の雪まつりを合併 10 周年記念事業とするものとして、イベント拡充に係る補助金を 250 万円ほど追加するものでございます。次の丸は、上の原グラウンドの土側溝の修繕でございますし、山岳遭難対策は、裏巻機登山道の修繕でございます。その下は、今泉記念館の一般修繕に係るものでございます。

次に 8 款 2 項の道路橋りょう費でございしますが、道路橋りょう維持修繕事業費 1,400 万円ほどございしますが、市道の舗装修繕 8 か所、新潟・福島豪雨災害関連で市道、河川の埋塞土砂撤去工事 15 か所でございます。次の道路橋りょう除雪事業費、消融雪施設維持管理事業費は、市道仁田山本線というものがございしますが、この消雪井戸が南魚沼土地改良区の施設を使用しているものでございまして、協定に基づいて老朽化したポンプの入れかえ工事に係る負担金を計上したものでございます。次の消融雪新設改良事業費につきましては、消雪井戸

工事に伴う掘りかえが1か所、それから実際実施して減額が1か所、差し引きでの860万円の追加計上でございます。

次の丸、除雪機械整備事業費は、本年の3月定例会で市長が一般質問で答弁いたしました後山、辻又地区へ貸与する除雪機械の購入でございます。0.4立米級のバックホウ2台で1,070万円の計上でございます。

4目の道路橋りょう新設改良費は、メディカルタウン関連、それから新潟・福島豪雨災害関連で、メディカルタウンの市道が2路線、災害関連が1路線の市道改良を追加するほかに、今の事業の進捗に合わせて現計市道予算の改良予算を組みかえるものでございます。ここに書いてあるような減額追加ということで組みかえます。

めくっていただきまして32、33ページをお願いいたします。都市計画費でございます。2目の都市計画事業費、公共下水道事業対策費は下水道事業で消費税が確定しましたので、繰出金2,980万円の追加でございます。3目の都市計画費につきましては、六日町駅通路・シンボル施設管理費、以下流雪溝管理運営費、それから4目の公園費の児童公園管理費とも、それぞれ管理施設の修繕の追加計上でございます。

次に5項住宅費でございますが、修繕料は来清団地、西泉田住宅についての外壁等の修繕でございます。物件除却工事費500万円でございますが、北原住宅の政策空き家、4世帯長屋になっておりますが1棟、及び集会所の解体費の計上でございます。

一番下、常備消防費でございますが、歳入で申し上げました道路改良、側溝整備に伴う移転補償の委託でございます。

めくっていただきまして9款1項3目の防災費でございます。それこそFMゆきぐにの難聴地域解消につきましては、現在中継局の設置を進めているところでございますが、山谷、後山、辻又地区につきましては、ピンポイントの対応が必要となっております。地形の関係上でございますが、つきましては集落内の家屋ごとにといったような感じで、詳細な調査を行って解消対策を作成するための委託料でございます。

次に10款1項教育総務費でございます。1目の教育委員会費につきましては、外国人児童1名が転入いたしまして、日本語支援臨時講師1名分の賃金の追加でございます。次の丸は「中越地区特別支援教育研究大会、南魚沼大会」が開催されますので、開催地として交付する補助金でございます。

4目の育成支援費でございますが、実施中のUD事業の集大成として発達障害に係る支援を継続のため支援専門員、作業療法士でございますが、その経費に係る分を追加するものでございます。

次の小学校費、中学校費は理科教育備品・用品ということで歳入でご説明いたしました。

36、37ページをお願いいたします。5項幼稚園費、私立幼稚園振興事業費は奨励費補助に係る国の補助基準が変わりまして、それに伴う101万円ほどの追加でございます。

次に6項社会教育費では、所信表明でもございました新図書館の蔵書について、開館に向けて充実を図りたいということで3万冊の購入を追加するものでございます。あわせてIC

タグ、それから機械読み取りが可能なマーク、これはバーコードでございますが、作成委託を合わせて4,960万円ほど追加するものでございます。

4目については蕨神の圃場整備に伴うものでございます。

5目はトミオカホワイト美術館の来年度の修繕における実施設計でございます。

次の段、7項保健体育費でございますが、最近北信越とか全国大会の出場が大分増えて、今後も増える見込みだということで、運転員旅費等を追加するものでございます。

2目の体育施設費でございますが、八海山麓スキー場の圧雪車が老朽いたしまして、その更新でございます。台数は1台でございますして2,700万円ほどの計上でございます。体育施設整備事業はすぱーく塩沢、B&G体育館の雨漏り等の修繕でございますして460万円を計上するものでございます。

3目の学校給食は一般修繕の不足を計上させていただいてございます。

次をめぐっていただきたいと思います。11款災害復旧費でございます。1項1目の農林水産施設災害復旧費では、秋雨前線、台風、今後あるものに備えた212万円の計上でございます。公共土木施設災害復旧費でも同じ応急復旧対策分を修繕料で200万円、そのほか新潟・福島豪雨災害復旧工事としまして河川で10か所800万円、道路で6か所2,200万円の計上でございます。3項の新潟・福島豪雨災害公共施設復旧費では、市長が提案理由で申し上げました農林施設災害復旧費で、おおむね300か所ほどになりますが、小規模被災箇所の復旧工事7,234万円を追加するものでございます。

めぐっていただきまして40、41ページをお願いいたします。14款予備費でございますが、これにつきましては市長の提案理由のとおり、不測の災害復旧等に備えて3,681万円追加させていただくものでございます。以上が歳出の部分でございます。

7ページをお開きいただきたいと思います。地方債の補正でございます。歳出でご説明した部分の財源手当、歳入では20款市債で申し上げました合併特例債、地域づくり資金貸付及び災害復旧事業債で690万円を増額するものでございます。

1ページに戻っていただきます。これまでご説明申し上げた内容によりまして、歳入歳出それぞれ6億5,663万1,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ318億2,006万3,000円とさせていただきたいものでございます。以上、議案第74号の詳細説明をさせていただきました。よろしくをお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。10番・佐藤 剛君。

○佐藤 剛君 済みません、遅くあれですけども3点だけ。13ページ、巡回支援専門員整備事業国庫補助金、これは発達障害の関係の国庫補助金を整理統合したということで予算額全額減額になっていきますけれども、ここの部分については事業自体がもうないということか、それとも補助金がなくなっただけで、その事業自体は単費とかそういうところでも継続になるのかということだけちょっと教えていただきたい。

27ページ、一番上の病院事業対策費の中の移行に伴うコンサル料金です。この補正は1,200万円ですけども、3か年で5,000万円ということですが、この移行に伴うコンサル料5,000

万円というのがどうもイメージとしてわからないのです。どこまでそのコンサルをお願いするのかというところをちょっとお願いしたいと思います。

もう1点済みません。37ページの真ん中に図書館管理運営費がありますけれども、図書購入費、ここは当初予算で1万7,000冊、そして今回の補正で3万冊の蔵書をそろえるということです。一気に大変多くの蔵書ですけれども、この図書選考の方法はどんなことで、この膨大な数の図書の選考を行っているのかというところを教えてください。

○議 長 教育部長。

○教育部長 13ページの社会福祉費国庫補助金の減額分ですが、子・若センターの作業療法士の分だったのですけれども、福祉全体のほうの補助金がいっぱいになりましてこの分が充当できないということで減額になっております。それで、これについては単独費で実施をするということで、今回の補正にあげさせていただいております。よろしく申し上げます。以上です。あと図書館の関係を……。

○社会教育課長 図書館の本の選定の件でございますけれども、まず今現在、答申の中で開架図書15万冊という話をいただきました。中央図書館に今現在5万2,000冊前後の本がございます、当初予算で1万7,000冊をお願いいたしました。ここで3万冊ということでお願いをしたところでございます。それで大体10万冊、15万冊にはこれから順次整備をしていきたいということでございます。

本の選定につきましては選書基準というものをつくりまして、その基準に基づいて今本の選定をしているところでございます。通常の流行作家の本、それから図書館においてになっている方からのリクエスト、それと地域の特色を生かした酒とか歴史とかそういうもの、そういった中でいろいろな分野の中から本を選んでいく選書基準というのをつくって進めております。

それとまた、今検討段階でございますけれども、各学校にクラス分の補助教材みたいな本を巡回図書として回せる部分があれば、中央図書館としての機能もまた発揮できるのではないかと、そういった関係で選書をしております。以上でございます。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 コンサルの件でございますが、3年間で5,000万円ということでございます。簡単に申し上げますと、新病院の中、いわゆる延床で1万2,000平米強の施設でございますが、その中において人・物・情報の流れを整理して、業務手順や作業内容を確認するというところでございます。

部門でございますが、運営計画のマニュアル化をしてリハーサルまでのシナリオということで考えておりますが、外来診療部門から始まりまして大体18部門に医療情報部門、それから医療機器調達部門の2部門を加えまして、部門的には20部門ぐらいの整理が必要かなということでございます。

運営計画でございますが、まず部門別の運営計画を策定をするということでございます。これにつきましては部門間の患者・スタッフ・物・情報の流れを体系的に整理していく作業

がまず入ってまいります。続きましてそれをもとに部門別運営フローの策定、それが終わりますと部門別運営マニュアル、これは手順書及び操作マニュアルの策定になりますが、それを行うということでございます。

その後でございますが、当然患者を受け入れるということでございますので、事務部門をつくるという普通の施設をつくるのとちょっと違っておりますので、当然でございますが、リハーサルを2回から3回行ってやるということでございます。そのリハーサルの手順書、それから操作マニュアルを確認しながらリハーサルをやって、それを手直ししながら本番を迎えるということでございます。

リハーサルの件でございますが、想定される患者、そのリハーサルの中に市民を募集したりして、なじみある病院にしていくという作業も入ってまいります。それを2回ぐらいやって本番に入ると、本番のシナリオをつくって最終的に院内で確認をして「よーいドン」と、Xデーを迎えるということでございます。以上でございます。

○議 長 19 番・牧野 晶君。

○牧野 晶君 31 ページと 37 ページを聞いていこうと思うのですが、31 ページのまず観光振興事業費で合併 10 周年記念事業補助金。合併 10 周年ということで非常にいいことだと思うのですが、ただちょっとうわさで聞いたのが、花火を雪まつりの時に上げようとかそういうものにもこの補正が使われるなんて聞いたのです。花火を上げるのはそれはそれできれいかもしれないですけど、それにこういうふうな補助金をメインで使っていくのがどうかということがあるので、そこをどういうふうに考えているのか。私の勘違いだったら勘違いでいいですけど、そこをどう回答をいただきたい。

あと 37 ページの、先ほど図書購入費がありましたけど、全国的に何か所か図書館とかに行ってきたら、マンガ本とかの図書館もあるんですね、マンガが置いてある図書館。例えばこの辺でいえば、市長も読まれたと思いますが「花の慶次」とか、そういうものを置いてあったりとか、場所によっては例えば山岡荘八の「徳川家康」とか、非常に私はそういうものが好きです。「三国志」だっていいだろうし、日本ではないけれどそういうものだっていろいろなマンガによって例えば「義と愛」とか、当時の人はどうい生活をしていたのだとか、そういう点もあると思う。余り偏ったマンガというのはちょっと問題かもしれないですけど、こういうはやりのマンガを置くのだって1つだと思うし、余り偏らず万人受けするよな、そういうコーナーをつくっていただければという思いがあります。

あとそれと、その3つぐらい下の圧雪車購入費 2,700 万円になりますけれど、またこれはこれで 2,700 万円更新だということです。うすうす聞いているのが、例えば南魚沼市の中でもスキー場が何個かありますけど、ことしそろそろ営業をやめようかなんていうふうなスキー場もあるわけです。それが圧雪車が云々なんていう話ではないわけですけど、なかなかしんどいところもある。例えば市長が確か前に言ったと思うのですが、浦佐のスキー場がこの圧雪車を更新できなくて運営をやめるなんていう話もあったりもします。更新すると常にか非常に大きなものですし、何かあった時にスキー場としてはこれがないとだめで、

何かでこういうスキー場とかにも補助とかを考えていく時代ではないのかというふうな思いがあるのですが、そういう点について考えを聞きます。

○議 長 市長。

○市 長 合併 10 周年の雪まつりの件でありますけれども、確かに花火というものがあるのです。ただ、それは私も査定の時に申し上げたのですが、市がお金を出して花火を上げるだけかと言ったら、いやそうでなくて、それを呼び水にして全体に花火の寄附を募って、10 周年記念的な雪まつりにしていきたいと、こういうことですのでそれは予算づけをさせていただこうと思っております。年度としてはまだ平成 25 年度分でありますけれども、もう年は 26 年に入っておりますので、これが合併 10 周年の皮切りで、向こう 1 年間、私は前から話をしておりますが根拠があるわけではありませんけれども、この 10 周年合併記念については 1 億円前後の予算も確保しながら、大々的にやはり 10 周年を盛り上げていきたいと考えております。今、市内でも他の 10 周年記念事業的な部分を、何をどうするかということは検討中でありまして、皆さん方からもぜひともこういうこと、ああいうことをお寄せいただきたいと思っております。

圧雪車であります、民間のスキー場に補助というのは、平成 23 年の災害復旧の際に、これは全国で初めて私どもが復旧事業に対する補助をしたわけでありまして。圧雪車が、あるいはいろいろな部分があるわけでしょうけれども、それらに対して市が関与していくということは、今はまだとても考えたこともなかったわけですが、状況がどういふことか私はわかりませんので、またスキー関係の皆さん方から話も伺ってはみたいと思っておりますけれども、今とてもそれを市として支援していこうという、あるいは補助しようということについての言及はできません。

これはご承知のように市営でありますし、今、管理委託を出しているところでありますので、もうずっと前からこれが修理、修理できたのですけれど、もう古くなって修理部品もなくなって、そういうことの中でこれを購入させていただこうということでもあります。あくまでも市営でございますので、これはどうしようもないとご理解いただきたいと思っております。

マンガは「はだしのゲン」も含めまして、いろいろ考えさせていただくものがあれば考えるというところでひとつご理解いただきたいと思っております。

○議 長 19 番 牧野晶君。

○牧野 晶君 大体わかりましたけれど、では 10 周年について聞いてみたいという思いがあります。やはり花火を上げるとか、これを呼び水に第一発目だというのはわかるのですが、例えば、去年から言われていた雪譜まつりがあるわけですね。あれが第 30 回だったか、今度がそうだとか、そういうのもあるわけですね。それとか塩沢まつりだってあるだろうし、六日町まつり、兼続公まつりだってあるだろうし、浦佐まつりだってあるし、そういう時に花火を呼び水にしたいということになったら、花火代は出してくれるのですか。そういうふうにもとられてしまうから、これはもっと精査したほうがいいのではないのかと思うのですがどうですか。

○議 長 市長。

○市 長 今、2月に実施しております雪まつりについては、一時フェニックスという、これは青年会議所の皆さん方が打ち上げた花火がありますけれども、一般的に花火というものはやっていないのです。やっていない中で、10周年を記念してほかの事業もやるわけです。そこでということですから、新たにそうであればそれはその年限りですけれども……。ですから、例えば雪譜まつりだって歌舞伎の件はもうあれですよ、30周年を迎えるためにということで補助をしておりますし、どうぞまた雪譜まつりが何か市政施行10周年で、いわゆる10周年にふさわしいようなことをやりたいということであれば、どうぞ企画をしていただきたい。浦佐まつりであろうが、どこであろうがまず企画をしていただきたい。

もう最初からあれはだめ、これだめと言いませんから、どうぞ企画をしてください。ただし、10周年にやはりふさわしいもの、市を代表するものという部分が入ってこないと、とても各集落の事業までは手が出せませんけれども、ですからどんどんアイデアは出していただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 5番塩谷寿男君。

○塩谷寿男君 関連して言いますが、31ページの今の10周年のことです。このビジョン的なものがこの間の10周年の補正にくるのを見たのですけれども、今も市長は呼び水でこの補正を組んだと言っていますが、やはり自主性を持って足りない部分を補ってくださいとか、そのビジョンというものがまたこれから変わるような感じで、補正だけをこうやってあげて、現金がばんとつくというよりも、しっかりしたビジョンを精査してやったほうがいいと思います。そういうことを多分、牧野議員も言っていると思うのですけれども、そのビジョンが余りみえないと思ったのでご質問します。

○議 長 市長。

○市 長 花火ばかりのことを言っていますが花火ばかりではなくて、スノーボード、ああいうことをきちんとやって、雪まつりとして市の10周年にふさわしいことをやっというところですので、予算づけをしたということでもあります。ですから、ビジョンはとにかく、まず10周年記念事業の一番最初の部分でありますし、雪まつりの中にも新しい発想をまた入れていこうということの中で、いろいろ計画を組んでいたわけです。ですから、雪像といいますか、いわゆる雪の舞台を増強したいなんてそれはだめだと。そういうものは10周年にかこつけてやるものではなくて、やるなら日常的にやらなければならないものですからそういうものは全部切りました。ですから、きちんとビジョンを持ってやっているつもりでございますので、よろしく願いいたします。

○議 長 5番塩谷寿男君。

○塩谷寿男君 はいわかりました。市長も今ビジョンを持って提案をすれば、市はいろいろやってくれるという言葉聞いたので……（「内容によって」と叫ぶ者あり）よろしく願いします。

○議 長 24番岡村雅夫君。

○岡村雅夫君　　まず15ページ、一般寄附金であります、最初の10万円の件であります。市が補助事業、あるいはかかわって補助金を出しているわけであり、そうしたところの代表者から10万円の寄附をいただくということについて見解を求めます。

次17ページの繰越金が6億3,196万9,000円ということであり、予算を執行するに当たって、財政を執行するに当たって予算を組んで、そして6億3,000万円という繰越金が出ているわけであり、これについて節減の努力をしたとすれば、聞いたところはいいのですが、もう少しやりたかったという感じの決算であれば、とんとんに、あるいはマイナスになるとこういうことあります。そういう点の各課の実情として厳しいやりくりだったということで、さらに前進していくような体制になっているのかどうか、その辺の見解をひとつお聞きしたいと思います。

あとは29ページの上水道事業対策費で広域化対策補助金がようやく盛られたわけですが、本来交付しなければならぬものを何らかの事情で出せなかったということであり、水道会計にとってみると全て100%さかのぼって、もし執行していたとしたら、今の会計はもっと改善されていたのではないかと感じますが、その点を今回全て100%という状況になった段階での見解をひとつお聞きしておきます。

○議　　長　　市長。

○市　　長　　最初の寄附金の件であります、これは別に私は何ら問題があるものでもない。この方は個人であります。先般も今度は経営する会社として寄附もいただきました。ですから、市と関係あるラ・ラのほうから寄附なんてことになれば、これはちょっとおかしいと思いますけれども、個人が市に寄附したい、あるいは別に運営している会社が非常に業績が好調だから市にご恩返しをしたいと、これは何も恥じることもないし、心配することもないと私は思っておりますので、ありがたくお受け入れをしたところであり、

繰越金、これは私もちょっと繰越金が多いとか少ないとかではなくて、先般も財政のほうと話をしたのですが、当初予算でまず要望してくる。ところが、6月補正、9月補正でどんどん補正額が膨らむのです。それはちょっとおかしいと。当初予算では過少に要求しているのかどうか分かりませんが認められなかった。6月で補正がつけてもらえればいや、9月でつけてもらえればいやということであれば、それは予算とは言わないということです。

繰越金が多い、少ないは別にして、予算の組み方、あるいは要求の仕方は来年度からきちんと変えていこうということで財政課とは話しております。これは要求する課のほうにもまたいずれ話をしますけれども、もう当初予算が厳しい、10%削減、上限を設けたとかという話をしていると、なかなかそこから上という部分が出てこないものですから、まずは1回やっておいて、2回、3回ぐらいの補正で何とか帳尻を合わせようなんて魂胆が、もしあるとすれば、それはだめだということをお願いしたいわけであり、いずれにしても6億円、あるいは7億円、8億円という部分は、決して数字とすれば褒められたものではありませんけれども、これは職員が一丸となってきちんとした節約に努めて、市民の皆さんからも批判をいただかない程度の節約に努めてこの結果がでたということであり、それは是としな

ければなりません、額的にはやはり少々問題はあるだろうと認識をしております。

水道の件であります。当初からどうだこうだという議論は、とてもできるものではありませんけれども、当初からやったから水道事業会計が今はもうばんばんで、料金もどんどんと下げていられるかという、そんなものではなかった。今、水道事業会計が割合と見たところはいいようになってきていますけれども、これはやはり借入金の利息の部分とか、あとは水道事業管理者をはじめとして水道関係の職員が努力をして、節減に努めている、あるいは効率的な運営に努めている、そういうところから徐々に、徐々に経営が、上向いてはきていませんけれども、ある程度内容的には見えるようになってきた。ここでこの部分を今度はずっと入れるわけでありますから、これによってまたどういう改善が図られるか、きちんと見極めた上で将来の水道体系をまたある意味見直すべきところは見直していかなければならないという思いであります。

○議 長 24 番岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 第 1 点目であります、一般的に国でよく言われていることが、国の事業を請け負っている方、そういう方々が寄附金をという形は、私からしてみればそれは健全でない、問題があると捉えています。個人とか、また会社からもというような話であります、街づくり会社からはもらっていないけれども、という答弁ですよね。その境というのは、私はないと思っています。あくまでも対市として考えますと、街づくり株式会社の代表取締役でありまして、そこに市の補助金が流れ、何らかの形で好転しているという話も答弁で聞いております。そういった補助金をもらったから寄附したという形は出ていないかもしれませんが、一般的には私が言うようにとられても仕方がないことではないかと私は考えます。こういうのはどういう口上でいただいたのかはわかりませんが、この書面だけを見ればなぜこういうことをするのか。例年、毎年やっていたのかと捉えれば、私はこの人の名前は今回初めてでありますので、その点をお聞きいたしたいと思えます。

2 点目の繰越金については、今市長も考えるところがあるという話でありましたけれども、実際予算づけをいただいた課としてみれば、その予算内で精一杯やる。そしてまた次の年度には増額をいただいても、こういった形で市民サービスをしたいというのが、やはり基本にあるべきだと思います。残して繰り越しがよかったというのは、私は余り感心したことはないと思います。広域化についてとか水道会計については、ここで議論しても始まりませんので、1 点目について、市民がこの数字を見た段階では、そうスムーズにとられる問題ではないと私は感じますが、もう 1 回所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 私の記憶ですと、この寄附をいただいた方は今回が初めてではありません。何回か個人でご寄附をいただいております。ですから、裏心があったりとか何もそういうことは感じられませんし、しかも個人ですから。街づくり会社の社長であり、ほかの会社の社長でもあるわけです。そのまた個人ですから、個人が公に寄附をしたいと思うことについて、何ら疑念があるところでは全くないと思っています。例えば建設会社の社長さんが市に寄附

したい、それは受けます。別に寄附していただくのですから、何か裏心でもあれば別ですけども、このことによって何かの利益が出るとか、そんなことは全くないわけですし、私は問題にすることのほうが全くおかしいという思いであります。

疑念を持たれる方がいれば、どこへでも行って釈明はしますけれども、このことによって何か市政がゆがんでいるとか、そういう捉え方をされるのであれば全く心外であります。まして、個人や会社が公に寄附をしたいという時に、それを断る理由なんて普通はありません。何か魂胆や非常に難しい問題があれば別ですけども、このことについては何の問題もないと私は感じておりますので、ありがたくお受けをしたというところであります。

繰越金は、それだけ繰り越すならその分を市民の何かにあてればいいと、そういう考え方をされると全く職員の努力が水泡に帰すということでありまして。一生懸命節約できるところは節約し、そこの300億円、400億円の中から6億円、8億円という部分が出てくるわけがあります。それが余ったのだからその部分をどこかへまた使えばいいとか、市民の生活に困窮を強いながら、余らせたなんていうふうにとられますと全く違いますので、そういうことではないということをご理解いただきたい。

こういう時は職員をやはり褒めてやらなければなりません。昔は使わないで残すと今度は予算がつかないなんて言っていましたけれど、今は使わないで残したほうに称賛の声があがるという時代になっていますから、それは別といたしまして、きちんと管理をしながらやっているところでありますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1点目のことについてですが、私がこだわり過ぎているのかもわかりませんが、道義的責任で街づくり会社に、あるいはその代表取締役、あるいは取締役等に迷惑はかけられないということで、市長は再三3億円という補助金を出すのだということを述べられていたわけでありまして。そうした中でこういった寄附行為があるということとは、やはり思われぬように自重してもらったっていいと私は思うのです。それをもらって何が悪いという言い方は、ちょっと一議員が言うことであるからそれでいいかもわかりませんが、さっき疑念と言いましたかそういったこと、あるいは癒着という形が想像されるようなことは極力してもらわないほうがいいと、それだけの自信を持って執行している予算でありますので、そういうことを私は言いたかったわけでありまして。

それから財政問題について答えにいただきましたので言いますが、私は予算の配分をもらいそれを100とするならば、100で120、130の効果を出す、出そうと努力をする、これは予算内でやることですごく称賛されます。ただ、当初予算シーリングで受けて10%削られたその中で90を100にする努力をするということ、それも本当に努力だと思います。ただ、その中で、予算内以下で抑えるということは、私は本来の予算執行ではないのではないかとこのことを言っているのであって、財政担当として、それくらい何とか絞ればそれができた……

○議 長 岡村議員、再三過ぎますけれど簡単明瞭に。

○岡村雅夫君 財政担当から一言お聞きしたいと思っております。

○議 長 市長。

○市 長 再三申し上げますけれども、例えばラ・ラの問題があったとして、この人は別に個人でラ・ラのことがどうだこうだということではないわけでありまして。ラ・ラの社長ですね、いいですか。道義的責任というのは、私たちは当時の六日町の時代の中でそういうやりとりがあって、ラ・ラの社長に就任をしていただいていたわけです。その中でずっとそういうことを話してきたわけですから、当然市としてこれを放置をしておくことはできませんと、それが道義的責任ということでもありますので皆さんからお認めいただいて補助金を出した。そのことによってこの方が何か得をしたか、私は全然そういうことは思っておりませんし、まして善意で寄附をという時に「お前さん、そういうことだからその寄附はとても受け取れない」なんていうことを言わなければならない状況だと私は全く認識しておりません。

岡村さんは何か非常に裏の裏の裏まで読むようでありますけれども、私は全く裏も表も特別ございませんので、気持ちよくご寄附をいただけるということで、そのご厚意を受け取ったというそれだけであります。何ら恥じるどころ、あるいは後ろめたいところとか、そういうところがあるわけではありませぬので、今申し上げているところであります。そういう話をずんずんされますと、善意で寄附をしていただこうという方について、一々全部何かを調べなければならないとか、あるいはその心まで聞かなければならないなんてことは、とてもできる問題ではないと私は感じております。

財政担当が答弁といっても、財政担当にそういうことを聞いたってだめですから、私から申し上げておりますように、皆さんがこのくらいは必要だろうと思って要求し、それを認めてやってきた中で、やりようによってはこういうこともできた、ああいうこともできた。その結晶がここに8億円なり6億円なり出ているということをご理解いただければ、それで十分だと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 表のことについて質疑を1点いたします。31ページ、合併10周年記念事業についてであります。先ほど市長はこれから1億円ほどの予算をつけていきたいとおっしゃいました。この中には昨年話題になりました大学野球の招聘は入っていないですよ、1億円の中には。あの時には民間の、はっきりいえば寄附金、協賛金で賄うとおっしゃっていますよね。

○議 長 市長。

○市 長 今、別に六大学野球をここに――まだ10周年記念事業としては来ますよ。ご承知のように10周年記念としては来るのです。大原運動公園のこけら落としと市政施行10周年を合わせておいでいただくということです。その事業、これをやるについて私が六大学野球の連盟に行って話をしてきた時は、別に市からどのくらいの金を出さなければならないとか、そういうことは全くありませんので、結果としてそれは市が補填をしなければならない分がでるかもわかりません。それはわかりません。ただ、10周年記念事業ですよ、これ

は当初からそう言っているとおり 10 周年記念事業です。1 億円の中に今入っているかなんて、全く入っていません。だって 1 億円なんていうのは、まださっき言ったように雪まつりの部分がちょっと出てきただけで、これからですから。当然記念事業でありますから、子どもたちを招待したりとか、そういう部分は出てくるわけです。そういうところに例えば市がお金を出さなくてはならなければ、それは出さなければならぬでしょう。

今、六大学野球のオールスター戦を誘致する時に、市が幾ら出さなければならぬという話は一切出ておりませんから、それは観客の皆さん方の収入、あるいはスポンサー、こういうことの中でどうしていくかということできているわけでありまして。これからまたそれを詰めていくといくことでもあります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 74 号議案 平成 25 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって第 74 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思いますのご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は 9 月 9 日午前 9 時 30 分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

〔午後 7 時 57 分〕